

ディスクロージャー誌 2026

地域に生まれ、 地域と共に生きる

私たちは、地域の皆さまと共に歩み、
お客さまと共に地域の発展を目指します。

トップメッセージ	01
業績ハイライト	04
島根中央信金の取り組み	08
内部管理態勢	22
総代会	27
役員・組織	29
事業内容	30
主な手数料	34
店舗一覧	35
資料編	38



島根県観光キャラクター
「しまねっこ」
島根連許諾第9367号

心

ふれあい

親近感

当金庫の概要 (2026年3月末現在)

創 立	昭和23年9月18日
本 店	出雲市今市町252番地1
店 舗 数	21店舗(本店1、支店19、出張所1)
出 資 金	19億36百万円
預金・積金	3,060億円
貸 出 金	1,837億円
会 員 数	26,214名
常勤役職員数	243名

CONTENTS

ごあいさつ	1
中央しんきんと地域とのつながり	2
・経営理念	
・沿革	
2025年度の業績ハイライト	4
トピックス	7
人的資本経営への取組みについて	8
当金庫独自の中小企業支援策	12
デジタル化推進への取組み	14
SDGs宣言への取組み	15
中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況	16
お客さま本位の業務運営への取組み	18
「経営者保証に関するガイドライン」への取組み	20
内部管理態勢の整備	22
・経営管理(ガバナンス)態勢	
・内部統制基本方針の概要	
・リスク管理態勢	
・コンプライアンス態勢	
・マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融の防止態勢	
・反社会的勢力に対する基本方針	
・カスタマーハラスメントに対する基本方針	
・金融分野における裁判外紛争解決制度(金融ADR制度)への対応	
総代会について	27
役員・会計監査人・組織	29
金庫の主要な事業の内容	30
主な手数料一覧表	34
店舗一覧	35

ごあいさつ



平素より、島根中央信用金庫に対しまして、格別のご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

本年も、当金庫の活動と経営内容をより深くご理解頂くために、2025年度のディスクロージャー誌を作成いたしましたのでご高覧いただきますようお願い申し上げます。

2025年度の我が国経済は、米国の関税措置の影響や円安・インフレによるコスト増加等の影響を受けながらも、堅調な企業業績を背景とした設備投資や、賃上げを原動力とした民間消費の増加に下支えされ底堅く推移し、日経平均株価は10月には史上初の5万円台に達しました。国内金利は、日銀の金融政策正常化に伴う追加利上げにより、12月には政策金利が30年ぶりの水準である0.75%に引き上げられ、長期金利についても春先から夏場にかけては1.5%前後で推移していましたが、年末からは2%超えが定着するなど年間を通して上昇傾向が続き、「金利のある世界」が本格化した1年でした。

このような経営環境ではありましたが、当金庫は引き続きFace to Faceによる営業活動に全力を挙げ、地元とともに成長し続ける金融機関、真っ先に使ってもらえる地域一番店を目指しシェアアップに取り組み、売上不振や原材料費、人件費の増加負担に直面する地元事業者に対しても総力を挙げて支援してまいりました。11月には斐川東支店をリニューアルオープンし、また、2026年度に行う久手支店の新築移転工事の着工や、その後の本店の新築移転統合の準備を進めました。お客様の負担軽減や窓口業務の効率化の観点から、1月より全ての店舗において窓口支援システムの本格稼働を開始しました。お客様と職員がタブレットを操作することで伝票の記入を原則廃止し、待ち時間の短縮も図りました。

また、当金庫では育児・不妊治療と仕事の両立ができる環境づくりを行い、2025年度施行の新基準では全国の金融機関で初、また島根県内企業でも初の厚生労働大臣認定の「くるみんプラス」認定を取得、厚生労働省の「トモニン」にも新規登録しました。積極的な若手登用、人材育成、働きやすい職場づくりに努め厚生労働省の「ユースエール認定」(3年連続)、経済産業省の「健康経営優良法人2026(中小規模法人部門)」に3年連続認定、島根県の「こころカンパニー」、「しまね女性の応援企業」、「しまねイクボスネットワーク」、出雲市の「出雲市イクボス宣言企業」に登録しております。

これらの取り組みを地域の皆様にご理解いただいたことで、当金庫の預金積金の期末残高は3,060億円と13期連続で増加し、貸出金も1,837億円に伸長した結果、売上高に当たる経常収益は100億77百万円、金融機関として最も中核的な利益を表わすコア業務純益(投資信託解約損益除く)は16億56百万円、当期純利益は11億55百万円となり、増収増益となりました。これを受け、剰余金処分において配当率を0.7%引き上げ年1.8%から年2.5%とすることとしました。

これもひとえに地域の皆様方の温かいご支援の賜物であり、役職員一同心より感謝申しあげます。

第7次中期経営計画の2年目となる2026年度は、引き続き「収益性基盤の強化」、「健全性基盤の強化」、「人財の育成」を骨子とした施策に取り組み、特に預金の増強、貸出金利回りの市場金利上昇への追随、人的資本の取り組み等に注力してまいりますので、変わらぬご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2026 年 6 月

島根中央信用金庫

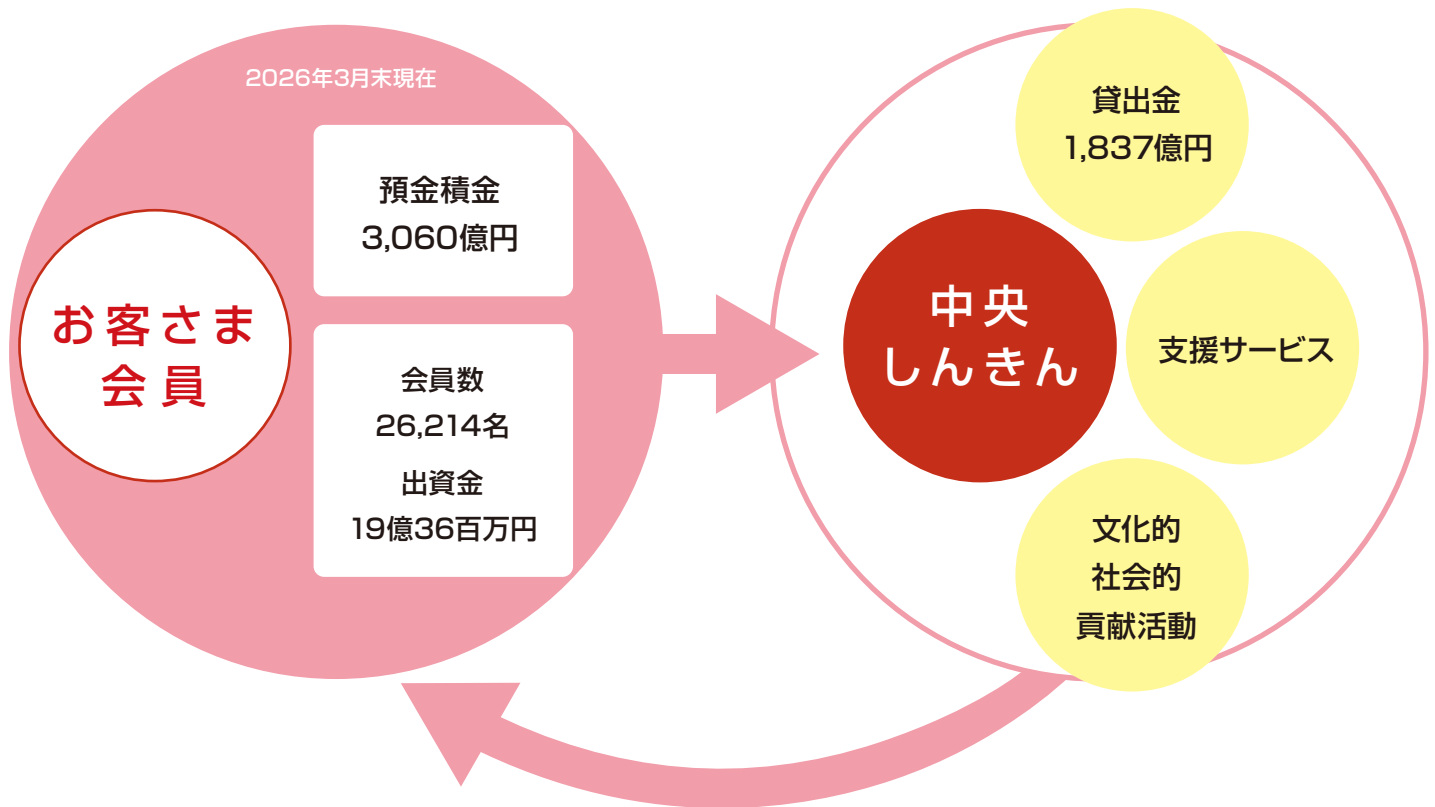
理事長 福間 均

1. 中央しんきんと地域とのつながり

2026年3月末現在

当金庫は、地域の事業者や住民の皆さまが会員となって、お互いに助け合い、発展していくことを共通の理念として運営している相互扶助型の金融機関です。

お客さまからお預かりした大切な資金(預金積金)をもとに、地域で資金を必要とされるお客さまにご融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業や住民の皆さまとの強い絆とネットワークを形成し、地域社会の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、文化・環境・教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取組んでおります。



ご預金について	当金庫は、お客さまの財産形成のお手伝いをするため、目的に応じた各種預金を取り揃えております。また、時代に即した新商品の開発、サービスの提供に向けて努力しております。
ご融資について	当金庫は、地域のお客さまの様々な資金ニーズにお応えするため事業性融資をはじめ、個人向け各種ローンをご用意し、地元の事業者の更なる発展・育成、及び生活向上のために、円滑な資金提供を心掛けております。
資金運用について (貸出金を除く)	お客さまからお預かりした預金の一部は、有価証券などで運用しております。運用にあたっては、適切なリスク管理のもと安全な運用に努めております。
中小企業の経営支援に関する取組みについて	地域の中小企業、個人事業者のお客さまからの経営に関するご相談や創業・新分野への活動を支援するため、業務部法人支援課を中心に取組を強化しております。また、取引先の販路拡大のため、ビジネスマッチングへも取組んでおります。(詳しくは、P12～をご参照下さい。)
文化的・社会的貢献活動	地域のための協同組織金融機関として「地元を愛し、愛される信用金庫」をめざし、様々な活動に取組んでおります。(詳しくは、P7をご参照下さい。)
今期決算について	今年度の決算は、基礎的収益力の向上を背景に、引続き高水準の利益計上となりました。詳しくはP4～6をご参照ください。

■ 経営理念

私たちは、次の3つを経営理念とし、信用金庫の社会的責任と公共的使命の達成に向けて、役職員の総力を結集してまいります。

地域貢献

地域社会の発展に貢献し、
ともに成長する信用金庫を
目指します。

貢献度は地域一番

信 頼

健全経営を堅持し、
信頼される信用金庫を
目指します。

信頼度は地域一番

躍 動 感

職員の生活向上を図り、
躍動感あふれる信用金庫を
目指します。

好感度は地域一番

**地元で確固たる存在感を示し、地元一番店として、
地元とともに成長し続ける信用金庫を目指します。**

■ 沿 革

昭和23年	9月	川本商工業協同組合として設立
昭和23年	12月	大田商工業協同組合として設立
昭和24年	6月	出雲市商工業協同組合として設立
昭和25年	2月	川本信用組合、大田信用組合に改組
昭和25年	3月	出雲市信用組合に改組
昭和27年	5月	大田信用金庫に改組
昭和28年	5月	川本信用金庫に改組
昭和44年	8月	川本信用金庫と都野津信用組合が 合併し島根中央信用金庫に改称
昭和49年	4月	島根中央信用金庫と大田信用金庫が 合併し、島根中央信用金庫を設立
昭和59年	10月	出雲市信用組合を出雲信用組合に改称
平成 6年	9月	出雲信用組合と大社信用組合、 平田信用組合が合併
平成18年	11月	島根中央信用金庫と出雲信用組合が 合併し、新生島根中央信用金庫として スタート
平成30年	9月	創立70周年を迎える



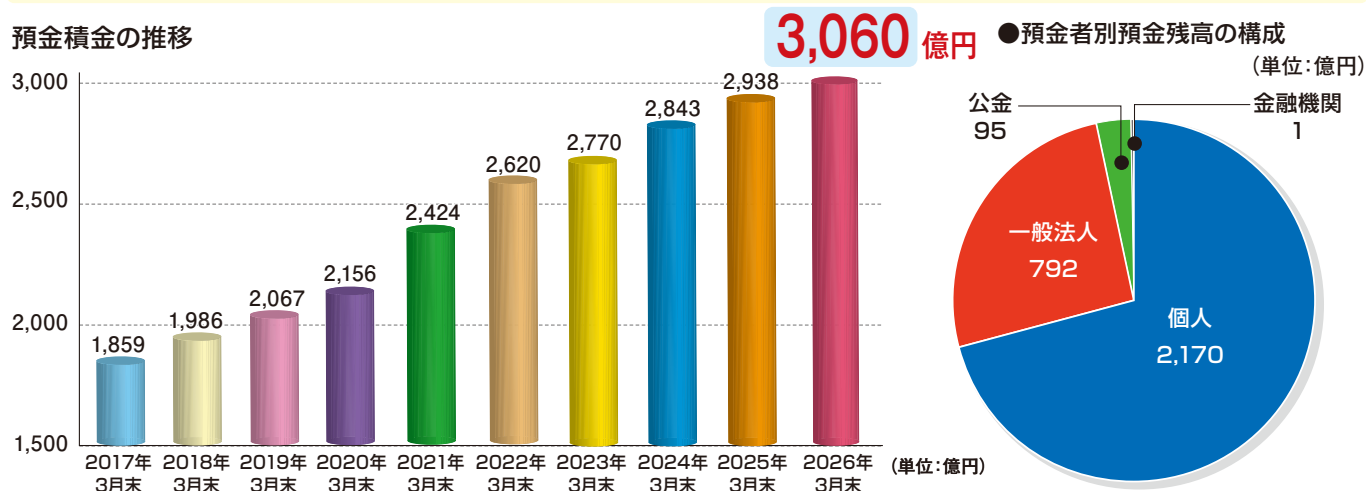
島根中央信用金庫本店

2. 2025年度の業績ハイライト

預金積金の状況

預金積金残高は、主に個人のお客さまからの預金が増加し、前期比121億76百万円(4.1%)増加の3,060億68百万円となりました。増加は13期連続で、過去最高の期末残高となりました。

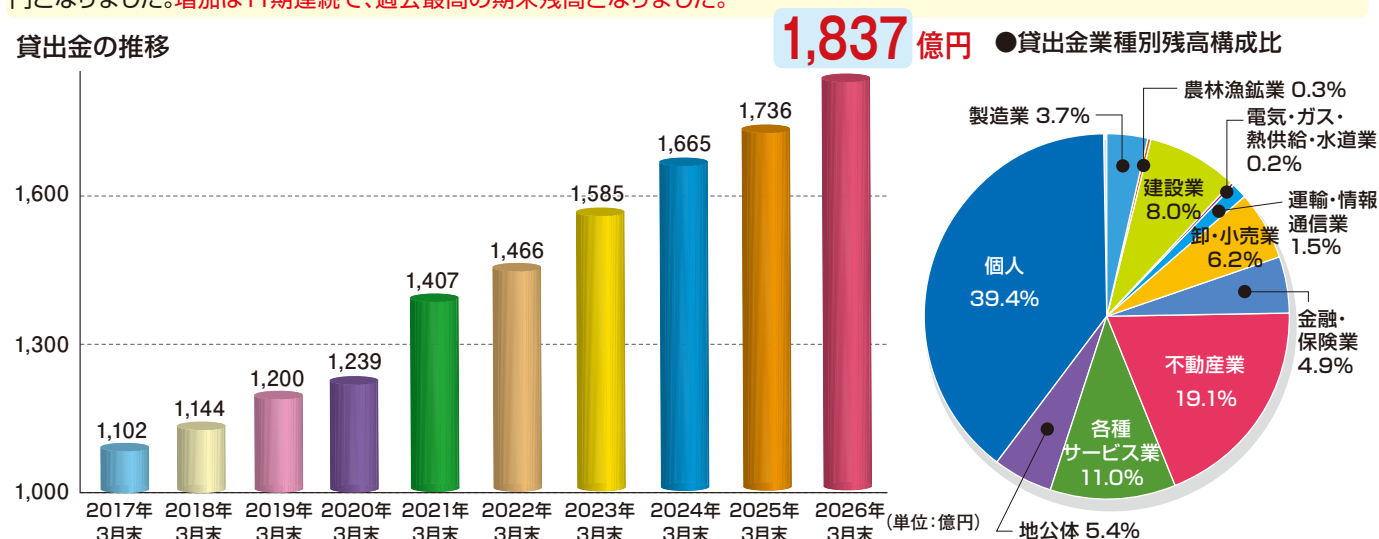
預金積金の推移



貸出金の状況

貸出金残高は、引き続き地域のお客さまの資金ニーズに積極的にお応えし、前期比101億32百万円(5.8%)増加の1,837億90百万円となりました。増加は11期連続で、過去最高の期末残高となりました。

貸出金の推移

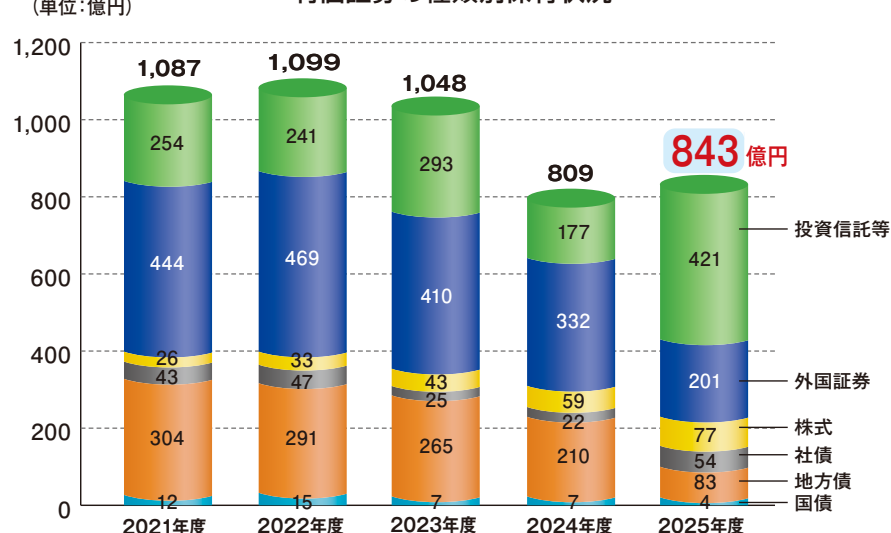


有価証券の状況

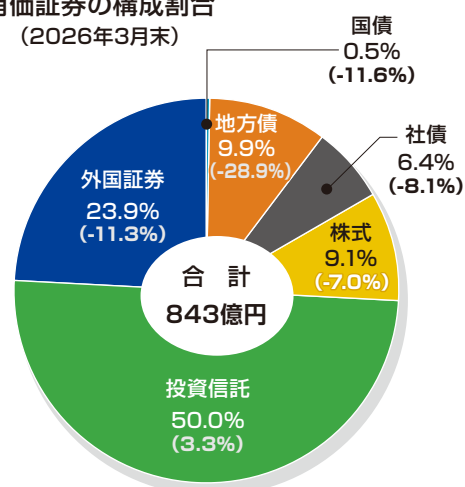
有価証券残高は、貸出金の増加があったものの、預金の増加から33億52百万円(4.2%)増加の843億16百万円となりました。市場金利の上昇に伴い地方債等に金利リスクによる評価損が発生していますが、満期時には額面で償還されるもので信用リスクはありません。なお、当年度ではポートフォリオの見直しから、地方債を126億92百万円(▲60.2%)圧縮しました。

(単位: 億円)

有価証券の種類別保有状況



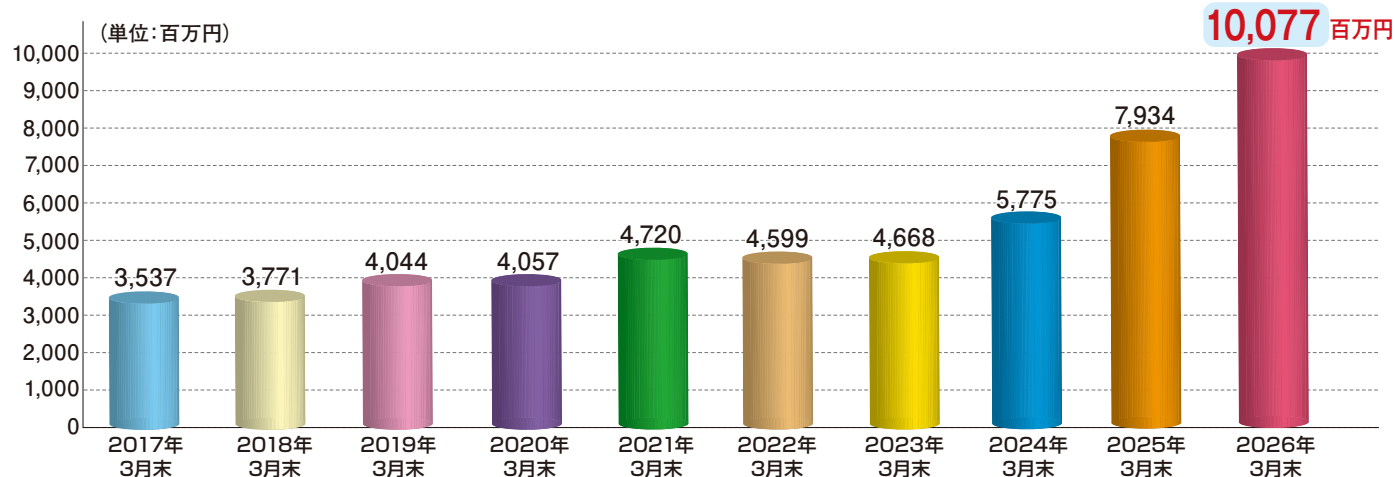
有価証券の構成割合 (2026年3月末)



※円グラフの割合は貸借対照表計上額における各有価証券種類の割合を、()内は種類別の評価損益の割合を記載しています。

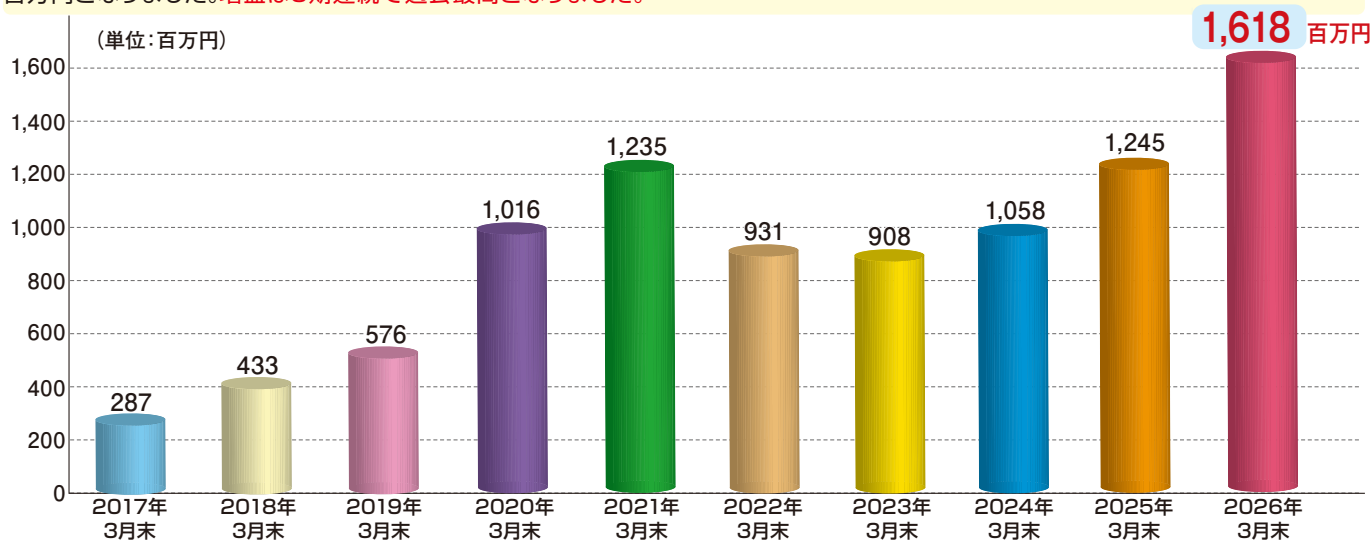
経常収益

経常収益は、貸出金利息の増加等により資金運用収益が増加したことや、有価証券ポートフォリオの組み換えに伴う債券売却益が増加したこと等により前期比21億42百万円(27.0%)増加の100億77百万円となりました。**増収は4期連続で過去最高となりました。**



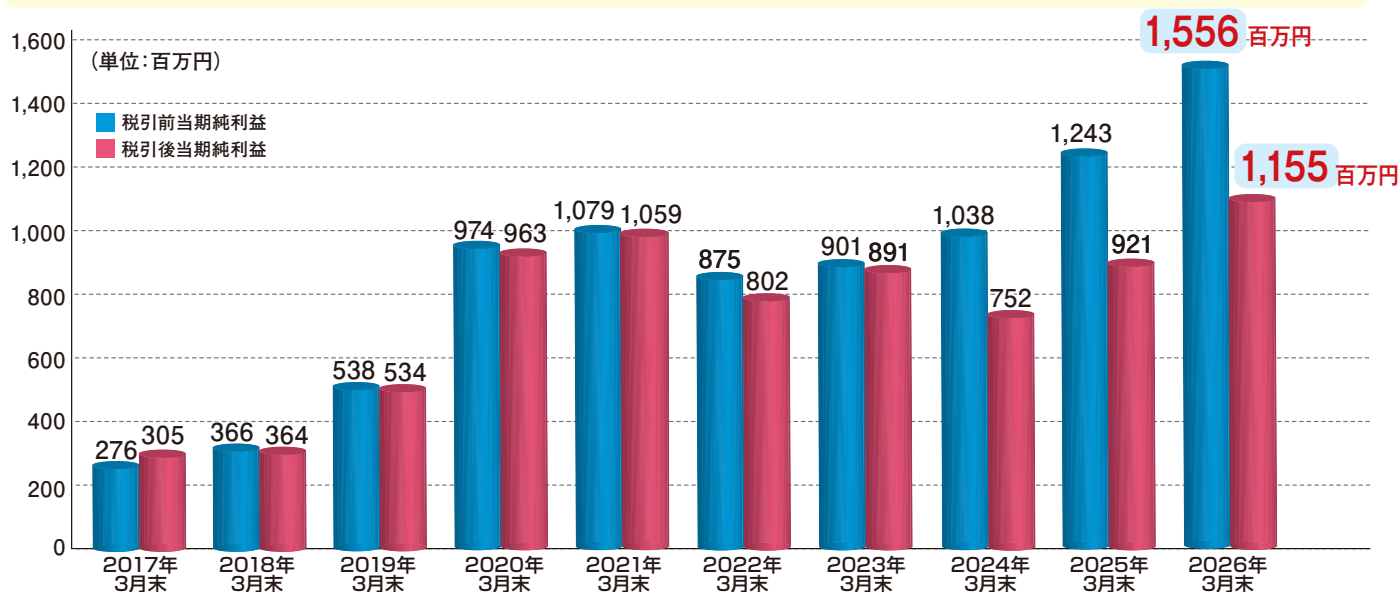
経常利益

経常利益は、預金利息の増加等の費用を資金運用収益の増加が上回ったことから、前期比3億72百万円(29.9%)増加の16億18百万円となりました。**増益は3期連続で過去最高となりました。**



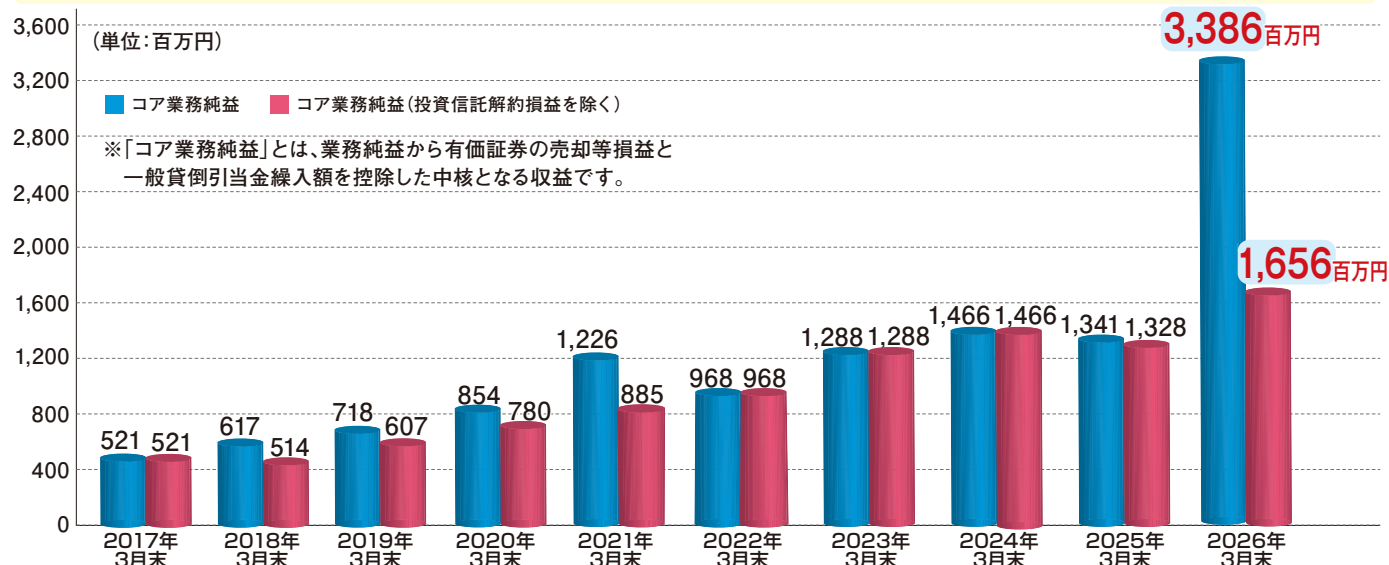
当期純利益

税引後当期純利益は、前期比2億34百万円(25.4%)増加の11億55百万円となり、**2期連続の増益で過去最高となりました。**これにより対前期で増収増益の決算となりました。

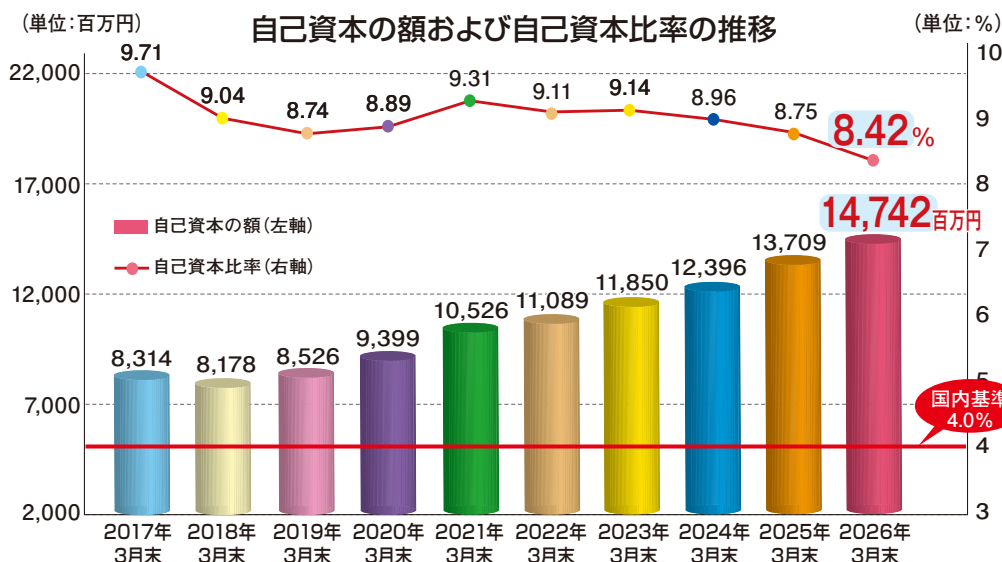


コア業務純益 コア業務純益 (投資信託解約損益を除く)

本業での最も中核的な収益力を示すコア業務純益(投資信託解約損益を除く)は、第7次中期経営計画の取り組みにより効率性が改善し、基礎的な収益力が向上したことから、前期比3億28百万円(24.7%)増加の16億56百万円となりました。対前期で増益となり、過去最高となりました。



自己資本比率の状況



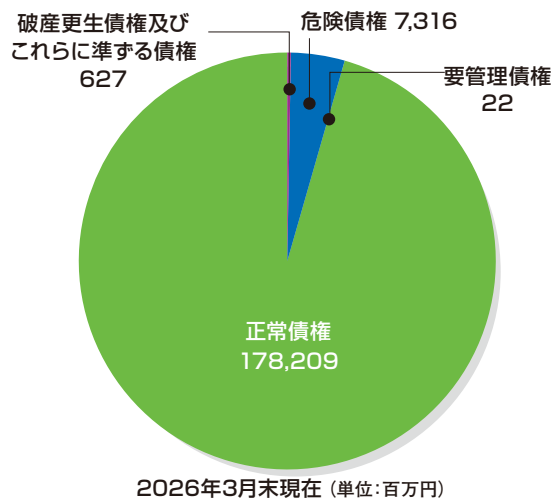
経営の健全性を示す自己資本は、順調な利益の蓄積により前期比10億33百万円(7.5%)増加し、147億42百万円となりました。

自己資本比率は、2025年3月期からのより厳しい新基準であるバーゼルⅢに対応したことや、貸出金等のリスクアセットが増加したことから、前期比0.33ポイント低下し、8.42%となりました。

なお、国内基準の4.00%を大きく上回っており、健全性には問題ありません。

不良債権の状況

金融再生法による開示債権及び同債権に対する保全状況



(単位:百万円)

債権の区分		2026年3月末
金融再生法上の不良債権(A)		7,966
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	627	
危険債権	7,316	
要管理債権	22	
三月以上延滞債権	-	
貸出条件緩和債権	22	
正常債権	178,209	
合計(B)	186,176	
保全額(C)		6,600
担保・保証等	5,276	
貸倒引当金	1,324	
保全率(C)/(A)	82.85%	
不良債権比率(A)/(B)	4.27%	

不良債権比率は、前期比0.02ポイント上昇し、4.27%となりました。なお、不良債権の82%は担保や貸倒引当金で、残り18%も自己資本でカバーされており高い保全率で健全性に問題はありません。

また、当金庫では可能な限り再生支援することを第一としていることから、積極的な不良債権比率の引き下げは行っておりません。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。

要管理債権

信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。

三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。

貸出条件緩和債権

債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。

正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。

3. トピックス

斐川東支店が内装などを一新してリニューアルオープンしました。



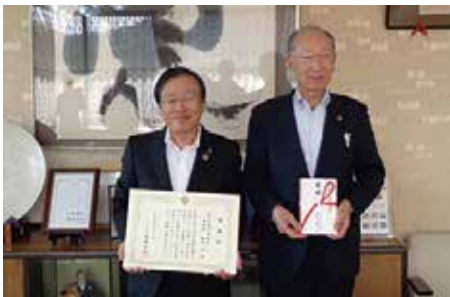
2025年11月4日、斐川東支店をリニューアルオープンしました。

リニューアル後は、ATMコーナーの入り口を自動ドアへ変更し、どなたにでもご利用いただきやすいようバリアフリーとしました。また、店内の内装は接客カウンターや応接室等を改装し、お客さまがご来店いただきやすい店舗としました。更に、照明は全館LED照明へ変更し、環境に配慮した店舗とし、職員が利用するバックヤードの設備等も一新、職員が働きやすい職場環境の整備も実施しました。

リニューアルオープンから3日間はオープンイベントを実施し、ご来店の方々へ地元で人気の食パンや感謝せんべい、感謝かりんとうやお菓子を配布させていただき、多くのお客さまにご来店いただきました。

当金庫は、今後も地域の方に必要とされご愛顧いただけるよう店舗の新築や改装等を進めてまいります。

地域貢献活動



島根県内の6つの自治体へ、企業版ふるさと納税による寄附を行いました。



積極的な地域行事への参加を行っています。
※写真は太田市のお祭り「天領さん」への参加



今年度も中央しんきん「プレミアム旅行会」(東京観光2泊3日)を開催しました。

環境・福祉活動への取組



「しまね子ども食堂ネットワーク」事務局の島根県社会福祉協議会へ「SDGs・ESG定期預金(第二弾)」にかかる寄附を行いました。



日本赤十字社の献血サポーターに登録しており、長年献血事業へ協力しています。



2025年4月女性職員の制服を刷新、その際SDGsの観点から旧制服についてリサイクルシステムを利用し、環境負荷軽減と資源の有効活用に取り組みしました。

地域経済活性化への取組



2026年1月5日・6日、新年賀詞交換会を出雲・大田の2会場で開催しました。



「いずも産業未来博2025」にいずも創業・第二創業・事業承継に係る連携支援「御縁」として法人支援課がブース参加しました。



地域の方々へ向けた各種セミナーを開催しています。
※写真:「創業フォローアップセミナー」

4. 当金庫の人的資本経営への取組について

経営理念

職員の生活向上を図り、躍動感あふれる信用金庫を目指します。

経営方針

協調と融和を基本に、人材の育成に努め、気概と誇りを持った企業集団を築きます。

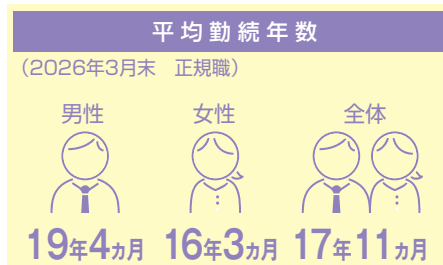
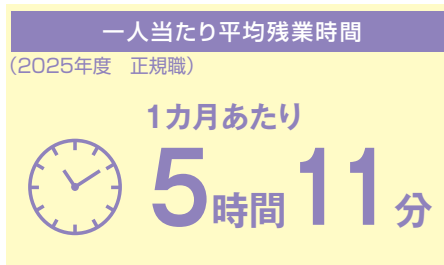
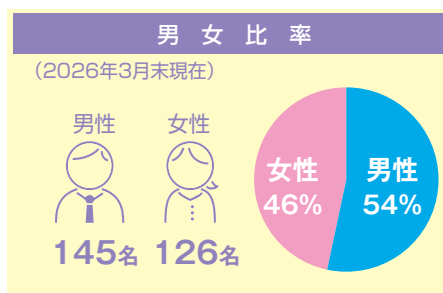
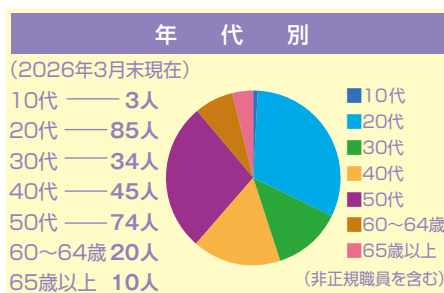
■ 1. 当金庫の人財戦略に対する基本的な考え方

当金庫は、経営方針に「人材の育成」を掲げ、第7次中期経営計画においても重点施策としており、その為の人的資本経営の推進、DE&I(ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン)は経営における最重点項目と位置付けています。

当金庫では創造性・多様性はサスティナビリティに関する重要な課題であると考えており、また多様な人財の活躍は創造性・生産性を高めるためのイノベーションを促進するものと考え、経営理念である「躍動感あふれる信用金庫」を目指すために、「働きがい」「働きやすさ」「女性の活躍の推進」等に積極的に取り組み、職員全員が当金庫で働くことに自信を持てるような経営を推進しています。

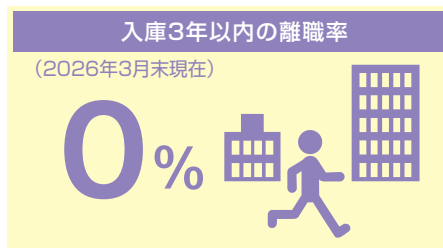
「地元で確固たる存在感を示し、地元一番店として、地元とともに成長し続ける金庫を目指します」という当金庫の長期ビジョンを達成するために、今後も多様な人財が活躍できる人的資本経営の推進、DE&Iの実現に向けた取り組みを進めて参ります。

■ 2. 当金庫の働き方データと登録・認定されている、人的資本経営を推進する各種制度



■ ユースエール企業への認定

当金庫は、若者が働きやすい中小企業として厚生労働大臣が認定する「ユースエール企業」に2023年9月から3年連続で認定されています。ユースエール認定制度は、若者の採用や育成に積極的で有給休暇の取得率が高いなど、働きやすい職場を表彰する制度で、当金庫の若者の採用実績や離職率の低さ、有給休暇の取得実績の高さなどが評価されています。

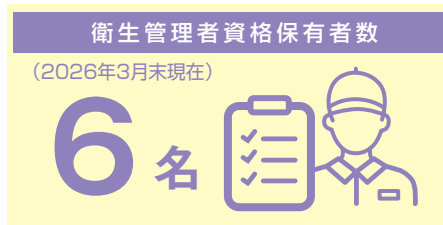
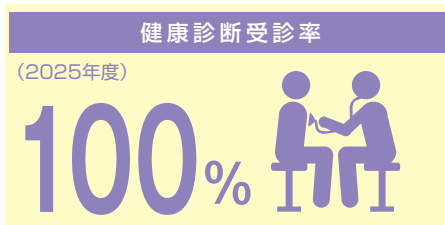


■ 健康経営の実践

心身の健康、ワーク・ライフ・バランス等を図る目的で、就業時間・休暇制度に対し「正規職員の一人当たりの時間外労働時間を月平均15時間以内」、「年次有給休暇の取得日数を一人当たり平均10日以上」を目指すというKPI(個別の目標数値)を定めています。

職員とその家族の健康や公私ともに充実した生活が当金庫の経営を支える土台であるとの考えから、当金庫では役職員の心身の健康は重要な経営課題であると位置付け、「健康経営宣言」を定め、働きやすい環境づくりや役職員の健康づくりの支援に取り組んでいます。

2026年3月には経済産業省および日本健康会議が実施する「健康経営優良法人(中小規模法人部門)」に3年連続で認定されました。



女性の活躍推進

管理職に占める女性の割合

(2026年3月末現在)

管理職



10人 14.7%

代理職



30人 75.0%

DE&I推進の一環として「管理職（次長以上）に占める女性職員の割合15%以上」を目指すというKPIを定めています。女性職員へ向けた研修やキャリアチャレンジの制度など多くの機会を用意することによりチャレンジへの意欲を高め、職員の多様な能力や個性を十分に発揮できるやりがいのある職場環境を整備し、組織の活性化を図ります。

当金庫は2025年3月、女性活躍推進法に基づき女性の活躍を推進している企業を厚生労働省が認定する「えるぼし（2つぼし）」に認定されました。採用、継続雇用、労働時間等の働き方や多彩なキャリアコースなどが評価されました。

また、当金庫は女性の活躍推進に向けて積極的に取り組む企業を島根県が登録する「しまね女性の活躍応援企業」へ登録しています。



男女の賃金の差異

当金庫における男女の賃金の差異は、等級、在職年数、人数、時間外労働時間などの違いによるもので、賃金は当然、性別に関係なく同一の基準を適用しています。

当金庫では第7次中期経営計画において人財の育成を基本戦略の柱に掲げ、女性活躍、職員のエンゲージメント向上と働きがいの連動、公平・適正な人事考課の実施等を更に進めていくこととしており、等級構成等の改善にも積極的に取り組み、人財の育成を一層加速させたいと考えております。

男性の賃金に対する女性の賃金の割合



82.1%



85.3%



110.8%

※男女の賃金差異とは「男性の賃金に対する女性の賃金の割合」を表します。

※正規雇用労働者とは、定年再雇用嘱託を含む正規職員および正規職員と同一の労働時間で勤務する無期雇用の契約職員を表し、非正規雇用労働者はそれ以外の職員（準職員・嘱託職員・パート職員）を表します。

※賃金の対象は、基本給、超過労働に対する報酬・賞与等となり、前払退職金と通勤費は除きます。

※休職中の職員で、勤務日数0日かつ給与の支給がない場合につきましては、人数・金額ともに対象に含まれておりません。



妊活・出産・育児のサポート

育児休業取得率

(2025年度)

男性



女性



85.7% 100%

※男性については、育児・介護休業法に基づき算出しています。

柔軟な働き方やワーク・ライフ・バランスの充実、職員家族の幸せを願い、当金庫では「育児休暇等・育児目的休暇の男性職員の取得率70%、女性職員の取得率100%」を目指すというKPIを定めています。

仕事と妊活・育児のワーク・ライフ・バランスを改善、充実させるために男性・女性職員共に妊活サポートや育児休業の取得を推奨し、制度を利用しやすい環境づくりを行っています。2025年度から始まった第7次中期経営計画でも妊活・育児・介護に配慮した職場環境の整備に取り組むこととしており、更にこの取り組みを進めて参ります。

当金庫は2025年8月、子育てや不妊治療と仕事の両立に注力する企業を厚生労働省が認定する2025年度基準（新基準達成）の「くるみんプラス」に全国の金融機関で初、及び島根県の企業で初の認定を受けました。更に今年度からは「トモニンマーク」を掲げ、仕事と介護を両立できる職場環境の整備促進に積極的に取り組んでいます。また、仕事と子育て中の従業員を積極的に応援する企業を認定する「こころカンパニー」へ認定されています。



「くるみんプラス」2025年度基準（新基準）
認定通知書交付式

4. 当金庫の人的資本経営への取組について

● 女性の活躍推進をサポート 不妊治療支援規程を制定

不妊治療は通院スケジュールの調整のしにくさなど、負担が大きく、仕事との両立に困難を抱える職員が少なくありません。そのため、職員が長く安心して働き続けられる職場実現のために、2025年3月、仕事と不妊治療の両立支援を目的とした「不妊治療支援規程」を制定しました。併せて、2022年から仕事と不妊治療の両立支援の一環として「職員向け妊活両立・子育て支援セミナー」を継続開催しています。

当金庫では今後も引き続き全職員が活躍できる職場づくりを進めて参ります。

● 子育てのサポート 中央しんきんわいわいスクール開校 ～「小1の壁」に対応した両立支援～

「小1の壁」に対応した両立支援の一環として、当金庫では前年度「中央しんきんわいわいスクール」を開校いたしました。この取り組みは当金庫の職員が、夏休み・冬休みなどの、児童クラブや親族へ子どもを預けることができない日に当金庫の職員同士が連携して金庫内でお子さんをお預かりする取り組みです。子育てする職員が安心して仕事に取り組むことができる環境づくりと支援を行い、さまざまな事情を抱えるチームのメンバーが、それぞれ持てる能力を最大限発揮できる組織を目指しています。



わいわいスクールの様子

■ 多様な人財が活躍するための取り組み

● 障がい者の雇用状況

当金庫は、多様な人財が活躍できる組織作りのため、DE&Iを経営の重要課題の一つとして位置付けています。その一環として、障がい者雇用を単なる法的義務の履行ではなく、多様な視点や才能を経営に活かすための重要な取り組みとして推進しています。

当金庫の障がい者の実雇用率は3.2%となっており、法定基準の2.5%を大きく上回っています。これは、計画的な採用活動と入庫後の充実した支援体制に取り組んだことによるものです。

障がいのある職員については、定期面談による状況把握や必要な合理的配慮の提供はもちろん、勤務時間の柔軟な調整も実施しています。こうしたサポートにより高い定着率を維持しているほか、正規職員への転換や、1年間の育児休業を取得して復職した事例も生まれるなど、ライフイベントと仕事を両立できる職場環境の整備が進んでいます。

個々の特異なスキルを活かした業務配置は、当金庫の持続的な成長において今後も大きく貢献されるものと期待しています。こうした一連の取り組みは外部からも評価され、島根県の特設ページ「選ばれる会社になるために」でも紹介されています。

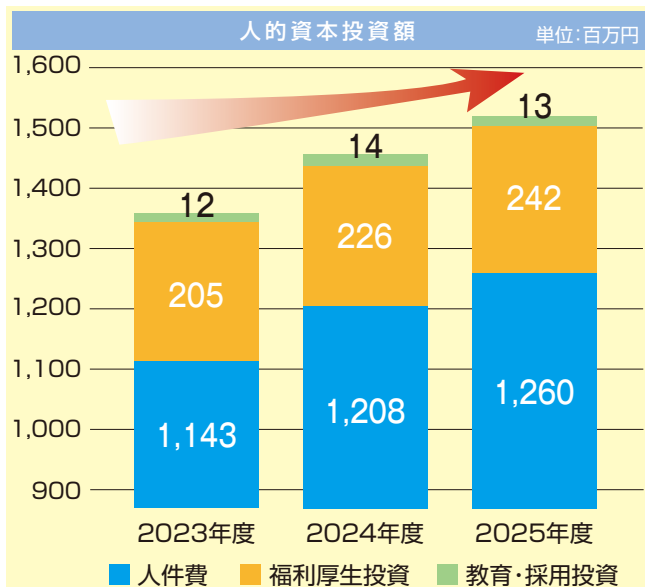
3. 人的資本投資への取組強化

● 人的資本投資

当金庫は第7次中期経営計画において、人財の育成を重要な経営戦略と位置付け、お客さまからの信頼を得ることや専門性の高い提案・課題解決ができる能力を育成することを掲げております。当金庫では全職員の人的価値の向上を図るため、人的資本投資を積極的に行うことで、役職員一人ひとりの夢やウェルビーイングの実現につなげ、且つチャレンジ意欲やモチベーションの向上を図り自律的な成長による人財育成を加速していきます。

● 研修の充実

当金庫は第7次中期経営計画において、マルチスキル化の推進、企画・営業・目利き力の向上、専門性の高い提案・課題解決能力や、若手・女性・シニア職員の活躍を掲げております。そのために全役職員へ座学や実践型研修等様々な成長機会の提供を行っています。



研修受講
延べ人数

男性1,144人
女性1,019人

年間
研修時間

438.1時間

教育研修
関連費用

11.5百万円

4. 職員の仕事と私生活の両立、働き方改革への取り組み

当金庫では職員の仕事と家庭の調和は金庫のサステナビリティ向上の重要な課題であると考えており、金庫および職員の成長に結びつく働き方改革には積極的に取り組み、有給休暇の取得促進や時間外労働の抑制などの「働きやすさ」と従業員エンゲージメントを高める「働きがい」を両軸で推進しています。各種休暇制度の拡充や育児のための時間外労働制限など、職員がワーク・ライフ・マネジメントを果たせ、仕事とライフイベントの両立ができるように職場環境を整備し続けて参ります。

このような職員の成長と経営が一体化されている働き方への取り組みが評価され、当金庫は2024年11月、働きやすく、いきいきと働き続けられる職場づくりについて優れた取り組みを島根県が表彰する「しまねいきいき雇用賞」を受賞しました。

また、当金庫では、2024年8月に「イクボス宣言」を宣言し、島根県の「しまねイクボスネットワーク」へ加入、出雲市の「出雲市イクボス宣言企業」へ登録しています。



● 島根県議会総務委員会の皆さまが当金庫の魅力ある職場づくりを視察するためにご来庫されました。

2025年8月、島根県議会総務委員会のみなさまが、「若者・女性が働きたいと思える魅力ある職場づくりに向けた取り組みの推進」というテーマについて、当金庫が取り組んでいる人財戦略等の調査や意見交換を行うためにご来庫されました。若手職員への教育制度や性別を問わないジョブローテーションによるマルチスキル化、及びこれらの取り組みによる時間外労働の削減や若手職員の離職率の低下などにおいて、当金庫が成果を上げていることに着目いただき、今回の視察が実施されました。

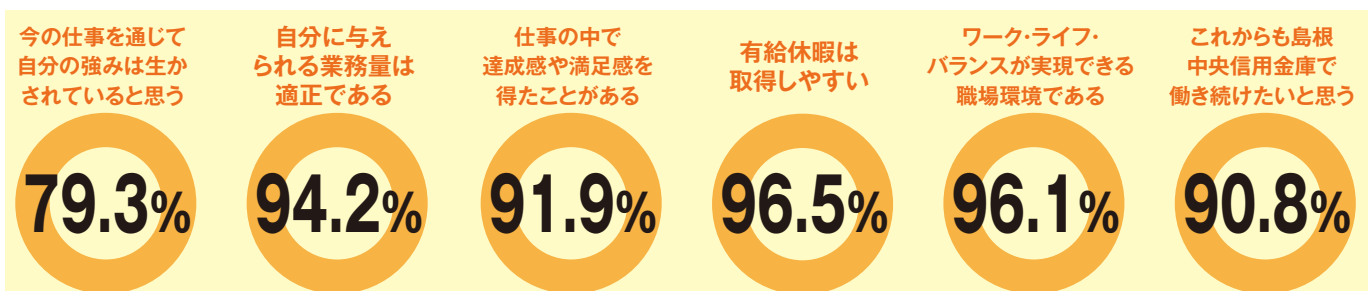
当金庫からは、人財戦略に対する考え方や、取り組んできた具体的な施策、職員や管理職の男女比などの具体的な変化について説明し、その後活発な意見交換が行われました。



5. 職員エンゲージメントについて

● 2025年度 職員へのアンケート結果

多様化する役職員の就業意識や仕事・組織に対する考え方など率直な意見を聴取し、当金庫の職場環境における課題等を明確にし、よりよい職場環境の実現に向けた改善活動に取り組んでいます。



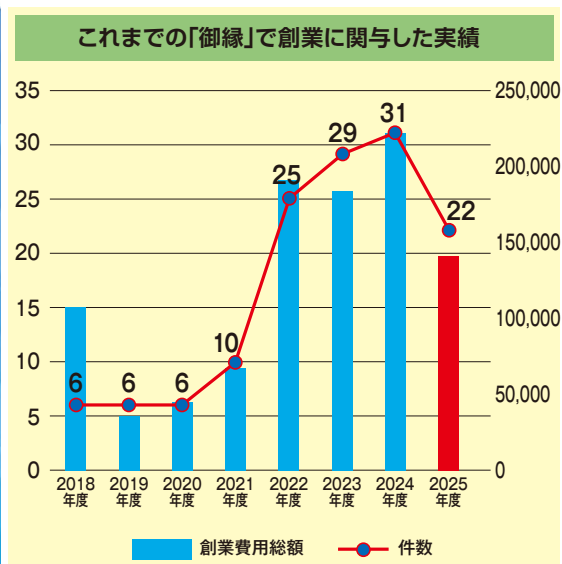
※当結果はコンプライアンスアンケートとして全職員へ無記名で行ったアンケート結果の内容を一部抜粋したものであり、質問に対し「1.その通り」「2.どちらかといえばその通り」「3.どちらかといえば違う」「4.違う」、の4択で回答するもので、上記割合は全回答者のうち「1.その通り」と「2.どちらかといえばその通り」を選択した職員数を合計したものの割合です。

5. 当金庫独自の中小企業支援策

■ 1. 当金庫独自の中小企業支援策

＜創業支援＞ いずも創業・第二創業・事業承継に係る連携支援『御縁』

2018年、出雲市内の支援機関によって「創業・第二創業・事業承継」をサポートするために発足した地域連携です。定期会議にて相談者情報を共有し、事業ステージに合わせた支援メニューを話し合うワンストップのサービスです。各機関の支援事業を年間スケジュール化することで、創業に興味を持たれた段階から開業後のフォローアップまで相談者の成長に応じたサポートが可能となりました。参加団体は当金庫のほか出雲商工会議所、平田商工会議所、斐川町商工会、出雲商工会、ミライビジネスいずも、日本政策金融公庫です。出雲市からも、ご意見をいただいています。



2025年度、8年目を迎えた「御縁」は22件の創業案件を受付し、これまでの累計受付件数は135件となりました。近年の特徴としては、「飲食業」や「美容業」の他、「介護・福祉事業」が創業案件の上位となっています。

＜中央しんきんの本業支援活動＞

当金庫では、お取引先に参加していただく本業支援活動を行っています。前年度も日本政策金融公庫との共催による「創業フォローアップセミナー」等を開催したほか、本店所在地である出雲市では「創業塾」「創業実践塾」、「いずも産業未来博」への参加、その他、大田市や美郷町とも連携し創業の拡大を図っています。

2025年度 本業支援活動について

日付	支援内容・活動実績
2025年5月12日～9月27日	出雲市「創業塾」へ法人支援課2名が補助員参加
2025年10月2日	日本政策金融公庫との共催で「創業フォローアップセミナー」を開催
2025年11月8日～9日	「いずも産業未来博2025」へ法人支援課2名が「御縁」ブース担当として参加
2026年2月13日	法人支援課主催で女性職員向け「事業改善計画策定者育成研修会」開催
2026年2月19日	『御縁』連携団体共催で「女性のための創業カフェ」を開催
2026年3月23日	創業連携支援「御縁」による「創業セミナー」を開催

＜中央しんきんのビジネスマッチング＞

当金庫では、営業店へ寄せられたお取引先のさまざまな課題やニーズに対し、営業店と本部(業務部法人支援課)が連携し、専門家(外部機関)への仲介や同行訪問等を行い、解決に向けた各種ビジネスマッチングを行っています。しんきんネットワークを活用した事業承継やM&Aなども可能なことが特徴です。

2025年度 庫内・外部連携マッチング支援実績	
補助金等申請支援	2件
創業計画策定支援	35件
創業資金支援	7件
事業承継支援	3件
M&A支援	6件
ビジネスマッチング支援	16件
不動産情報提供	7件
仕入先等紹介支援	2件
販売先等紹介支援	4件
専門家派遣	5件
セミナー参加案内	11件
合計	98件



2. 地域の面的再生への積極的参加

島根県内3信用金庫ビジネスフェア・島根県産品展示商談会2026の開催

2026年3月6日、7日に松江市くにびきメッセで「島根県3信用金庫ビジネスフェア・島根県産品展示商談会2026」を島根県内3信用金庫（しまね信用金庫、島根中央信用金庫、日本海信用金庫）と島根県との官民連携で共同開催いたしました。

この取り組みは、島根県内に事業拠点がある食品・工芸品等の関連事業者のため、ビジネスマッチングの場を提供し、県内外に島根県の食とものづくりをPRし、県産品の魅力を発信することで、「しまねブランド」の価値向上と地域経済の活性化を図ることを目的としています。

4団体共催でのビジネスフェアは昨年に引き続き2回目となり、出店事業者数や一般来場者共に県内最大級のイベントです。

当金庫は今後も地域の事業者さまの販路拡大等への支援を通じ、地域経済の活性化に貢献します。



創業フォローアップセミナーの開催

2025年10月2日、ビッグハート出雲にて日本政策金融公庫と共催で「創業フォローアップセミナー」を開催しました。

今年度は「補助金制度・価格設定・情報発信」と支援機関の方からの各種支援策の説明についてのセミナーを実施し、これから創業をお考えの方、創業後間もない方など24名の受講者の方と金融機関の職員5名にご聴講頂きました。

近年出雲市内でも新規創業者が多く、当金庫は今後も引き続き創業事業者の方のバックアップに注力してまいります。



新年賀詞交換会(出雲・大田2会場)の開催

2026年1月6日、7日新年賀詞交換会を開催しました。

この会は当金庫のお取引先とお取引先同士が一堂に会し、新年のあいさつを交わし、多くの方々と名刺交換ができる場を当金庫が提供し、地域経済の活性化を図るという趣旨で毎年開催しています。

今年は申込者数で出雲会場263名、大田会場120名の合計383名のご参加をいただき、新年の賀詞交換からお取引先同士または初めてのお取引につながる深耕の機会を提供させていただきました。

今年も大変盛況で多くの方で賑わい、またご参加者さまからは大変ご好評いただき有意義な会となりました。

今後も当金庫は地域のお客さまが共に成長できる機会創出に積極的に貢献してまいります。



6. デジタル化推進への取り組み

■ 1. 中央しんきんVISA一体型ICキャッシュカード「縁en」



中央しんきん VISA
一体型ICキャッシュカード「縁en」は

ICキャッシュカード クレジットカード カードローン

**3つの機能を1枚のカードにまとめた
便利で頼れる多機能カードです。**

VISA一体型ICキャッシュカード「縁en」

預金口座登録で
キャッシュレス

PayPay Pay
R Pay d払い ALL PAY
Bank Pay J Coin

ETC専用カード発行

電子マネー iD 対応

iD 縁カードは
iD対応!

非接触
対応

WAON無料発行

当金庫で申し込んだWAONなら縁カードで
チャージ可能! 発行手数料・年会費無料!

クレジットカード 初年度無料

当金庫ATM手数料無料

2年目以降の
年会費も
無料にできます!

①～③のうちいずれかひとつ
①年間10万円以上利用
②3大キャリア料金または中国電力金支払
③カード利用代金WEB明細登録かつ
過去1年間に請求実績が6回以上

縁カード保有で
各種ローン 金利優遇

縁カードでたまった
ポイントは
POINTに
交換できます!!

「縁en」カード新規お申込の方へ

もれなく QUOカード 500円分プレゼント! 専用当座貸越を
お申込の方には さらに QUOカード 500円分プレゼント!

中央しんきん縁カードは、ICキャッシュカードとクレジットカードの機能を1枚のカードにまとめた便利で頼れる高機能カードです。

このカード1枚でキャッシュカードとクレジットカードの機能が使え、カードローン機能もプラスできるため、1枚で3役としてご利用いただけます。

更に、クレジットカード年会費は初年度無料で条件を満たせば2年目以降も無料、当金庫のATMであれば平日・土・日・祝日を問わず時間外手数料も無料でご利用いただけます。また「縁カード」を持っているだけで当金庫の住宅ローンや自動車関連ローンなどの各種ローンのご利用時に金利を引き下げいたします。

PayPayやJ-Coinなどのスマホ決済サービスへの預金口座即時チャージ機能や各種キャッシュレス決済機能もちろん使用可能です。ICチップ付きカードで安全性も高く非接触でクレジット決済ができる便利なカードです。

■ 2. 窓口支援システムの導入による伝票レスでの窓口取り引きを開始

当金庫では、お客さまの利便性向上とサービス品質の向上を目的として、全店舗の窓口にはタブレット端末を導入しています。各種お手続きや商品・サービスの案内を画面でわかりやすくご確認頂けるほか、入力内容をその場で確認できるため、より正確でスムーズなお手続きが可能となりました。

また、ペーパーレス化を推進するとともに手続きの効率化による待ち時間の短縮や、お客さまにより快適にご利用いただける窓口サービスの実現を目指しています。



■ 3. 渉外支援システムの活用による訪問活動の充実化

当金庫では渉外支援システムを導入しており、お客さまへの訪問活動やご相談対応の充実に取り組んでいます。

営業係が訪問先において、お客さまのお取引内容など店舗に帰らなくてもその場で把握できるため、お客さま1人ひとりのニーズに応じた商品・サービスをわかりやすくご案内できるほか、迅速かつ丁寧な対応が可能となりました。

電子署名による受取書や預り証のペーパーレス化によりお客さまの書類保管も不要となりました。今後もデジタル技術を活用し、お客さまの利便性向上とサービス品質の向上に努めてまいります。





7. SDGs宣言への取り組み

当金庫は、事業活動を通じてSDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献し、持続可能な地域社会の実現を目指すことを宣言し、推進に取り組んでいます。

<重点項目>

1. 地域経済の持続的繁栄

- ・ 地域事業者への徹底した経営改善支援や資金繰り支援に加え、島根3信金ビジネスフェアの主催や山陰信金クラウドファンディングの運営などの経営サポートを一段と強化し、地域経済の維持・発展に貢献します。
- ・ お客さまのニーズに対応する商品・サービスの迅速な開発と、絶え間ないブラッシュアップによりサービス向上に一層努め、地域とともに持続可能な発展を目指します。
- ・ 特に中山間地において、旧JR駅舎内への店舗移転や少人数・時短営業の活用などにより可能な限り店舗網を維持し、地域の金融インフラの維持・向上に貢献します。
- ・ 技術革新や社会構造の変化を踏まえ、先進的な金融サービスの提供への取り組みを通じて地域経済の発展に貢献します。
- ・ 地域の将来を担う次世代の人材確保や育成につながる取り組みをサポートします。



2. 暮らしやすい地域社会の実現

- ・ 資産形成定期預金や各種定期預金等の取扱いを通じ、地域の皆様の安定的な資産形成に貢献します。
- ・ 地域にとって必要とされている事業者に対する経営改善支援、資金繰り支援を一層強化し、もって地域の皆様の利便性向上及び地域社会の活性化に貢献します。
- ・ 店舗入口のスロープ設置や伝票等のユニバーサルデザイン化、解りやすく利用しやすい金融サービスの提供など、ご高齢のお客さまに配慮した取り組みを推進します。
- ・ 地域を支える皆様の健康や福祉の増進につながる取組みに努めます。
- ・ 反社会的勢力への対応強化やマネー・ローンダリング管理の強化など、犯罪や不正の防止につながる取組みに一層努めます。
- ・ 地域の貴重な資源である環境の保全につながる事業や取組をサポートします。
- ・ 各種ハラスメントの防止に全力を挙げ、個性を尊重する明るく風通しの良い職場づくりに努めます。



3. パートナーシップの発揮

- ・ 出雲市創業支援事業「御縁」の運用や中小企業家同友会への積極的参画など地方公共団体や地元商工団体等とのパートナーシップを発揮し、地域全体で持続可能な社会の実現を目指します。
- ・ 当地における固有の課題やニーズに的確に対応するため、地域社会や地元団体等との連携に加え、全国の信用金庫や信金中金等との広域ネットワークも積極的に活用し、質の高いサービスの提供に努めます。



「島根中央信用金庫SDGs宣言」への取組として、これからも新たな預金・融資商品を開発し続けて参ります。

これまでに事業者さま向けローン、マイカーローン、教育ローン、住宅ローン、中古・リフォーム・解体ローンなどいずれの融資商品においてもSDGsに対応した金利優遇の項目やご融資金額の上限金額などを追加いたしました。

2024年7月からはCO2排出量可視化・削減サービスプラットフォームを提供するe-dash株式会社との業務提携を開始し、お客さまの脱炭素への取組みのご支援を開始いたしました。

SDGs・ESG 応縁定期預金 第3弾!

SDGs・ESGに貢献の企業への融資（貸し出し）と、SDGs・ESGに貢献の企業からの融資（借り入れ）の両方をサポートします。

個人の方 法人のお客さま

30億円（個人・法人あわせて） 年0.60%

100万円以上 2025年12月4日

SDGs宣言 教育ローン130

年収の最大300%まで借入可能!!

年1.85%～年4.75%

5.80%～年14.6%

e-dash

成長は、削減しない。

e-dashと「脱炭素」を企業の強みへ

月額1万円～

企業にとっての2つの「脱炭素化」

経営戦略の脱炭素化 事業活動の脱炭素化

「脱炭素経営」が事業成長へもたらす5つのメリット

競争力の強化 経営の透明化 社会的信頼性の向上 持続可能な成長

8. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況

2025年度の実績

島根中央信用金庫は、地域社会の発展に貢献し、ともに成長することを経営理念に定めています。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みにおいて、地域の中小企業や個人のお取引先等に対し円滑な資金提供をするとともに、ニーズや課題に合わせたきめ細かな対応をおこなっていくことで、信用金庫としての「使命」を果たし、適切なりスク管理体制のもと、金融仲介機能を積極的に発揮していくことを掲げております。

地域経済は、高齢化や人口減少、空洞化といった従来からの構造的な課題を抱えており、私どもの主要な取引先である中小零細企業の多くは、景気循環の影響を受けやすい状況にはありますが、引き続き経営改善計画の策定支援や中小企業診断士などの専門家派遣など、お客さまの事業展開にとって最善の方策をご提案できるよう連携を密にし、会員たる中小企業等の皆さまに必要な資金を安定的に供給するなどの課題解決型金融の実践に努め、地域とともに歩んでまいります。

■ 1. 地域金融仲介機能の十分な発揮

地域経済の活性化や健全な発展のために、地域の中小企業等が事業拡大や経営改善を通じて経済活動を活性化していくとともに、地域金融機関が地域の関係者と連携・協力しながら中小企業との経営努力を積極的に支援していく取組を実施しています。

金融仲介機能のベンチマーク(共通1)

当金庫がメインバンク(融資残高1位)として取引を行っている企業のうち、経営指標(売上・営業利益率・労働生産性等)の改善や就業者数の増加がみられた先数

メイン先数	メイン先の融資残高	経営指標が改善した先数
979 社	701 億円	118 先

経営指標等が改善した先に係る3年間の事業年度末の融資残高の推移

2024年3月	2025年3月	2026年3月
357 億円	376 億円	52 億円

■ 2. 顧客のライフステージ等に応じた支援

経営改善支援指導の強化の取組みにおいて、中小企業再生支援協議会との連携、外部機関と協力し、経営アドバイスや改善策、経営情報等を提供する経営セミナー(個別相談会含む)を開催し、経営改善支援体制を構築し、経営改善計画策定支援に取り組んでいます。

金融仲介機能のベンチマーク(共通4)

ライフステージ別の与信先数(先数単体ベース)、及び、融資額

令和7年度		全与信先	創業期	成長期	安定期	低迷期	再生期
	ライフステージ別の与信先数	2,647社	249社	260社	1,177社	82社	201社
	ライフステージ別の与信先に係る年度末の融資残高	1,207億円	175億円	193億円	503億円	21億円	106億円

創業期のご支援

いずれも創業・第二創業・事業承継に係る連携支援「御縁」による創業支援、アフターフォロー等ワンストップで各種支援を受けられる伴走支援のスキームを実施しております。(取組内容、実績につきましてはP12-P13をご参照ください。)

その他、各種セミナーや外部連携を実施し、創業期のお客さまへの支援を行っております。

成長段階のご支援、事業承継・M&A支援実績

成長段階にある中小企業者の販路拡大のため、信金業界と協力し、支援の取組みを行っております。(取組内容、実績につきましてはP12-P13をご参照ください。)

低迷期・再生期のご支援

当金庫では、取引先企業の事業の実態をよく理解し、融資やコンサルティングに取組むことにより企業の向上や生産性向上につながる課題解決に取り組んでいます。

金融仲介機能のベンチマーク(共通5)

金融機関が事業性評価に基づく融資を行っている与信先数及び融資額、及び、全与信先数及び融資額に占める割合(先数単体ベース)

	先 数	融資残高
事業性評価に基づく融資を行っている与信先数及び融資残高	64 先	95 億円
上記計数の全与信先数及び当該与信先の融資残高に占める割合	2.4%	8.7%

金融仲介機能のベンチマーク(選択7)

地元の中小企業と信先のうち、無担保と信先数、及び、無担保融資額の割合(先数単体ベース)

令和7年度		地元中小企業 先数①	地元中小企業 向け融資残高②	無担保 融資先数③	無担保 融資残高④	③／①	④／②
	地元の中小企業融資における無担保融資先数(先数単体ベース)、及び無担保融資額の割合	2,634 先	988 億円	1,498 先	219 億円	56.9%	22.2%

金融仲介機能のベンチマーク(選択9)

地元の中小企業と信先のうち、無保証のメイン取引先の割合(先数単体ベース)

令和7年度		地元中小企業先数①	無保証メイン先数②	②／①
	地元の中小企業と信先数のうち、無保証のメイン取引先数の割合	2,634 先	584 先	22.2%

金融仲介機能のベンチマーク(選択10)

中小企業向け融資のうち、信用保証協会保証付き融資額の割合、及び、100%保証付き融資額の割合

令和7年度		中小企業向け 融資残高①	保証協会付 融資残高②	100%保証付 融資残高③	②／①	③／①
	中小企業向け融資のうち、信用保証協会付き融資額の割合及び100%保証付融資額の割合	988 億円	239 億円	79 億円	24.2%	8.0%

金融仲介機能のベンチマーク(選択11)

経営者保証に関するガイドラインの活用先数、及び、全与信先数に占める割合

令和7年度		全与信先数	ガイドライン活用先数	割 合
	経営者保証に関するガイドラインの活用先数、及び、全与信先数に占める割合	2,647 先	2,196 先	82.96%

金融仲介機能のベンチマーク(選択2)

メイン取引先数の推移、及び全取引先数に占める割合

	2024年3月	2025年3月	2026年3月
メイン取引(融資残高1位)先数の推移	1,007 先	1,035 先	979 先
全取引先数に占める割合	36.8%	37.4%	37.0%

金融仲介機能のベンチマーク(共通2)

	条件変更総数	好調先	順調先	不調先
当金庫が貸付条件の変更を行っている中小企業の経営改善計画の進捗状況	240 先	5 先	5 先	230 先

■ 3. 経営改善支援の取組み実績

経営改善支援の取組実績は、支援先および実抜改善計画策定先88先に対して取組を行い4先のランクアップとなりました。

		初期 債務者数	うち経営改善支援 取組み先数	αのうち期末に 債務者区分が ランクアップした先数	αのうち期末に 債務者区分が変化 しなかった先数	αのうち 再生計画を 策定した先数	経営改善支援 取組み率	ランクアップ率	再生計画 策定率
		A	α	β	γ	δ	α／A	β／α	δ／α
要 注 意 先	正 常 先 ①	2,228	12		12	4	0.5%		33.3%
	うちその他要注意先 ②	284	47	1	43	28	16.5%	2.1%	59.6%
	うち要管理先 ③	1	1	1	0	1	100.0%	100.0%	100.0%
	破綻懸念先 ④	143	28	2	24	19	19.6%	7.1%	67.9%
	実質破綻先 ⑤	17	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
	破 綻 先 ⑥	9	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
小 計(②～⑥の計)		454	76	4	67	48	16.7%	5.3%	63.2%
合 計		2,682	88	4	79	52	3.3%	4.5%	59.1%

(注) ・ 初期債務者区分は2025年4月初時点まで整理しております。 ・ 債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業(個人事業者を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンの先を含みません。 ・ βには、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載しております。
なお、経営改善支援取組先で期中に完済した債務者はαに含めるもののβには含めません。 ・ 期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「その他要注意先」にランクアップした場合はβに含みます。 ・ 期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組先」に選定した債務者については(仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても)期初の債務者区分に従って整理しております。 ・ 期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含みません。 ・ γには、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載しております。 ・ みなし正常先については正常先の債務者数に計上しております。 ・ 「再生計画を策定した先数δ」＝「中小企業再生支援協議会の再生計画策定先」+「RCCの支援決定先」+「金融機関独自の再生計画策定先」

9. お客さま本位の業務運営への取組み

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

島根中央信用金庫(以下、「当金庫」といいます。)は「経営理念」において「地域社会の発展に貢献し、ともに成長する信用金庫」を掲げています。中期経営計画では「地域のお客さまから支持されるための金融商品・サービスの提供」を宣言して地域で真っ先にご利用頂ける金融機関の実現を目指しております。

こうした中、当金庫はこれまで以上に地域社会へ貢献し、お客さまお一人お一人にご満足いただける金融機関を目指して「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」を策定いたしました。役職員一同、この方針に基づきお客さまの立場に立った金融商品、サービスの提供に努めてまいります。

① お客さま本位の商品・サービスの提供

お客さまの安定的な資産形成に資するため、お客さまのニーズや目的、ライフプラン等々からご意向を丁寧にお聞きしてお客さまに最適な金融商品・サービスをご提供いたします。

なお、当金庫は現時点において、元本毀損リスクを有する投資信託や外貨建て保険商品等の投資目的金融商品を販売することは「お客さま本位の業務運営」にそぐわないものと認識しており取り扱っておりません。

アクションプラン

- 上記の通り、現時点では元本毀損リスクのある金融商品等を取り扱っておりませんが、今後、お客さまのニーズをお伺いする中で必要に応じて金融商品・サービスの提供方針や商品ラインアップの見直しを検討いたします。
- 保険商品の販売についても、外貨建て保険商品は現状の金融環境下においてお客さまにとって適切な資産形成に寄与しているとは考えにくいことから取り扱っており、主としてお客さまからのニーズの高いがん保険・医療保険や、高齢化社会を見据えた認知症保険、また、福利厚生の実施や資産保全に備えた損害保険を取り扱っております。
- お客さまの様々なニーズやご要望をしっかりとお聞きしたうえで、ライフサイクルに応じた適切な商品をパッケージ化して商品・サービスをご提案いたします。
- 当金庫の利益を優先することなく、またお客さまの利益が損なわれることのないように適切に利益相反の管理を行います。

② お客さまへ分かりやすいご説明、情報の提供の実現

日頃からホームページあるいはパンフレットにより、ご提供する商品の内容等の情報を積極的に開示し、さらに、お客さまの知識・経験等に照らして書面等を活用しながら丁寧にご説明あるいは情報の提供を行ってまいります。

アクションプラン

- 商品のご提案にあたっては、お客さまのニーズ・お取引目的・商品知識等をしっかりと把握して、商品の特徴・リスク等をご理解頂けるよう、わかりやすく丁寧にご説明いたします。
- お客さまにご負担いただく手数料及びその他費用については当金庫ホームページに「各種手数料一覧表」を掲載し、各営業店店頭に掲示してわかりやすくご説明いたします。
- 商品販売後もお客さまとのリレーションシップの向上を図り、ライフステージに応じて適切なアフターフォローを行います。

③ お客さま本位の業務運営に向けた態勢整備

「お客さま本位の業務運営」の心構え、取り組み方を全体研修等により浸透を図り、本方針の実践を進めてまいります。日々の営業活動で得たお客さまからのご相談内容等を蓄積、共有することによりお客さまの潜在的ニーズをいち早く把握し、多様なニーズに全庫一体となってお答えいたします。

アクションプラン

- 計画的な研修や会議を通して全役職員に経営方針を浸透させ、コンプライアンスや利益相反に関する考え方の醸成に努め、商品・サービスの知識や販売スキルの向上によりお客さまへ最善のサービスを提供できる人材育成に取り組みます。
- 各営業店や職員に対しての業績評価は、単に販売額や収益のみの評価とせず、お客さまの多様なニーズに合う取組みを評価する評価体系を構築いたします。

《2025年度の取組状況》

2025年度において、保険販売手数料は16百万円(うち医療保険等6百万円、損害保険9百万円)となっており、役務取引等収益の6.5%となっております。

なお、当金庫はお客さまとの利益相反の可能性のある関係会社は保有しておりません。

顧客保護等管理方針

当金庫は、法令やルールを厳格に遵守し、社会規範に則り、誠実かつ公正な企業活動を遂行します。また、お客さまの正当な利益の保護や利便性の向上にむけて継続的な取組みを行ってまいります。

1. 当金庫は、お客さまへの説明を要する全ての取引や商品について、そのご理解やご経験・ご資産の状況等に応じた適正な情報提供と商品説明を行います。
2. 当金庫は、お客さまからのご意見や苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまのご理解と信頼を得られるよう努めるとともに、お客さまの正当な利益が保護されるように努めてまいります。
3. 当金庫は、お客さまの情報を、適正かつ適法な手段で取得し、法令等で定める場合を除き利用目的の範囲を超えた取扱いやお客さまの同意を得ることなく外部への提供を行いません。また、お客さまの情報を正確に保つよう努めるとともに、情報への不正なアクセスや情報の流出・紛失等の防止のため、必要かつ適切な措置を講じてまいります。
4. 当金庫が行う業務を外部業者に委託するにあたっては、お客さまの情報の管理やお客さまへの対応が適切に行われるよう努めてまいります。
5. 当金庫は、お客さまとの取引にあたって、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理し、お客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、必要かつ適切な措置を講じてまいります。

※本方針において「お客さま」とは、すでに当金庫をご利用されている方およびご利用しようとしている方（申し込み手続き等を開始されている方）を意味します。

※お客さま保護の必要性のある業務は、与信取引、預金等の受け入れ、金融商品の販売、仲介、募集等のお客さまと当金庫との間で行われるすべての取引に関する業務です。

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」にもとづき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正な確保を図ることといたします。

1. 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。
その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明いたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

利益相反管理の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、当金庫が定める庫内規程に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、お客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ① 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - ② 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
 - ③ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
 - ④ その他お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ① 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - ② 対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - ③ 対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - ④ 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署・責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。
また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規程等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

10. 「経営者保証に関するガイドライン」への取り組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

■ 1. 経営者保証に関する取組方針の公表について

島根中央信用金庫(以下、「当金庫」といいます。))は「心 ふれあい 親・近・感」をモットーに、全てのお取引先さまとface to faceによる信頼関係の構築を目指しております。

当金庫は、従前から地元中小事業者の皆さまの円滑な資金供給の担い手となることで地域金融機関としての役割を果たして参りました。

当金庫が、事業者の皆さまへご融資を行う際においてお願いをしております経営者保証については、経営の規律付けや信用補完として、事業者の皆さまの資金調達の円滑化に寄与する側面がある一方で、スタートアップの創業や経営者による思い切った事業展開を躊躇させるなど、円滑な事業承継や早期の事業再生を阻害する要因となっていることも否定できません。

当金庫は、このような課題の解消に向け、これまでも事業者の皆さまが経営者保証を提供することなく資金調達を受ける場合の要件等を定めた『経営者保証ガイドライン』の活用にも努めて参りました。

当金庫においては、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を更に加速させるため、今般『経営者保証に関する取組方針』を策定いたしましたのでここに公表いたします。

当金庫は、この『経営者保証に関する取組方針』の趣旨を踏まえ、「経営者保証のガイドライン」の浸透・定着に向けた取組を役職員一丸となって進めて参ります。

経営者保証に関する取組方針

島根中央信用金庫は「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という)の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくため、以下の様に取組んで参ります。

- ◆ お客様がご融資等のお申込みをされた場合、当金庫は、お客様のガイドラインの要件充足の状況や経営状況等を総合的に判断する過程に於いて、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法を活用する可能性について、お客様のご意向を踏まえたうえで十分に検討致します。
- ◆ 経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法を活用する可能性について、十分な検討を行った結果、お客様に経営者保証を求めることについて止むを得ないと判断し、経営者保証のご提供を頂く場合、当金庫はお客様のご理解とご納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ◆ 経営者保証をご提供頂く場合、お客様の資産及び収入の状況、融資金額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
- ◆ お客様から既存の融資について保証の変更や解除等の申出が受けた場合には、ガイドラインに即して、十分に経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ◆ 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重の経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。また事業承継時には、後継者に当然に保証を引き継いで頂くのではなく、その必要性を十分に検討致します。
- ◆ お客様からガイドラインに基づく保証債務整理の申出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応致します。
- ◆ 個人事業を営むお客様へのご融資につきましては、原則として連帯保証を求めないことと致します。
- ◆ 経営者保証の必要性の検討については、ガイドラインの要件を十分満たしていない状況であっても、決して形式的、硬直的に判断せず、お客様の事業性評価の内容を勘案するなど、経営者保証を求めない可能性を十分に検討致します。

■ 2. 「経営者保証に関するガイドライン」への取組状況

	2024年度	2025年度
新規に無保証で融資した件数	847 件	734 件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	36.2 %	33.4 %
保証契約を解除した件数	2 件	2 件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)	0 件	0 件

3. 「経営者保証に関するガイドライン」等の活用状況について

当金庫は、「中小企業・地域金融機関向けの総合的な監督指針」が一部改正された令和5年4月1日以降、「経営者保証改革プログラム」の趣旨に則り、「経営者保証ガイドライン」の積極的な活用 に努めて参りました。

その結果、2025年度の新規融資のうち経営者保証に依存しない融資の割合は33.4%となりました。当金庫は今後も経営者保証に関する取組方針に基づき、お借入れや保証債務整理のご相談へは真摯に対応し、適時適切な取り扱いを行ってまいります。

「経営者保証に関するガイドライン」等の活用状況について

	2023年4月 ～2023年9月末	2023年10月 ～2024年3月末	2024年4月 ～2024年9月末	2024年10月 ～2025年3月末	2025年4月 ～2025年9月末	2025年10月 ～2026年3月末
新規に無保証で融資した件数 (ABLを活用し、無保証で融資したものは除く)	480	368	499	348	414	320
うち、法人に無保証で融資した件数	103	170	128	176	120	133
経営者保証の代替的な融資手法として、停止条件付保証 契約を活用した件数	0	2	0	0	0	0
経営者保証の代替的な融資手法として、解除条件付保証 契約を活用した件数	0	1	0	0	0	1
経営者保証の代替的な融資手法として、ABLを活用した 件数	0	0	0	0	0	0
保証契約を解除した件数	1	0	1	1	2	0
新規融資件数	1,271	1,201	1,289	1,045	1,166	1,030
うち、法人に対する新規融資件数	836	959	896	659	760	815
新規に有保証で融資した件数のうち監督指針に基づき適切 な説明を行い記録した件数	742	830	789	696	750	709
新規融資件数に占める監督指針に基づく適切な対応を行っ た件数の割合	96.14%	100.00%	99.92%	99.90%	99.83%	100.00%
新規融資件数に占める経営者保証に依存しない融資 件数の割合	37.77%	30.89%	38.71%	33.30%	35.51%	31.17%
法人に対する新規融資件数に占める法人に無保証 で融資した件数の割合	12.32%	17.73%	14.29%	26.71%	15.79%	16.32%
有保証で融資した新規融資件数に占める監督指針に 基づき適切な説明を行った件数の割合	93.81%	100.00%	99.87%	99.86%	99.73%	100.00%

金融庁『経営者保証に関するガイドラインの活用に関する組織的な取組事例集』(令和6年6月改訂版)に於ける
当金庫取組事例の選定・公表について

金融庁は、金融機関が経営者保証に依存しない融資慣行の確立のために積極的に行っている対応や、事業者のガバナンス改善を通じて経営者保証を解除できた事例等を取り纏め、令和6年6月に『経営者保証に関するガイドラインの活用に関する組織的な取組事例集』として公表しておりますが、監督指針改正以降の当金庫の取組が以下の通り評価され、標記事例集に掲載されました。

当金庫は、「経営者保証ガイドライン」の趣旨を踏まえ、より一層「経営者保証ガイドライン」の浸透・定着に努めてまいります。

V

ガイドラインやプログラムを営業現場の第一線まで浸透させるための取組

事例 ● 信用金庫

本部のモニタリング

融資判断の検証

継続的な通知

説明態勢の検証

営業店への個別指導

事例の横展開

取組の概要

地域金融機関としてプログラムの趣旨をよく理解し、安易な個人保証に依存した融資を抑制すると共に、事業者・保証人の納得感を向上させるべく、組織的な態勢整備と浸透・定着を図る取組を実施した。

具体的な内容

- 全職員に対してガイドラインが早期浸透・定着に資するため、令和5年6月から2ヶ月間に亘り、管理職自ら実務対応できる様、また部下指導が行える様に、**営業店及び本部の管理職が率先して通信講座(ガイドライン徹底理解講座)**を受講した。
- ガイドラインの趣旨や改正点の早期周知・浸透に資するため、「**経営者保証ガイドライン対応マニュアル**」を新設すると共に、周知・理解不足等を是正するため、**所管部が実施する臨店に於いて**、その趣旨や改正点、説明スキーム、書式の記載方法等について**実務的な指導**を行った。

Ⅰ ガバナンス改善

Ⅱ 徴求基準見直し

Ⅲ コペナント活用

21

11. 内部管理態勢の整備

内部管理態勢とは、金融機関のみならず、あらゆる事業体がその事業目的を適正に達成するために、その組織内において適用されるルールや業務プロセスを整備し適正に運用するシステムをいいます。

金融機関にとって内部管理態勢の整備は経営の根幹をなすものであり、また安全かつ健全な業務を行うための基盤となるものです。具体的には、コンプライアンスの徹底、リスク管理の高度化への対応、お客さま保護態勢の強化などに取り組むことにより、持続的成長を支える強固な経営基盤を整備・構築してまいります。

■ 1. 経営管理(ガバナンス)態勢

● 理事会

理事会は、全理事および監事(非常勤含む)で構成し、当金庫の業務遂行に関する重要事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督しております。

理事会は、原則、月1回開催しております。

● 常勤理事会

常勤理事会は、常勤理事の全員および監事で構成され、理事会の決議した方針に基づき、当金庫の業務推進に関わる基本方針および経営計画に関し、協議を行うとともに、金庫業務全般の管理・統括を行っております。

常勤理事会は、原則、週1回開催しております。また、必要に応じて臨時開催しております。

● 監事会

監事会は、常勤監事1名および非常勤監事2名により構成され、監査方針、監査計画に基づき、理事の職務執行や内部統制の整備、運用状況などについて厳正な監視を行っております。

監事会は、原則、理事会当日に開催しております。また、必要に応じて臨時開催しております。

● 内部監査

内部監査は、監査対象の被監査部門から独立した組織である監査部が、内部管理態勢の適切性、有効性を検証・評価し、問題点の発見・指摘にとどまらず、問題点の改善方法の提言を通じて経営目標の効果的な達成および適切なリスク管理に資することを目的として、営業店および本部の監査を実施しております。

● 各種委員会

当金庫の各種委員会は、業務執行状況の把握、法令等遵守、各種リスク管理の的確な管理などを目的として、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会、マネロン等対策委員会、融資特別審議委員会、金利決定委員会等で構成されており、健全で透明性の高い企業風土の確立に努めております。

■ 2. 内部統制基本方針の概要

当金庫は、信用金庫法第36条第5項第5号並びに同法施行規則第23条の規定に基づき、理事会で決議した以下の「内部統制基本方針」に則って、継続的に内部統制の整備を進め、その実効性確保に努めてまいります。

1. 当金庫の理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. 当金庫の理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
3. 当金庫の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 当金庫の理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 当金庫の監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
6. 前号の職員の当金庫の理事からの独立性に関する事項及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
7. 当金庫の理事及び職員が当金庫の監事に報告をするための体制
8. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
9. 当金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
10. その他当金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

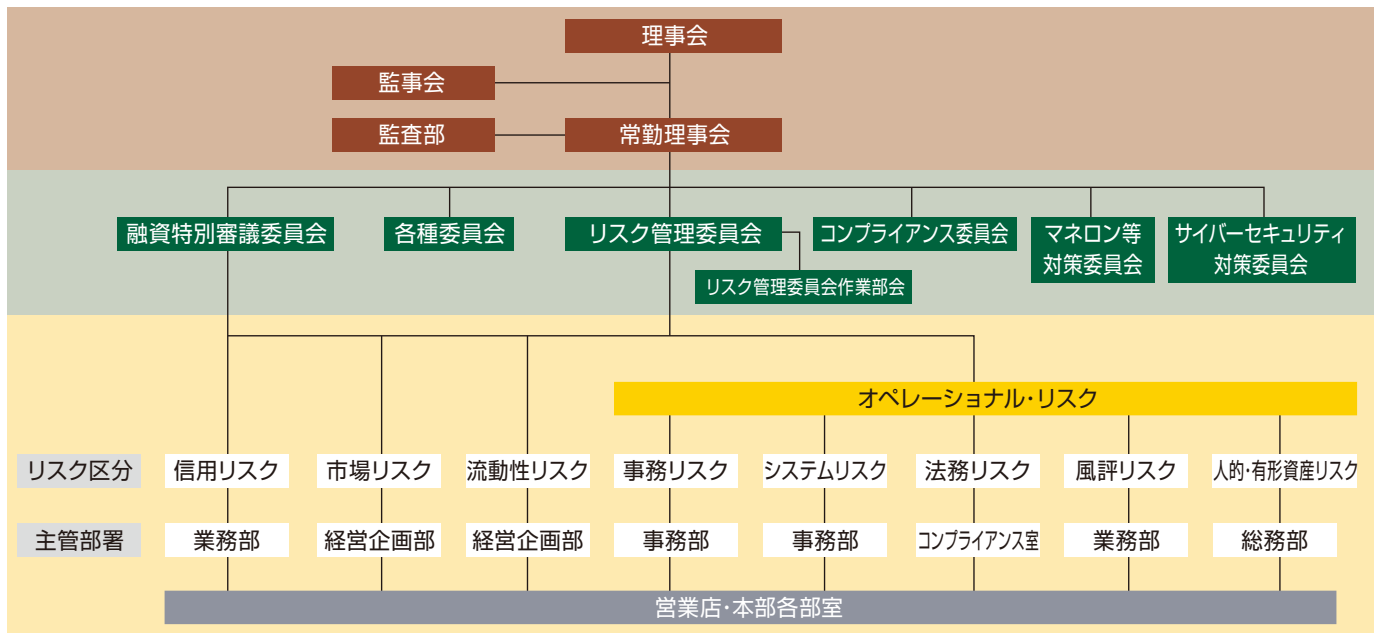
■ 3. リスク管理態勢

金融の自由化、国際化の進展や金融技術・情報技術の発達などにより、金融機関を取り巻く環境は、一段と多様化・複雑化しております。

当金庫では、経営の健全性と適正収益の確保を図るため、リスク管理を経営の最重要課題として位置づけ、各種リスクの状況を正確に把握し、適正にコントロールできるようリスク管理態勢の強化・充実を図っております。

具体的には、統合的なリスク管理に関する組織、事務分掌および職務権限等を定めた「リスク管理規程」を制定のうえ、年度ごとに「リスク管理方針」を策定し、リスク管理委員会等を中心にリスク管理態勢の強化・充実に取り組んでおります。

■ リスク管理のための組織図



【信用リスク】

信用リスクとは、お取引先の倒産や経営の悪化により、貸出金などの元本や利息の回収が困難になり、損失を被るリスクのことです。当金庫では、融資に関する基本原則を遵守し、事業計画や資金使途の妥当性、返済能力などを総合的に評価し厳正な審査・管理を実施しております。

【市場リスク】

市場リスクとは、金利、株価、為替等の変動により保有している金融資産・負債の価値が変動し、収益が不安定となるリスクのことです。当金庫では、市場リスク量の現状把握を行い、経済や金利の見通し等に基づいて、運用・調達の運営方針を決定しております。また、経営体力や期間収益に照らして、より適切な対応がとれるようリスク計測手法の向上に努めております。

【流動性リスク】

流動性リスクとは、運用と調達の期間のミスマッチや、予期せぬ資金の流失等により、決済に必要な資金調達に支障をきたしたり、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされる等により、損失を被るリスクのことです。当金庫では、資金繰りの状況を定期的に把握し、預金に対する支払可能資産の保有割合（支払準備率）により、適正な流動性の維持、管理を行っております。

【オペレーショナル・リスク】

○事務リスク

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは、事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当金庫では、監査部による監査を実施する一方、営業店・本部に自店検査を義務付け事務の堅確化に努めております。また、各種研修及び臨店指導を通じて事務処理能力の向上に努め、事故の未然防止に努めております。

○システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムの障害または誤作動、システムの不備、不正使用などにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当金庫では、しんきん共同センター（西日本センター）に加盟し、バックアップ体制の確保、システム障害発生時の対応体制および情報保護の組織体制の整備等により管理に万全を期しております。

○法務リスク

法務リスクとは、法令や契約に違反すること、不適切な契約を締結すること、その他法的原因により損失を被るリスクのことです。当金庫では、「法務リスク管理要領」に基づき、主管部署としてコンプライアンス室を設置し、コンプライアンス委員会と連携した管理体制を構築しております。

○風評リスク

風評リスクとは、マスコミ報道、評判・風説・風評等がきっかけとなり、損失を被るリスクのことです。当金庫では、「風評リスク管理要領」に基づき、本部各部室が不断にモニタリングを行い、当金庫の経営に重大な影響を及ぼすと思われる事項について、速やかに対処がとれるよう適切な管理体制を構築しております。

4. コンプライアンス態勢

■ コンプライアンスの運営体制

当金庫はコンプライアンス推進のため以下の諸施策を実践しています。

1. 「コンプライアンス憲章」、「コンプライアンス行動規範」を制定し、コンプライアンス重視の経営方針と役職員の行動基準を明示しております。
2. 法令等遵守に関する企画・立案、諸施策の管理や職員のコンプライアンス意識の高揚を図るために教育・啓蒙等を行っております。
3. コンプライアンスを徹底するための具体的な実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を策定しております。
4. 業務推進上遵守すべき諸規則及び実践するコンプライアンス・マニュアル等を策定・見直しし、全役職員に配付しております。
5. 常勤役職員を対象に外部講師による集合研修の実施や本部各部・営業店での内部研修等を実施し、コンプライアンスの強化を図っております。
6. 監査部が実施する内部監査項目にコンプライアンスに関する事項を織り込み、各種規則・法令等遵守状況等のチェックを行っております。
7. 法令違反等の未然防止と早期発見を目的に内部通報制度の充実に努めております。
8. 職員の倫理並びにコンプライアンス・マインドを向上させるために本部・各営業店にコンプライアンス担当者を配置し、倫理及び法令等遵守状況のチェックを実施しております。

◎当金庫は、今後も関連部門の連携強化及び役職員に対する教育を徹底し、全役職員一丸となってコンプライアンスの更なる向上に努めてまいります。

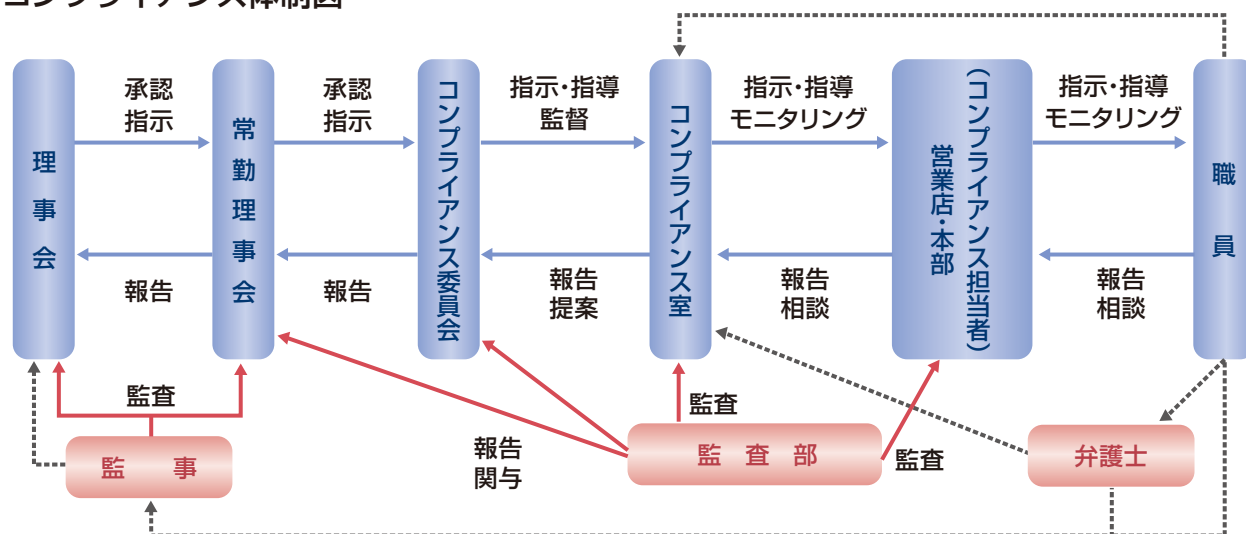
■ コンプライアンス憲章

1. 当金庫の経営陣は、コンプライアンスの中核としての役割を全うするとともに、確固たる企業倫理と遵法精神に則って経営にあたります。
2. 当金庫の役職員は、信用金庫の社会的責任と公共的使命を果たすうえで、コンプライアンスが全ての事業活動の根幹であることを理解し、法令、金庫内ルールはもとより、社会的規範についても厳格に遵守します。
3. 当金庫の役職員は、事業活動に関係する法令等の知識習得を図り、お取引先との金融取引等に際して、誠実かつ公正な業務執行とサービスの向上に努めます。
4. 当金庫の役職員は、経営情報の適切な開示に努めるとともに、お取引先に関する情報の管理には万全を期し、外部への情報漏えいを防止します。



毎年、全職員が一堂に会したコンプライアンス研修を行っております。研修では毎年常勤役員がマネー・ローndリング防止の為の講師を務めております。

■ コンプライアンス体制図



※ホットラインとは、違法行為やその疑いのある行為を発見した職員が直接通報することを言います。

←-----ホットライン

5. マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融の防止態勢

島根中央信用金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融(以下、「マネロン等」という。)の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次の通り定め、管理態勢を整備します。

マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策ポリシー

1. 運営方針

理事会は、マネロン等の防止を経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけ、マネロン等の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。具体的には、組織全体で連携・協働してマネロン等のリスクを特定・評価するための枠組みの構築、各部門の利害調整、マネロン等リスクの特定・評価を実施するための指導・支援、マネロン等リスクの評価結果を踏まえた基本方針・規程・手順等の策定、マネロン等リスクを適切にコントロールするために必要となる経営資源の配分等について、主導性を発揮します。

また当金庫のマネロン等リスクが変化した際や、運営上の課題が確認された場合には、改めてポリシー・規程・手順等の見直しを検討し、マネロン等対策の実効性を高める対応態勢を構築します。

2. 管理態勢

当金庫におけるマネロン等対策の主管部はマネロン等対策委員会とし、事務局であるコンプライアンス室が関係する各部や営業店等と連携を図りマネロン等対策に取組みます。

当金庫は、マネロン等対策の責任を担う担当役員を任命するとともに、マネロン等対策の主管部を設置し、専門性を有する人材の配置及び必要な予算の配分等、適切な資源配分を実施するとともに、マネロン等対策に関わる役員・職員間での連携の枠組みを構築します。

3. リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、国によるリスク評価(犯罪収益移転危険度調査書)及び当金庫の疑わしい取引の届出の状況等を踏まえ、当金庫が直面しているマネロン等リスクを特定します。

また、特定した自らの事業環境・経営戦略・リスク特性をもとに、取引量や影響の発生率、影響度等の観点からリスクの大きさを評価し、リスクに応じた低減措置を講じます。

4. 顧客の管理方針

新規取引開始時及び顧客情報や取引内容等に応じて取引開始後継続的に、本人確認や取引目的の確認等を実施します。

また、当金庫が顧客や取引内容等に関して確認が必要な情報を検知した場合等には、適時、追加の確認・調査を実施します。

なお、これらの確認・調査に際しては、必要に応じて追加的な証拠資料等の提出を求めます。

5. 疑わしい取引の届出

営業店の報告や取引モニタリングシステムによる検知、捜査機関等からの照会、顧客の申し出等を受け、疑わしい取引を検知した際は、その内容を調査し、疑わしい取引に該当すると判断した場合は直ちに当局に届出を行います。

6. 経済制裁及び資産凍結

取引フィルタリングシステム等により制裁対象者との取引を検知し、調査の結果、制裁対象に該当すると判断した場合、当該取引を謝絶するとともに、資産凍結等の措置を適切に実施します。

7. 役職員の研修

マネロン等対策に関わる全ての役職員に対して継続的に研修を実施し、役職員の知識習得、意識向上を図るとともに、各役割に応じた専門性を有する役職員の確保・育成に努めます。

8. 実効性の検証

マネロン等リスク管理態勢について、主管部による検証に加え独立した内部監査部門による監査を定期的の実施し、当該結果を踏まえた継続的な改善に努めます。

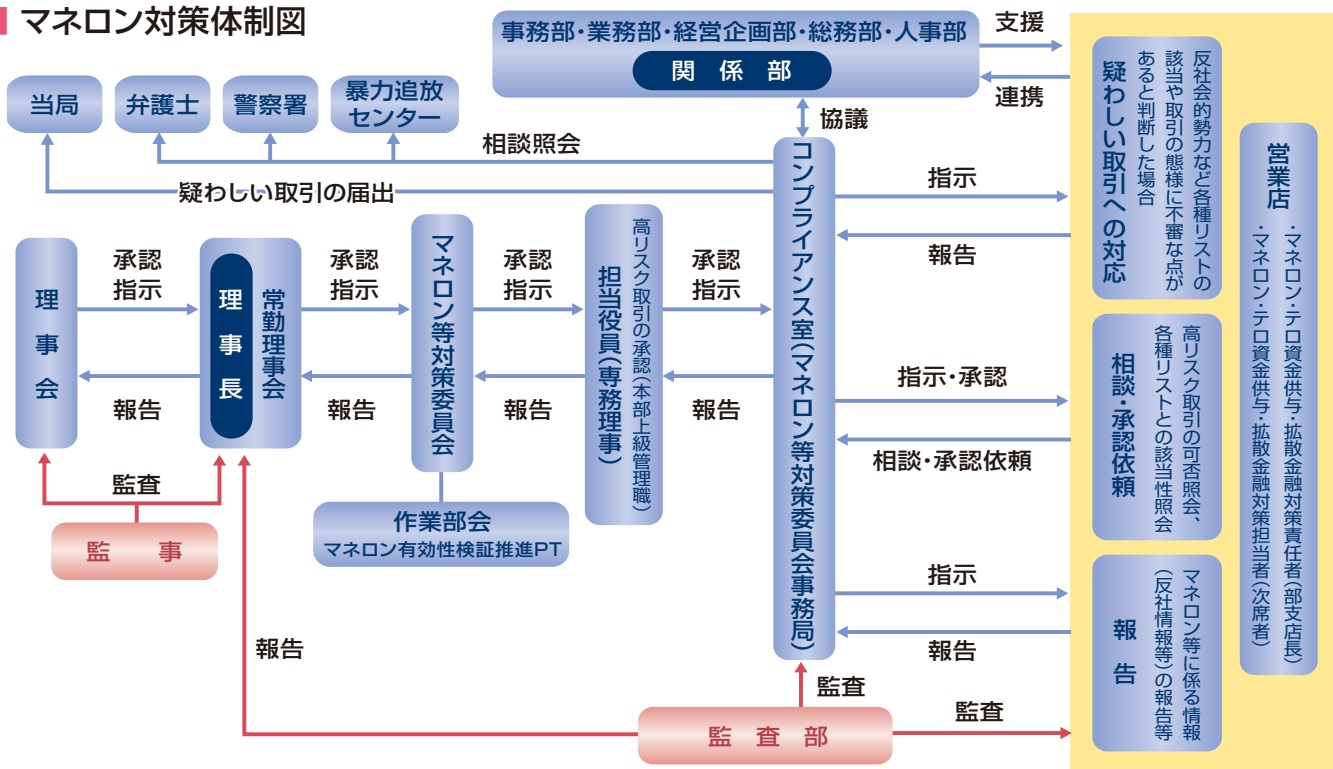
9. 顧客からの理解促進

新規取引開始時及び取引開始後継続的に実施する本人確認や取引目的の確認、追加の確認・調査等について顧客から理解を得るため、当金庫のホームページや営業店における掲示等を活用して、周知・広報に取組みます。



マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策を強化しています。特殊詐欺を未然に防止し、2025年5月、大田警察署長より感謝状を受けました。

マネロン対策体制図



■ 6. 反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、「コンプライアンス行動規範」「コンプライアンス規程」「反社会的勢力対応規程」等に則り、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保するとともに、関連部署の円滑な連携・協力体制のもと組織全体で対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供や不適切・異例な取引および便宜供与は絶対に行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、警察、暴力追放県民センター、弁護士などの外部専門機関等と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

■ 7. カスタマーハラスメントに対する基本方針

当金庫は、お客さまと当金庫職員等の人権を共に尊重し、お客さまの信頼や期待に応えていくため、万一お客さまからの社会通念上相当な範囲を超えた要求や言動があった場合の基本的な方針として「カスタマーハラスメントに対する基本方針」を定めましたので公表いたします。当金庫で働く職員等の人格を否定し尊厳を傷つける言動に対しては毅然とした態度で対応し、当金庫で働く職員等が安心して働くことができる健全な職場環境を確保しつつ、引き続きお客さまへ誠意をもって対応し健全な関係を維持していくことを心がけます。

1. 当金庫が考えるカスタマーハラスメントの定義
厚生労働省の「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」に基づき、お客さまからの要求・言動のうち、要求の内容に妥当性を欠くもの、または要求の内容が妥当であっても当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであり、当金庫の役職員の就業環境が害されるものに該当する行為をカスタマーハラスメントと定義します。
2. 対象となる行為
(1) お客さまによる精神的・身体的な攻撃
①暴言や暴力 ②威嚇・威迫・脅迫・中傷・名誉棄損 ③人格を否定する発言 ④個人を侮辱する発言 ⑤継続的・執拗な言動
(2) 過剰または不合理な要求
①サービスとして提供していない内容に対する過剰又は不合理な要求 ②契約範囲外の内容の過剰要求 ③社会通念上、受け入れられない要求 ④お客さまによる当金庫職員への攻撃(解雇等の処罰の要求) ⑤合理的範囲を超える時間的・場所的拘束(不退去・居座り・監禁) ⑥合理的理由のない謝罪の要求 ⑦金銭補償の要求
(3) お客さまによるその他のハラスメント行為
①プライバシー侵害行為
3. カスタマーハラスメントへの対応
(1) 事前の対応
①カスタマーハラスメントに関する職員等への周知・啓発を行うとともに、カスタマーハラスメントに関する知識および対処方法の研修を実施します。
②カスタマーハラスメントに関する相談窓口をコンプライアンス室に設置します。
(2) 発生時の対応
①カスタマーハラスメントに該当する事案が発生した場合、事実関係等を確認のうえ、その事案がハラスメントに該当するかどうか慎重に評価します。②カスタマーハラスメントの被害にあった役職員のケアに努めます。③カスタマーハラスメントに屈することなく合理的な解決に向けて理性的な話し合いを求め、お客さまとのより良い関係性の再構築に努めます。④悪質なカスタマーハラスメントの場合は、外部専門家に協力を仰ぐとともに、お取引をお断りまたは中止させていただく場合があります。
4. お客さまへのお願い
当金庫は、より良いサービスを提供するため、そして私たち自身がハラスメント行為を起こさないために本方針を遵守いたします。万が一お客さまからカスタマーハラスメントに該当する行為がございましたら、前述のとおり対応いたしますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

■ 8. 金融分野における裁判外紛争解決制度(金融ADR制度)への対応

■ 苦情処理措置

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日(9時～17時)に営業店(電話番号は35ページ参照)またはコンプライアンス室(電話:0853-20-1000)にお申し出ください。

■ 紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記コンプライアンス室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出があれば、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法(現地調停)や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法(移管調停)があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫コンプライアンス室」にお尋ねください。

12. 総代会について

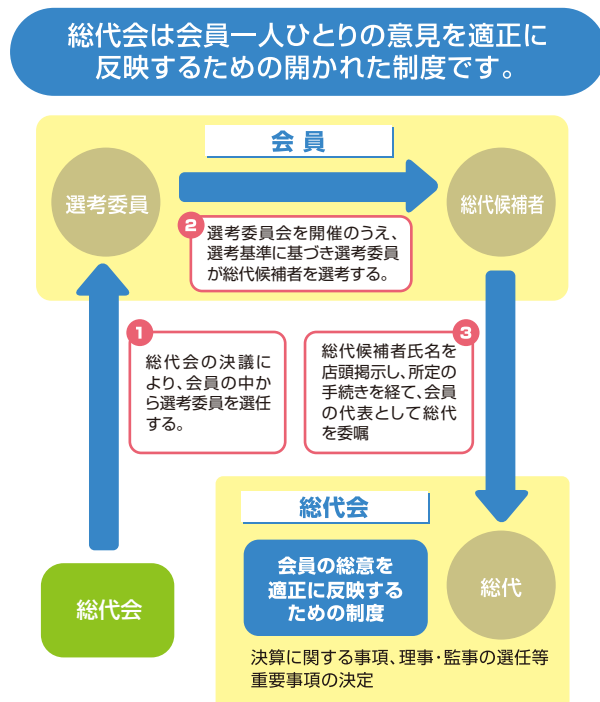
1. 総代会の仕組みについて

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員1人1人の意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員1人1人の意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫は、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代会や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。



2. 総代候補者の選考基準

(1) 資格要件

- ① 当金庫の会員であること。
- ② 総代就任時年齢が満72歳を超えない会員であること。
但し、当該地区に新たな総代候補者が見当たらない等やむを得ない場合で、就任時年齢以外の総代候補者選任基準を満たし、かつ金庫が認めた場合は、再任することがある。

(2) 適格要件

- ① 当金庫の理念・使命をよく理解していること。
- ② 良識を持って正しい判断ができる人であること。
- ③ 地域における信望が厚く総代として相応しい人であること。

(3) その他

- ① 男女共同参画社会への適応を図るため、女性総代の選任に努めるものとする。

3. 総代とその選任方法

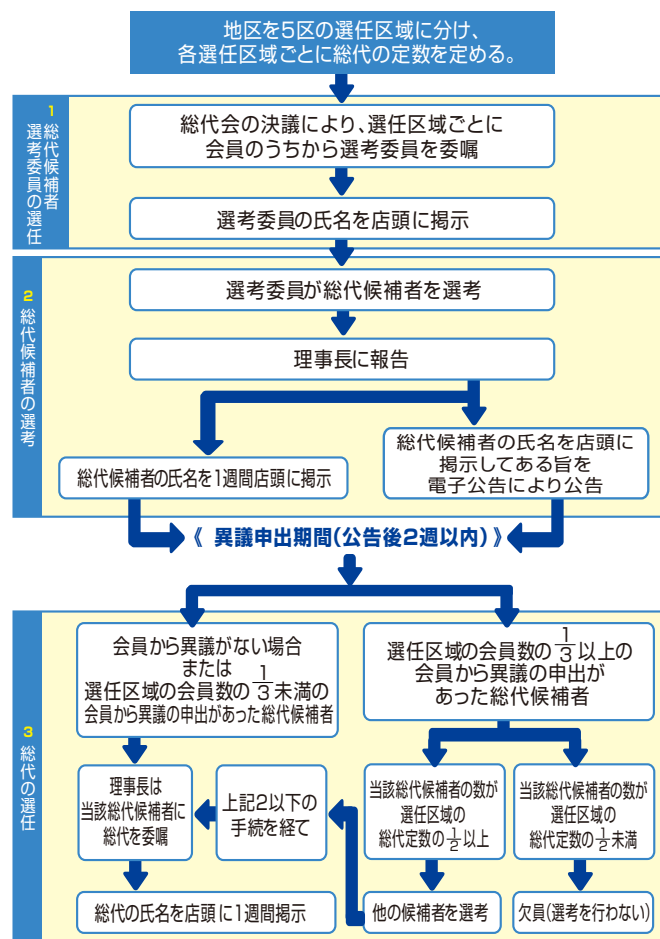
(1) 総代の任期・定数

- ① 総代の任期は3年です。
- ② 総代の定数は、60人以上120人以内で、会員数に応じて選任区域ごとに定められております。
なお、2026年3月31日現在の総代数は101人で、会員数は26,214人です。

(2) 総代の選任方法

- ① 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ② 選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ 上記②により選考された総代候補者を会員が信任する(異議があれば申し立てる)。

● 総代が選任されるまでの手続



4. 第52期通常総代会の決議事項

総代会開催日 2026年6月18日(木)
第52期通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ
原案のとおり承認・可決されました。

- (1)報告事項
第52期 業務報告、計算書類の報告の件
- (2)決議事項
第1号議案 第52期剰余金処分(増配を含む)案承認の件
第2号議案 定款第15条に基づく会員除名の件
第3号議案 理事1名選任の件
第4号議案 退任理事に対する退職慰労金贈呈の件



5. 総代の氏名等

(2026年5月末現在) (敬称略)

選任区域		人数	氏 名
1 区	出雲市	51人	青野 隆一⑥ 吾郷 直之⑨ 小豆澤貴洋③ 飯島 明子④ 池淵 俊雄⑪ 石飛 卓郎④ 石原 一徳⑥ 内田 雄治③ 江角 洋暢⑥ 江田 朋之③ 尾原 邦彦⑫ 小村 淳浩① 海田 洋平③ 金山 治正⑤ 金山 均④ 金築 邦彦④ 日下 真二④ 佐藤 幸一⑥ 塩野 裕士④ 昌 子 剛⑥ 園 裕⑫ 高橋 伸和⑦ 土 江 徹① 常 松 栄③ 梶野ちあき④ 内藤 輝一⑤ 内藤 祐馬② 中林 直文④ 成瀬 公平① 林 不 動⑩ 原 昭 久④ 原田 明成⑤ 萬代 輝正⑧ 日野 友晴⑦ 福代 秀洋⑧ 福田 弘道⑫ 福岡 正純⑤ 藤江 信賢⑤ 丸山 茂⑫ 三加茂吉己⑪ 三島 一男④ 森立 隆幸③ 森山 信雄⑫ 安田 郁夫② 矢田 信一⑧ 山尾 哲彦⑤ 山崎 茂樹⑥ 山本 成二⑤ 和田 晶夫⑥ 渡部 敏明② 渡 邊 一③
2 区	大田市	21人	石橋 秀利⑭ 瓜坂 尚之② 小川 俊二⑥ 小川 知興③ 金田 慶三④ 近藤 尚男③ 田中 礼祐③ 谷本 隆臣⑪ 田原 将志① 俵 智子① 知野見哲治⑥ 難波 治夫⑩ 波多野 圭② 林 さゆり① 堀 博彦⑫ 森山 康仙③ 安井 尚之② 山内 亮一① 山崎 宏隆① 山下 正一④ 若林 邦宏⑧
3 区	松江市 他	7人	青戸 雄一④ 門 脇 豪④ 小山 満⑥ 平儀野健一③ 平儀野好美③ 廣戸剣一郎④ 松本 泰由①
4 区	江津市 他	8人	尾前 豊⑧ 木村 博紀⑩ 小林 映美② 坂根 敦子⑤ 滝田 久巳⑧ 濱松 尚樹① 宮津 秀行⑦ 森下 幸生③
5 区	邑智郡 広島県三次市 その他	13人	上里 康弘④ 池田 宗雄⑪ 石塚 良英⑫ 石 橋 清① 上原 謙二⑤ 漆 谷 傳③ 垣崎 正紀⑧ 河村 健司⑥ 河野 勝信③ 勢田 幸憲③ 出合 和広④ 野田 貴之④ 溝邊 達仁④

(注) 1. 氏名の後の数字は総代への就任回数を表しています。
2. 旧出雲信用組合(平成18年11月に合併)より引き続き総代に就任いただいている場合は、合併前からの就任回数としております。

〈総代の属性別構成比〉

職業別	法人役員 98.00%、個人事業主 2.00%
年代別	70代以上 29.00%、60代 26.00%、50代 38.00%、40代以下 7.00%
業種別	製造業 16.00%、建設業 34.00%、運輸業・郵便業 1.00%、卸売業・小売業 21.00%、不動産業 1.00%、 学術研究、専門・技術サービス業 3.00%、宿泊業・飲食サービス業 4.00%、生活関連サービス業・娯楽業 3.00%、 医療・福祉 4.00%、その他サービス 13.00%

13. 役員・会計監査人・組織

1. 役員一覧 (2026年6月末現在)

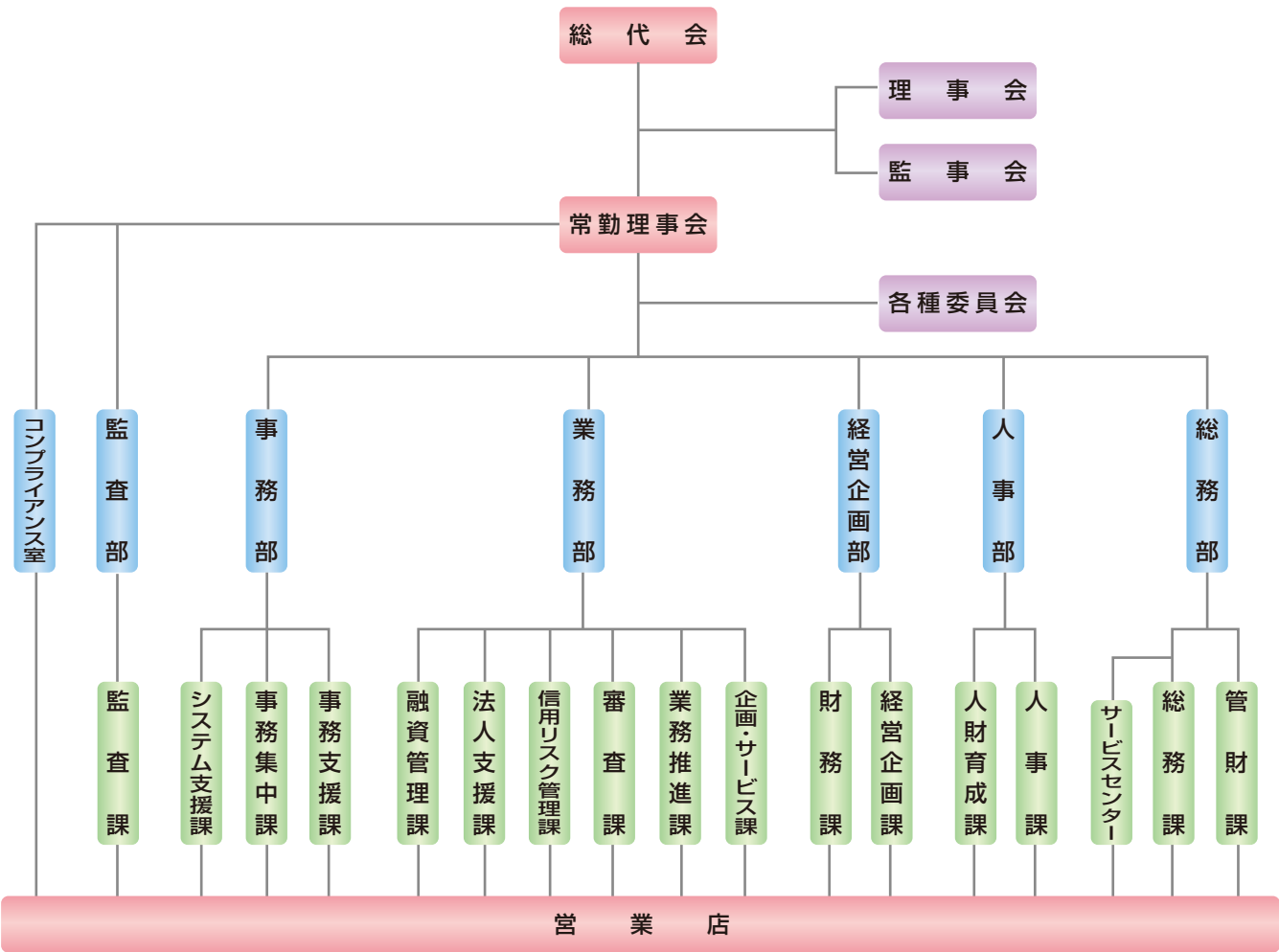
理事長 (代表理事)	福間 均	理事	遠藤 充子	常勤監事	永見 之伸
専務理事 (代表理事)	田中 敏行	理事	福代 明正	監事	福田 真也
常勤理事	山本 雅信	理事	田平 篤	監事	周藤 真弓
常勤理事	三成 敏雄				
常勤理事	布施 未貴				

※理事 遠藤充子、福代明正、田平篤は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合せ」に基づく職員外理事です。
※監事 福田真也、周藤真弓は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

2. 会計監査人の氏名又は名称

有限責任監査法人トーマツ (2026年3月末現在)

3. 組織図



2026年6月末現在

14. 金庫の主要な事業の内容

■ 預金業務

■ 貸出業務

■ 為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。また、輸出、輸入及び外国送金等の外国為替に関する各種業務を取扱っております。

■ 証券業務

個人向け国債等の窓口販売を取扱っております。

■ 付随業務

その他次の各種業務を取扱っております。

- 債務の保証
- 代理業務
 - ・日本銀行歳入代理店業務
 - ・地方公共団体の公金取扱業務
 - ・(株)日本政策金融公庫、(独)住宅金融支援機構、(独)福祉医療機構等の代理業務
 - ・信託契約代理業務
- 保護預かり及び貸金庫業務
- 電子債権記録に係る業務
- 保険商品の募集業務(保険業法に基づく保険募集)
- 共済募集業務(中小労災共済法に基づく共済募集)

■ 主な預金商品

商 品 名		内容と特色	お預け入れ期間	お預け入れ金額
総 合 口 座		一冊の通帳に普通預金、定期預金、自動融資機能をセットした便利な通帳です。日常の出し入れ、公共料金の自動支払い、給与・年金の自動受取りなど家計簿代わりにご利用いただけます。いざというときは、総合口座にお預け入れの定期預金残高の90%、最高200万円までの自動融資もご利用いただけます。		
普 通 預 金		出し入れ自由です。お財布代わりにお使い下さい。	自由	1円以上
普 通 預 金 (無 利 息 型)		普通預金と同様、出し入れ自由でお財布代わりにお使いいただけますが、お利息は付きません。預金保険制度により、全額保護の対象となります。	自由	1円以上
貯 蓄 預 金		出し入れ自由な貯蓄専用の口座です。お預け入れの残高に応じて5段階の適用利率を設定しております。大切なご預金をより有利に運用いただけます。	自由	1円以上
納 税 準 備 預 金		計画的な納税にご利用ください。お利息に税金がかかりません。	●ご入金は自由 ●お引き出しは原則として納税のみ	1円以上
通 知 預 金		お使いみちの決まった資金を短期間にムダなく活かします。	7日以上	1万円以上
当 座 預 金		商取引にご利用いただく、小切手・手形の支払いのための預金です。	自由	1円以上
定 期 預 金	期日指定定期預金	1年複利で高利回り、1年経てば満期日が自由に決められ、一部お引き出しも可能です。	最長3年 (据置期間1年)	100円以上 300万円未満
	スーパード定期	100円からご利用いただけます。個人のお客さまには、期間3年以上について複利型をご利用いただけます。	1ヵ月～10年	100円以上 1,000万円未満
	変動金利定期預金	市場金利の動きに合わせて、お預け入れ日から6ヵ月ごとに適用利率が変動します。個人のお客さまには、複利型をご利用いただけます。	3年	100円以上
	大口定期預金	1,000万円以上のまとまった資金をご都合にあわせて高利回りで運用できる有利な預金です。	1ヵ月～10年	1,000万円以上
	金利上乘せ定期預金「とくとくⅠ」	店頭金利に金利を上乘せしたお得な定期預金です。	1年・3年・5年・7年・10年	30万円以上
	金利ステップアップ定期預金「とくとくⅡ」	1年継続するたびに金利がステップアップ。長く預けるほどお得な定期預金です。	1年	30万円以上
	年金受給者向け「慶び」	当金庫で公的年金をお受取りの方に対し金利を上乘せいたします。	1年・3年・5年	100円以上 1,000万円以内
	退職金定期預金「浪漫スペシャル」	満期日以降「浪漫」に自動的に預け替えを行います。	3ヵ月・6ヵ月・1年	100万円以上 3,000万円以内
	退職金定期預金「浪漫」	退職金をお預入れされる方に対し金利を上乘せいたします。	1年・2年・3年	
定 期 積 金	スーパード積金	目的に合わせて毎月決まった金額を積立てる預金です。	6ヵ月以上10年以下	毎月1,000円以上
	しんさん傷害保険付定期積金フラット型「中央信金あんしん積立」	貯蓄に傷害保険がセットされた定期積金です(保険料の負担はございません)。	5年・10年	毎月5,000円以上
	目的応援積金「夢かなえ～る」	将来の夢や目的に合わせて毎月または2ヵ月に1回、決まった金額を積み立てる預金です。目的別に金利を上乘せいたします。	1年以上10年以内	個人毎月5,000円以上(年金は隔月) 法人毎月10,000円以上
財 形 預 金	財形年金預金	老後の資産形成のための預金で、財形住宅預金と合わせて元金550万円までの利息が非課税です。	5年以上	1,000円以上
	財形住宅預金	マイホーム購入、建替資金形成のための預金で、財形年金預金と合わせて元金550万円までの利息が非課税です。	5年以上	1,000円以上
	一般財形預金	お一人で複数契約もでき、お積み立ての目的は自由です。マイホーム購入・ご結婚・ご旅行・教育資金など自由にご利用いただけます。	3年以上	1,000円以上

■ 為替・外貨の取扱い業務

種 類	内 容	
内 国 為 替	送金・振込	中央しんきんの本支店はもちろん、日本全国どこでも迅速・正確にご送金・お振込をいたします。 また、ATM(現金自動預払機)でのお振込もお取扱できます。(電信のみ)
	代金取立	手形・小切手などを取立てて、ご指定の口座にご入金いたします。
外 国 為 替	海外送金等を信金中央金庫を通じて取扱っております。	

■ 証券業務

種 類	内 容
国 債	個人向け国債等の販売を行っております。

■ 保険・共済商品販売業務

損害保険商品	商 品 名	保 険 会 社
住 宅 ロ ー ン 関 連 の 長 期 火 災 保 険	GKすまいの保険(ローン団体扱用)	三井住友海上火災保険株式会社
債 務 返 済 支 援 保 険	しんきんグッドサポート	共栄火災海上保険株式会社
傷 害 保 険	標準傷害保険	共栄火災海上保険株式会社
	標準傷害保険(キッズプラン)	共栄火災海上保険株式会社
ペ ッ ト 保 険	どうぶつ健保ふぁみりいぶち・しにあ	アニコム損害保険株式会社

事業性保険商品	商 品 名	保 険 会 社
業 務 災 害 総 合 保 険	ハイパー任意労災	AIG 損害保険株式会社
事業総合賠償責任保険	STARs	AIG 損害保険株式会社
雇用管理賠償責任保険	HR Pro	AIG 損害保険株式会社
企 業 総 合 補 償 保 険	しんきんお店と事務所のほけん	損害保険ジャパン株式会社

生命保険商品	商 品 名	保 険 会 社
個 人 年 金 保 険	しんきんらいふ年金FS	フコクしんらい生命保険株式会社
	たのしみ未来	住友生命保険相互会社
学 資 保 険	たのしみ未来 学資積立プラン	住友生命保険相互会社
	夢みるこどもの学資保険	アフラック生命保険株式会社
医 療 保 険	&LIFE 新医療保険Aセレクトup	三井住友海上あいおい生命保険株式会社
	&LIFE 新医療保険Aセレクトup(引受緩和型)	三井住友海上あいおい生命保険株式会社
	ハローキティの医療保険	フコクしんらい生命保険株式会社
	ほしい安心で「生きる」を彩る保険 あんしんパレット	アフラック生命保険株式会社
	新メディフィットPlus	メディケア生命保険株式会社
介 護 保 険	アフラックのしっかり頼れる介護保険	アフラック生命保険株式会社
	笑顔をももる認知症保険	SOMPOひまわり生命保険株式会社
が ん 保 険	あなたによりそうがん保険 ミライト	アフラック生命保険株式会社
	メディフィットがん保険	メディケア生命保険株式会社
定 期 保 険	ハローキティの定期保険	フコクしんらい生命保険株式会社
終 身 保 険	しんきんらいふ終身FS	フコクしんらい生命保険株式会社
	ふるはーとJロードⅢ	住友生命保険相互会社
	未来の自分が決める保険WAYS	アフラック生命保険株式会社
	資産形成と保障のハイブリッド ツミタス	アフラック生命保険株式会社

共 済 商 品 名	引 受 共 済 団 体
しんきんの共済制度「日本フルハップ」	公益財団法人日本中小企業福祉事業財団

■ 信託契約代理店業務

信 託 商 品	商 品 名	受 託 者
相 続 信 託	こころのボタン	信 金 中 央 金 庫
暦 年 信 託	こころのリボン	信 金 中 央 金 庫

■ 主なローン商品

商 品 名			内容と特色	ご融資期間	ご融資金額
個人向けローン	住宅ローン 130+ 太陽光500	ぬくもり	住宅の新築、増改築、太陽光設備購入等、住宅に関する資金としてご利用いただけます。全期間固定の安心感はそのままに、当初10年間の金利を低く抑えて返済負担を小さくしました。最後まで金利が決まっているから安定した返済計画が立て易く有利にご利用いただけます。	50年以内	1億円以内
		フォーエバー	住宅の新築、増改築、太陽光設備購入等、住宅に関する資金としてご利用いただけます。全期間固定金利でお借入期間中のご返済額が変わりませんので、返済計画、将来設計を立て易く有利にご利用いただけます。	50年以内	1億円以内
		だんらん	住宅の新築、増改築、太陽光設備購入等、住宅に関する資金としてご利用いただけます。3年、5年、10年の固定金利または変動金利の選択ができ有利にご利用いただけます。	50年以内	1億円以内
	中古・リフォーム・解体ローン130+ 太陽光500		個人住宅の増改築、解体、太陽光発電システム設置など幅広く住宅関連資金としてご利用いただけます。	20年以内	1,500万円以内
	マイカーローン 130+充電・蓄電設備100		車の購入から修理、車検、充電・蓄電設備購入等、車に関する費用としてご利用いただけます。	10年以内	1,000万円以内
	教育ローン130		お子さまやご家族の入学金・授業料の他、学校以外の教育施設にかかる費用等教育に伴う資金としてご利用いただけます。	就学期間+20年以内	1,000万円以内
	フリーローン	証書貸付型	お使いみちは自由で幅広く、皆さまの豊かな生活を応援します。また複数のお貸入れをまとめることもできます。	15年以内	1,000万円以内
カード型		急な出費や一時的な費用としてカードにより出し入れ自由にご利用いただけます。	1年～5年毎の自動更新	50万円～500万円	
事業者向けローン	中央しんきん 相互関税サポート		米国政府に相互関税措置の影響を直接的・間接的に受けて、資金繰りに支障を致している事業者の方にご利用いただけます。	10年以内	5,000万円以内
	中央しんきん DXサポート		デジタル技術の活用により、業務の効率化や業容拡大・インボイス対応・キャッシュレス対応を図ることを目的としたソフトウェアやシステム導入に対して設備資金・運転資金としてご利用いただけます。	5年以内	2,000万円以内
	中央しんきん 2024年問題対応ローン		法人・個人事業主の方の働き方改革に資する業務効率化のための設備投資資金や従業員待遇改善のための運転資金などに幅広くご利用いただけます。	プロパー:5年以内 保証協会:10年以内	5,000万円以内
	協調支援型プロパー融資		原材料の高騰、物価高等の影響を受けて、協調支援型特別保証制度(国制度)及び協調支援型経営課題対応特別資金(県制度)ご利用される事業者の方に、広くご利用いただけます。	10年以内	協調支援型特別保証制度利用額の10%
	中央しんきん ビジネスサポート		2年以上事業をされている法人・個人事業主の方に対し、決算書の財務数字によるスコアリングで迅速に対応し、運転資金としてご利用いただけます。	10年以内	3,000万円以内
	創業支援資金「御縁」		創業予定の方、創業後3年未満の個人・法人の方で、運転、設備資金としてご利用いただけます。	運転資金10年以内 設備資金15年以内	5,000万円以内
	中央しんきん SDGs・ESG応縁ローン		SDGsの趣旨に賛同し、持続可能な地域社会づくりへの貢献を目指し事業を展開している法人・個人事業主の方を対象に、設備資金・運転資金としてご利用いただけます。	無担保:10年以内 有担保:20年以内	2億円以内
	ビジネスローンクイック		事業に必要な資金をスピーディーに対応いたします。ご返済は【毎月元金均等返済】または【一括返済】のどちらかをお選びいただけます。	毎月返済:最長10年 期日一括返済:1年以内	500万円以内 【クレディセン・オリコ保証】 1,000万円以内 【アイフル保証】
	応 縁 団 【ビジネスカードローン応縁団】		事業に必要な資金をスピーディーに対応でき、自由に何度でもお借入れ頂ける当座貸越専用口座です。返済は随時弁済もしくは約定弁済のどちらかをお選びいただけます。	2年(契約期間) 【BC応縁団は3年】	500万円以内 【BC応縁団は1,000万円以内】
S ラ イ ン		事業に必要な資金をスピーディーに対応でき、自由に何度でもお借入れ頂ける当座貸越専用口座です。返済は随時弁済もしくは約定弁済のどちらかをお選びいただけます。	2年(契約期間)	5億円以内	
代理業務と制度融資			信金中央金庫及び(株)日本政策金融公庫・(独)住宅金融支援機構・(独)福祉医療機構などの政府系資金の代理業務や島根県、広島県及び各市町村の制度融資を取扱っております。		

●手形貸付、証書貸付、当座貸越、手形割引をお取扱いはしています。

各商品により利率、保証料、お借入限度額、ご返済方法、お使いみち等が異なります。ご契約の際はよくご確認ください。

お申し込みの際には、商品の内容を窓口や営業係におたずねください。なお、無理のない計画的なご利用をお勧めします。

■ その他のサービス

種 類	内 容
公 共 料 金 等 の 自 動 支 払 い	公共料金(電気、電話、水道、NHK、ガス)やクレジット、保険料等をご指定の預金口座から自動的に引き落とし、お支払いいたします。
給与・年金・配当金自動受取り	毎月の給料やボーナス、年金などをご指定の口座で自動的に受取れます。
キャッシュカードサービス	全国の都市銀行、地方銀行、労働金庫など「MICS」マークのある金融機関はもちろん、コンビニエンスストア、ゆうちょ銀行でもご利用いただけます。また、全国の信用金庫では、「しんきんゼロネットサービス」により、平日の時間内(8時45分～18時)は手数料無料でご利用いただけます。さらに山陰合同銀行、島根銀行のATMが平日時間内(8時45分～18時)は手数料無料でご利用いただけます。  
インターネットバンキング	インターネット上のホームページから便利なサービスがご利用いただけます。 (サービス機能)残高照会、振込・振替、入金金明細照会、定期預金預入・解約
しんきん携帯電子マネーチャージサービス	お客さまの預金口座からスマートフォン等でご利用のキャッシュレス決済サービスに、その場でチャージ(入金)できるサービスです。チャージが出来る電子マネーは「メルペイ」「PayPay」「d払い」「楽天ペイ」「auペイ」「Jcoin」です。
自 動 振 込	家賃、地代、月謝等毎月決まった先へのお支払を当金庫本支店または他金融機関のご指定口座に振込いたします。
貸 金 庫	貴金属、有価証券、重要書類などお客さまの財産を安全確実にお預りいたします。
夜 間 金 庫	売り上げ代金などを営業時間外でも安全にお預りいたします。
ク レ ジ ャ ッ ト カ ー ド	VISAおよびJCBのクレジットカードのお取扱いを行っております。
キャッシュサービス	金融機関系・流通販売系クレジットカードによるキャッシングサービスを行っております。
デビットカードサービス	加盟店の専用端末を利用し当金庫のキャッシュカードでお買物ができます。
島根中央信金アプリ	「島根中央信金アプリ」をインストールし、口座情報等を登録していただくと、通帳の残高や入金金明細をいつでもどこでも確認いただけます。
確 定 拠 出 年 金	りそな銀行の個人型確定拠出年金(ideco)を受付金融機関としてお取扱いしております。
で ん さ い サ ー ビ ス	電子記録債権(でんさい)を利用した資金決済手段をご利用いただけます。
で ん さ い ラ イ ト	電子記録債権(でんさい)を利用した資金決済手段を、スマートフォン・タブレットでもご利用いただけます。
しんきんPayB	税金や公共料金、通販など各種代金の支払いを、コンビニや金融機関などへ出向かず、コンビニ等払込票のバーコードをスマートフォンのアプリで読み取ることで、登録した預金口座からリアルタイムで決済ができるサービスです。
ケ イ エ ー ル	複数の金融機関の口座情報を一元化、残高不足や資金ショートに対するアラート機能、インボイス制度、電帳法への対応が可能なポータルサイトです。
CO ₂ 排出量の可視化・削減サービスプラットフォーム【e-dash】	事業者の方の脱炭素化を支援するため、以下の支援メニューを提供を致します。 (1)誰でも手軽に取組めるCO ₂ 排出量の可視化 (2)取組の道標となるCO ₂ 排出量の削減目標の設定支援 (3)支援先のアドバイザーをはじめ具体的なCO ₂ 排出量の削減提案
代 理 人 サ ー ビ ス	ご病気などでご本人さまがご来店できない時にあらかじめお届けいただいた代理人の方が、預金手続きを行うことが出来ます。(ただしご本人さまが、意思・判断能力を喪失するまでです)
将来のための代理人サービス	ご本人さまが認知症と診断され、意思・判断能力を喪失された後、あらかじめお届けいただいた代理人の方が預金手続きを行うことが出来ます。



中央しんきん
これ1枚に集約!

VISA一体型ICキャッシュカード「縁 en」

海外旅行のおともに

キャッシュレスでポイント還元

2枚が1枚になるからお財布スッキリ

当座貸越セットで急な出費にも対応

クレジットカードとして使える



Chugoku Shinkin Card VISA

キャッシュカードとして使える

車をもつなら…ETCカード年会費無料! 発行手数料無料!

電子マネーなら…「縁 en」カードにプラス WAON<プレゼント!!> 年会費無料! 発行手数料無料!

15. 主な手数料一覧表 (2026年5月現在)

振込手数料(1件につき)

窓口振込	口座振替	会 員 (非会員)	
		当金庫あて	他行あて
A T M	現 金	440円	
		770円	
	口座振替	55円	110円
		440円	
	他行庫カード・現金によるお振込み	550円	
		無 料	
	個人インターネットバンキング	165円	
		55円	
	法人インターネットバンキング自動振込手数料	440円	
		220円	
	ファームバンキング(FB・HB)	440円	
		110円	
	自動振込手数料	440円	

※視覚障がいまたはその他の障がいで、ATMの利用が困難なお客様の窓口での振込手数料は、ATMでの振込手数料と同額といたします。※ATM振込につきましては上記手数料に加え、別途「ATM利用手数料」欄のお引出しのご利用手数料が必要となります。※店外ATMでの現金振込のお取扱いは出来ません。またATMでの10万円を超えるお振込みは出来ません。※総合振込(DVD・FD)持込の場合は、窓口振込手数料の口座振替に対応する手数料となります。

ATM利用手数料

お引出し	曜 日	ご利用時間帯	ご利用カード	当金庫カード	他信用金庫カード	他行カード
	平 日 (祝日を除く)	8:00～ 8:45	110円	110円	220円	
		8:45～18:00	無 料	無 料	110円	
		18:00～21:00	110円	110円	220円	
		21:00～	110円	110円	220円	
	土 曜 (祝日を除く)	8:00～ 9:00	110円	110円	220円	
		9:00～14:00	無 料	無 料	220円	
		14:00～21:00	110円	110円	220円	
		21:00～	110円	110円	220円	
	日曜・祝日・12/31～1/3	8:00～21:00	110円	110円	220円	
		21:00～	110円	110円	220円	
	お預入れ	8:00～ 8:45		110円	220円	
		8:45～18:00		無 料	110円	
		18:00～21:00		110円	220円	
		21:00～		110円	220円	
	土 曜 (祝日を除く)	8:00～ 9:00		110円	220円	
		9:00～14:00		無 料	220円	
		14:00～21:00		110円	220円	
		21:00～		110円	220円	
	日曜・祝日・12/31～1/3	8:00～21:00		110円	220円	

※山陰合同銀行・島根銀行発行のカードによる「お引出し」は、土曜9:00～14:00を除いて当金庫カードと同額の利用手数料となります。※ゆうちょ銀行カードによる「お引出し」は、12月31日は上記の曜日に対応する手数料となります。

大量硬貨整理手数料

ご入金やお振込みなどのお取引において「硬貨」の取扱枚数に応じた手数料をいただきます。

取扱枚数	手 数 料
1～ 500枚	無 料
501～1,000枚	550円
1,001～2,000枚	1,100円
2,001～3,000枚	1,650円
3,001～4,000枚	2,200円
4,001～5,000枚	2,750円
5,001～6,000枚	3,300円
6,001～7,000枚	3,850円
7,001～8,000枚	4,400円
8,001～9,000枚	4,950円
9,001～10,000枚	5,500円
10,001～11,000枚	6,050円
11,001～12,000枚	6,600円
12,001～13,000枚	7,150円
13,001～14,000枚	7,700円
14,001～15,000枚	8,250円
15,001～16,000枚	8,800円
16,001～17,000枚	9,350円
17,001～18,000枚	9,900円
18,001～19,000枚	10,450円
19,001～20,000枚	11,000円
20,001～21,000枚	11,550円
21,001～22,000枚	12,100円
22,001～23,000枚	12,650円
23,001～24,000枚	13,200円
24,001～25,000枚	13,750円
25,001～26,000枚	14,300円
26,001～27,000枚	14,850円
27,001～28,000枚	15,400円
28,001～29,000枚	15,950円
29,001～30,000枚	16,500円
30,001～31,000枚	17,050円
31,001～32,000枚	17,600円
32,001～33,000枚	18,150円
33,001～34,000枚	18,700円
34,001～35,000枚	19,250円
35,001～36,000枚	19,800円
36,001～37,000枚	20,350円
37,001～38,000枚	20,900円
38,001～39,000枚	21,450円
39,001～40,000枚	22,000円
40,001～41,000枚	22,550円
41,001～42,000枚	23,100円
42,001～43,000枚	23,650円
43,001～44,000枚	24,200円
44,001～45,000枚	24,750円
45,001～46,000枚	25,300円
46,001～47,000枚	25,850円
47,001～48,000枚	26,400円
48,001～49,000枚	26,950円
49,001～50,000枚	27,500円
50,001～51,000枚	28,050円
51,001～52,000枚	28,600円
52,001～53,000枚	29,150円
53,001～54,000枚	29,700円
54,001～55,000枚	30,250円
55,001～56,000枚	30,800円
56,001～57,000枚	31,350円
57,001～58,000枚	31,900円
58,001～59,000枚	32,450円
59,001～60,000枚	33,000円
60,001～61,000枚	33,550円
61,001～62,000枚	34,100円
62,001～63,000枚	34,650円
63,001～64,000枚	35,200円
64,001～65,000枚	35,750円
65,001～66,000枚	36,300円
66,001～67,000枚	36,850円
67,001～68,000枚	37,400円
68,001～69,000枚	37,950円
69,001～70,000枚	38,500円
70,001～71,000枚	39,050円
71,001～72,000枚	39,600円
72,001～73,000枚	40,150円
73,001～74,000枚	40,700円
74,001～75,000枚	41,250円
75,001～76,000枚	41,800円
76,001～77,000枚	42,350円
77,001～78,000枚	42,900円
78,001～79,000枚	43,450円
79,001～80,000枚	44,000円
80,001～81,000枚	44,550円
81,001～82,000枚	45,100円
82,001～83,000枚	45,650円
83,001～84,000枚	46,200円
84,001～85,000枚	46,750円
85,001～86,000枚	47,300円
86,001～87,000枚	47,850円
87,001～88,000枚	48,400円
88,001～89,000枚	48,950円
89,001～90,000枚	49,500円
90,001～91,000枚	50,050円
91,001～92,000枚	50,600円
92,001～93,000枚	51,150円
93,001～94,000枚	51,700円
94,001～95,000枚	52,250円
95,001～96,000枚	52,800円
96,001～97,000枚	53,350円
97,001～98,000枚	53,900円
98,001～99,000枚	54,450円
99,001～100,000枚	55,000円

※窓口以外でお預かりする場合も、上表のとおりとさせていただきます。※同日に複数回に分けてご依頼されるなど、実質的に同一のお取扱いに当たる場合は、合計枚数での手数料となります。※両替または大量硬貨入金の際、変形・破損・摩耗した硬貨、水などで濡れた硬貨、粘着物がついた硬貨等のお取扱い枚数が合計100枚を超える場合、1回あたり別途2,200円(税込)を頂戴いたします。

両替手数料及び金種指定支払手数料

①通常両替(紙幣、硬貨枚数)		②1束単位両替(棒金1束、帯封1束)	
1～50枚	無 料	1束	55円
51～500枚	550円	2束	110円
501～1,000枚	1,100円	3束	165円
1,001～1,500枚	1,650円	4束	220円
1,501～2,000枚	2,200円	5束	275円
2,001～2,500枚	2,750円	6束	330円
2,501～3,000枚	3,300円	7束	385円
3,001～3,500枚	3,850円	8束	440円
3,501～4,000枚	4,400円	9束	495円
4,001～4,500枚	4,950円	10束	550円
4,501～5,000枚	5,500円	11束	605円
5,001～5,500枚	6,050円	12束	660円
5,501～6,000枚	6,600円	13束	715円
6,001～6,500枚	7,150円	14束	770円
6,501～7,000枚	7,700円	15束	825円
7,001～7,500枚	8,250円	16束	880円
7,501～8,000枚	8,800円	17束	935円
8,001～8,500枚	9,350円	18束	990円
8,501～9,000枚	9,900円	19束	1,045円
9,001～9,500枚	10,450円	20束	1,100円
9,501～10,000枚	11,000円	21束	1,155円
10,001～10,500枚	11,550円	22束	1,210円
10,501～11,000枚	12,100円	23束	1,265円
11,001～11,500枚	12,650円	24束	1,320円
11,501～12,000枚	13,200円	25束	1,375円
12,001～12,500枚	13,750円	26束	1,430円
12,501～13,000枚	14,300円	27束	1,485円
13,001～13,500枚	14,850円	28束	1,540円
13,501～14,000枚	15,400円	29束	1,595円
14,001～14,500枚	15,950円	30束	1,650円
14,501～15,000枚	16,500円	31束	1,705円
15,001～15,500枚	17,050円	32束	1,760円
15,501～16,000枚	17,600円	33束	1,815円
16,001～16,500枚	18,150円	34束	1,870円
16,501～17,000枚	18,700円	35束	1,925円
17,001～17,500枚	19,250円	36束	1,980円
17,501～18,000枚	19,800円	37束	2,035円
18,001～18,500枚	20,350円	38束	2,090円
18,501～19,000枚	20,900円	39束	2,145円
19,001～19,500枚	21,450円	40束	2,200円
19,501～20,000枚	22,000円	41束	2,255円
20,001～20,500枚	22,550円	42束	2,310円
20,501～21,000枚	23,100円	43束	2,365円
21,001～21,500枚	23,650円	44束	2,420円
21,501～22,000枚	24,200円	45束	2,475円
22,001～22,500枚	24,750円	46束	2,530円
22,501～23,000枚	25,300円	47束	2,585円
23,001～23,500枚	25,850円	48束	2,640円
23,501～24,000枚	26,400円	49束	2,695円
24,001～24,500枚	26,950円	50束	2,750円
24,501～25,000枚	27,500円	51束	2,805円
25,001～25,500枚	28,050円	52束	2,860円
25,501～26,000枚	28,600円	53束	2,915円
26,001～26,500枚	29,150円	54束	2,970円
26,501～27,000枚	29,700円	55束	3,025円
27,001～27,500枚	30,250円	56束	3,080円
27,501～28,000枚	30,800円	57束	3,135円
28,001～28,500枚	31,350円	58束	3,190円
28,501～29,000枚	31,900円	59束	3,245円
29,001～29,500枚	32,450円	60束	3,300円
29,501～30,000枚	33,000円	61束	3,355円
30,001～30,500枚	33,550円	62束	3,410円
30,501～31,000枚	34,100円	63束	3,465円
31,001～31,500枚	34,650円	64束	3,520円
31,501～32,000枚	35,200円	65束	3,575円
32,001～32,500枚	35,750円	66束	3,630円
32,501～33,000枚	36,300円	67束	3,685円
33,001～33,500枚	36,850円	68束	3,740円
33,501～34,000枚	37,400円	69束	3,795円
34,001～34,500枚	37,950円	70束	3,850円
34,501～35,000枚	38,500円	71束	3,905円
35,001～35,500枚	39,050円	72束	3,960円
35,501～36,000枚	39,600円	73束	4,015円
36,001～36,500枚	40,150円	74束	4,070円
36,501～37,000枚	40,700円	75束	4,125円
37,001～37,500枚	41,250円	76束	4,180円
37,501～38,000枚	41,800円	77束	4,235円
38,001～38,500枚	42,350円	78束	4,290円
38,501～39,000枚	42,900円	79束	4,345円
39,001～39,500枚	43,450円	80束	4,400円
39,501～40,000枚	44,000円	81束	4,455円
40,001～40,500枚	44,550円	82束	4,510円
40,501～41,000枚	45,100円	83束	4,565円
41,001～41,500枚	45,650円	84束	4,620円
41,501～42,000枚	46,200円	85束	4,675円
42,001～42,500枚	46,750円	86束	4,730円
42,501～43,000枚	47,300円	87束	4,785円
43,001～43,500枚	47,850円	88束	4,840円
43,501～44,000枚	48,400円	89束	4,895円
44,001～44,500枚	48,950円	90束	4,950円
44,501～45,000枚	49,500円	91束	5,005円
45,001～45,500枚	50,050円	92束	5,060円
45,501～46,000枚	50,600円	93束	5,115円
46,001～46,500枚	51,150円	94束	5,170円
46,501～47,000枚	51,700円	95束	5,225円
47,001～47,500枚	52,250円	96束	5,280円
47,501～48,000枚	52,800円	97束	5,335円
48,001～48,500枚	53,350円	98束	5,390円
48,501～49,000枚	53,900円	99束	5,445円
49,001～49,500枚	54,450円	100束	5,500円

※個人・法人を問わず、すべてのお客さまが対象となります。ただし「法人・個人事業主の方の給与・賞与資金の支払い」は除きます。

※新札への両替も対象となります。

【取扱枚数について】

※両替の場合、持込枚数と受取枚数のいずれか多い方とさせていただきます。

※金種指定の現金のご出金の場合

・お引出し総枚数から万円券を除いた枚数で計算いたします。ただし万円券が新札の場合には、その枚数も含めます。(金種指定のない払出しは手数料は無料です。)。一部の金種を指定して出金される場合、金種を指定せずに出金された残金についても合計枚数に含みます。・同日に複数回に分けてご依頼されるなど、実質的に同一のお取扱いに当たる場合は、合計枚数での手数料となります。・大量硬貨入金と金種指定払出しを同時にされた場合は、大量硬貨整理手数料と両替手数料のそれぞれをご負担いただきます。・汚損、破損した現金の交換、記念硬貨からの交換は無料といたします。

【1束単位両替について】

※①1束単位両替は端数を伴わない、1束単位での両替です。通常両替よりもお安くご利用

16. 店舗一覧 (2026年5月現在)

	店 舗 名	住 所	電 話 番 号	ATM	休日運行
出雲市	本店営業部	出雲市今市町252-1	(0853)21-1750	●	●
	塩 治 支 店	出雲市塩冶町956-1	(0853)23-0800	●	●
	出雲西支店	出雲市大島町26	(0853)43-0080	●	●
	南 支 店	出雲市駅南町1-2-2	(0853)23-3088	●	●
	小 山 支 店	出雲市渡橋町316-3	(0853)23-1290	●	●
	東 支 店	出雲市中野町323-3	(0853)22-4500	●	●
	斐 川 支 店	出雲市斐川町直江4822-2	(0853)72-0234	●	●
	斐川東支店	出雲市斐川町莊原2249-2	(0853)72-3311	●	●
	大 社 支 店	出雲市大社町修理免766-6	(0853)53-3140	●	●
	平 田 支 店	出雲市平田町2794-1	(0853)62-2680	●	●
大田市	大田営業部	大田市大田町大田イ660-1	(0854)82-0740	●	●
	久 手 支 店	大田市久手町波根西1987-1	(0854)82-8724	●	●
	仁 摩 支 店	大田市仁摩町仁万827-4	(0854)88-2405	●	●
松江市	松 江 支 店	松江市朝日町489	(0852)21-0613	●	●
	松江北支店	松江市北田町59	(0852)21-4358	●	●
江津市	江 津 支 店	江津市江津町922-5	(0855)54-1890	●	●
	桜江出張所	江津市桜江町川戸11-1	(0855)92-8037	●	●
邑智郡	川 本 支 店	邑智郡川本町大字川本592-2	(0855)72-0645	●	●
	瑞 穂 支 店	邑智郡邑南町下田所349-2	(0855)83-1155	●	●
	石 見 支 店	邑智郡邑南町矢上107-2	(0855)95-1231	●	●
	邑 智 支 店	邑智郡美郷町粕淵370-5	(0855)75-1243	●	●

店外キャッシュコーナー一覧表

	設 置 場 所		ATM	休日運行
出雲市	出 雲 市 役 所	出雲市今市町70	●	
	イオンモール出雲店	出雲市渡橋町1066	●	●
	ゆめタウン出雲店	出雲市大塚町650-1	●	●
大田市	グッディー大田出張所	大田市大田町大田口933-6	●	●
	イ オ ン 大 田 店	大田市長久町土江97	●	●
	仁摩支店温泉津出張所	大田市温泉津町小浜口30	●	●
邑智郡	あ い タ ウ ン ア ベ ル	邑智郡邑南町矢上996	●	●

休日運行欄 ●印の付いた店舗および店外キャッシュコーナーは土・日・祝日稼動しております。

ATM 平日・土日・祝日ともに営業時間を拡大

中央しんきんのATMは全店毎日(土日祝日含む)朝の8時から夜8時まで動いています。
(仕事の前に、仕事の後に休日でもいつでも使えます。)

当金庫
設置
ATM

毎日 朝8:00～夜8:00

※ゆめタウン出雲は毎日朝9時30分～夜9時まで イオンモール出雲・イオン大田店は毎日朝9時～夜9時まで営業しています。
※平日、本店営業部・南支店・小山支店・斐川支店・平田支店・大田営業部では夜9時まで営業しています。

店舗一覽

③ 久手支店



大田市久手町波根西1987-1

② 大田営業部



大田市大田町大田イ660-1

④ 仁摩支店



大田市仁摩町仁万827-4

⑨ 江津支店



江津市江津町922-5

⑩ 桜江出張所



江津市桜江町川戸11-1

⑱ 大社支店



出雲市大社町修理免766-6

⑲ 小山支店



出雲市渡橋町316-3

⑫ 出雲西支店



出雲市大島町26

⑳ 東支店



出雲市中野町323-3

⑮ 南支店



出雲市駅南町1-2-2

㉑ 平田支店



出雲市平田町2794-1

① 本店営業部・本部



出雲市今市町252-1



⑧ 邑智支店



邑智郡美郷町粕淵370-5

⑤ 川本支店

2020年旧JR石見川本駅舎内へ移転
邑智郡川本町大字川本592-2

⑦ 石見支店



邑智郡邑南町矢上107-2

⑥ 瑞穂支店



邑智郡邑南町下田所349-2

一年間のあゆみ (2025年4月～2026年3月)

2025年

4月

- ・女性職員の制服を刷新(3年ぶり)、管理職用の制服を導入
- ・米国の関税措置等に関する相談窓口を設置
- ・島根中央信金アプリによる普通預金口座開設申し込み機能の取り扱いを開始
- ・事業者向けローン、中央しんきん「相互関税サポート」の取り扱いを開始
- ・熱中症対策マニュアルの策定、熱中症指数計の店舗への設置、および営業担当者へサーモストレスケアグッズの配付を実施
- ・「能登半島復興応援寄附付定期預金Ⅱ」「能登半島復興応援寄附付定期積金Ⅱ」を発売

5月

- ・経済産業省資源エネルギー庁による「省エネ・地域パートナーシップ」の取り組みにパートナー金融機関として参加
- ・当金庫の窓口での詐欺被害未然防止により大田警察署長より当金庫大田営業部の職員2名が感謝状を受ける
- ・「島根中央信用金庫・山陰中央新報社旗争奪第45回出雲・平田・簸川地区スポーツ少年野球大会」を開催
- ・スポーツ少年野球大会の写真展を開催
- ・島根県内6自治体への企業版ふるさと納税による寄附の目録を贈呈

6月

- ・「信用金庫の日」のイベントを全店舗にて実施、来店者へお花の苗・感謝せんべい・感謝かりんとう・お菓子をプレゼント
- ・「こども口座開設キャンペーン」を実施
- ・第51期通常総代会を開催
- ・信金の渉外人員比率ランキング(ニッキン調べ)で当金庫が全国1位に
- ・「地域応援！サマーVer.2025定期預金」を発売

7月

- ・「能登半島復興応援寄附付定期預金Ⅲ」および「能登半島復興応援寄附付定期積金Ⅲ」の取り扱いを開始
- ・「手形・小切手機能の全面的な電子化」に向けた山陰地区内金融機関と連携した取り組みへ参加
- ・日本政策金融公庫松江支店との「危機事象発生における業務連携に関する覚書」を締結
- ・信金中央金庫によるサステナビリティ経営セミナー(職員向け)を開催
- ・「能登半島復興応援寄附付定期預金Ⅲ」「能登半島復興応援寄附付定期積金Ⅲ」を発売

8月

- ・中央しんきん住宅ローン「がん団信上乗せ0%キャンペーン」を実施
- ・当金庫の人財戦略等に対する施策の調査や意見交換のため島根県議会総務委員会がご来庫
- ・子育てサポート企業として厚生労働大臣が認定する「くるみんプラス認定(2025年度基準)」を取得(全国の金融機関で初、島根県内企業でも初の認定)
- ・男性職員へ熱中症対策ササースーツの支給を実施

9月

- ・2025年度コンプライアンス全体研修会(職員向け)を開催
- ・島根県信用金庫協会(県内5信金)と島根県警察本部により「特殊詐欺等の被害防止にかかる協定書」を締結
- ・日本赤十字島根県支部へ「能登半島復興応援定期預金(第二弾)」による寄附を実施
- ・2025年度「中央しんきんプレミアム旅行会」を催行(東京観光2泊3日)

10月

- ・仕事と介護を両立できる職場環境の整備促進のため厚生労働省が作成するシンボルマーク「トモニ」へ登録
- ・日本政策金融公庫と共催にて「創業フォローアップセミナー」を開催
- ・NHK総合四国エリアの地域情報番組「四国らっしんばん」にて当金庫の若手職員の定着支援の取り組み「B・Sノート(新人と先輩による交換日記)」が紹介されました
- ・「地域応援！オタムVer.2025定期預金」「2025秋特別金利定期預金」を発売

11月

- ・斐川東支店が内装などを一新してリニューアルオープン。
- ・中央しんきん「がん団信上乗せ0%キャンペーン」の取り扱いを延長
- ・「いずも産業未来博2025」へいずも創業・第二創業・事業承継に係る連携支援「御縁」として参加

12月

- ・「しなね子ども食堂ネットワーク」事務局島根県社会福祉協議会へ「SDGs・ESG定期預金(第二弾)」による寄附を実施
- ・普通預金規定を改訂し「オンラインカジノ」等に係る賭博行為を含む法令違反行為や公序良俗に反する行為を禁止している旨を明確化
- ・「令和7年度 小型するめいか漁業者及びサルボウガイ養殖漁業者緊急支援資金」の取り扱いを開始
- ・暗号資産交換業者及び資金移動業者への異名義送金を制限
- ・「地域応援！ウィンターVer.2025定期預金」「2025冬特別金利定期預金」を発売

2026年

1月

- ・当金庫のすべての店舗の窓口へ伝票に代わるタブレット端末(窓口支援システム)を設置
- ・島根中央信金アプリのバージョンアップを実施
- ・島根県東部を震源とする地震被害にかかる特別相談窓口を設置
- ・新年賀詞交換会(出雲・大田)を開催

2月

- ・預金金利および変動金利貸出の基準金利を改定
- ・「新生活応援！中央しんきんで給与受取キャンペーン」を実施

3月

- ・「三菱マヒンドラ農機株式会社」の農業用機械事業からの撤退に伴う特別相談窓口を設置
- ・「地域応援！スプリングVer.2026定期預金」「2026春特別金利定期預金」を発売
- ・教育資金一括贈与専用普通預金「まごっこ」の取り扱いを終了
- ・「中東情勢の緊迫化に関する特別相談窓口」を設置
- ・経済産業省および日本健康会議が実施する「健康経営優良法人2026(中小規模法人部門)」に認定(3年連続)

16 松江北支店



2023年リニューアル
松江市北田町59

14 松江支店



2020年新築
松江市朝日町489

17 斐川東支店



2025年リニューアル
出雲市斐川町庄原2249-2

13 斐川支店



2019年リニューアル
出雲市斐川町直江4822-2

11 塩冶支店



出雲市塩冶町956-1

店外キャッシュコーナー一覧表

出雲市	出雲市役所	出雲市今市町70	ATM
	イオンモール出雲店	出雲市渡橋町1066	ATM 休日運行
	ゆめタウン出雲店	出雲市大塚町650-1	ATM 休日運行
大田市	グッディー大田出張所	大田市大田町大田口933-6	ATM 休日運行
	イオン大田店	大市長久町土江97	ATM 休日運行
	仁摩支店温泉津出張所	大田市温泉津町小浜口30	ATM 休日運行
邑智郡	あいタウンアベル	邑智郡邑南町矢上996	ATM 休日運行

資料編

貸借対照表	39
損益計算書	44
剰余金処分計算書	45
最近5年間の主要な経営指標の推移	46
業務粗利益	46
業務純益	46
資金運用収支の内訳	46
利 鞘	46
受取・支払利息の増減	47
利 益 率	47
預金積金及び譲渡性預金平均残高	47
定期預金残高	47
貸出金平均残高	47
貸出金残高	47
貸出金の担保別内訳	48
債務保証見返の担保別内訳	48
貸出金業種別内訳	48
貸出金使途別残高	48
消費者ローン・住宅ローン残高	48
預 貸 率	48
商品有価証券の種類別の平均残高	49
有価証券の種類別の残存期間別の残高	49
有価証券平均残高	49
預 証 率	49
有価証券の時価に関する情報	49～50
金銭の信託の時価に関する情報	50
デリバティブ取引	50
貸倒引当金内訳	51
貸出金償却	51
報酬体系について	51
信用金庫法及び金融再生法に基づく開示債権について	52
自己資本の充実の状況等について	53

■記載計数は単位未満を切り捨てて表示しています。

■当金庫は国際業務を行っていないため、国内業務部門と国際業務部門との区別はしていません。

貸借対照表

資産の部		(単位:百万円)	
科 目	第51期 ＜2025年3月31日現在＞	第52期 ＜2026年3月31日現在＞	
(資産の部)			
現金	2,206	2,342	
預 け 金	43,822	44,525	
金 銭 の 信 託	—	—	
有 価 証 券	80,964	84,316	
国 債	711	441	
地 方 債	21,076	8,384	
社 債	2,229	5,412	
株 式	5,928	7,719	
その他の証券	51,017	62,359	
貸 出 金	173,657	183,790	
割 引 手 形	245	148	
手 形 貸 付	2,816	3,908	
証 書 貸 付	156,746	166,660	
当 座 貸 越	13,849	13,072	
そ の 他 資 産	2,031	2,261	
未 決 済 為 替 貸	21	25	
信金中金出資金	1,265	1,265	
前 払 費 用	—	—	
未 収 収 益	320	346	
その他の資産	424	623	
有 形 固 定 資 産	3,897	3,824	
建 物	1,139	1,088	
土 地	2,207	2,139	
リ ー ス 資 産	264	237	
建 設 仮 勘 定	0	106	
その他の有形固定資産	284	251	
無 形 固 定 資 産	25	21	
ソフトウエア	12	8	
その他の無形固定資産	12	12	
前 払 年 金 費 用	149	188	
繰 延 税 金 資 産	2,089	1,703	
債 務 保 証 見 返	2,503	2,270	
貸 倒 引 当 金	△ 1,921	△ 1,894	
(うち個別貸倒引当金)	(△ 1,280)	(△ 1,327)	
資 産 の 部 合 計	309,426	323,349	

(注)2017年8月10日に協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成5年5月12日公布法律第44号)第15条第1項第1号の規定に基づき、発行済優先出資の全額を消却いたしました。優先出資の消却を受け、貸借対照表上、優先出資金に計上していた250百万円を2017年度よりその他の出資金に振り替えて計上しております。

負債及び純資産の部		(単位:百万円)	
科 目	第51期 ＜2025年3月31日現在＞	第52期 ＜2026年3月31日現在＞	
(負債の部)			
預 金 積 金	293,892	306,068	
当 座 預 金	4,014	3,547	
普 通 預 金	88,985	91,104	
貯 蓄 預 金	353	377	
通 知 預 金	18	23	
定 期 預 金	187,633	198,087	
定 期 積 金	11,288	11,231	
その他の預金	1,597	1,696	
借 用 金	1,110	1,080	
借 入 金	1,110	1,080	
当 座 借 越	—	—	
そ の 他 負 債	1,763	1,728	
未 決 済 為 替 借	47	43	
未 払 費 用	844	1,017	
給付補填備金	24	29	
未 払 法 人 税 等	197	135	
前 受 収 益	63	80	
払 戻 未 済 金	28	12	
払 戻 未 済 持 分	59	6	
職 員 預 り 金	56	49	
リ ー ス 債 務	291	268	
資産除去債務	82	—	
その他の負債	67	83	
賞 与 引 当 金	156	157	
退 職 給 付 引 当 金	—	—	
役員退職慰労引当金	80	91	
睡眠預金払戻損失引当金	47	64	
偶 発 損 失 引 当 金	108	143	
繰 延 税 金 負 債	—	—	
再評価に係る繰延税金負債	83	69	
債 務 保 証	2,503	2,270	
負 債 の 部 合 計	299,747	311,674	
(純資産の部)			
出 資 金	1,948	1,936	
普 通 出 資 金	1,698	1,686	
優 先 出 資 金	—	—	
その他の出資金	250	250	
資 本 剰 余 金	250	250	
資 本 準 備 金	250	250	
利 益 剰 余 金	11,075	12,236	
利 益 準 備 金	1,964	1,948	
その他利益剰余金	9,110	10,287	
特 別 積 立 金	8,130	9,030	
(うち体質強化積立金)	(1,500)	(1,500)	
当期末処分剰余金	980	1,257	
処 分 未 済 持 分	△ 6	△ 2	
会 員 勘 定 合 計	13,266	14,421	
その他有価証券評価差額金	△ 3,778	△ 2,901	
土地再評価差額金	191	155	
評価・換算差額等合計	△ 3,587	△ 2,746	
純 資 産 の 部 合 計	9,679	11,674	
負債及び純資産の部合計	309,426	323,349	

貸借対照表注記事項

第52期<2026年3月31日現在>

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2.と同じ方法により行っております。
4. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	20年～39年
その他	3年～15年

5. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。
6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
7. 外貨建資産(外国通貨)は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産・特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。))に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。))に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。))に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。当該予想損失額は、3年間の貸倒実績の過去一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。

さらに、破綻懸念先、業況が低調あるいは財務内容に問題があるなど注意を要する債務者(以下「要注意先」という。))及び要注意先のうち当該債務者の債権の全部または一部が要管理債権である債務者(以下「要管理先」という。))のうち非保全額が一定額以上かつ将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローによる回収額を検討のうえ、必要と認められる額を計上しております。

上記以外の債権については、要管理先に対する債権については今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、また要注意先及び業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者(以下、「正常先」という。))に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。これらの予想損失額は、3年間または1年間の貸倒実績の過去一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、各営業店及び本部関連部署において一次査定を実施し、業務部が二次査定を行ったのち、当該部署から独立した監査部(資産監査部署)が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は200百万円であります。

9. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

10. 当金庫は、確定給付型年金制度及び確定拠出型年金制度を採用しております。退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法(又は損益処理方法)は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(16年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生時の翌事業年度から費用処理

また、当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

①制度全体の積立状況に関する事項(2025年3月31日現在)

年金資産の額	1,796,855百万円
年金財政計算上の数理債務の額	
と最低責任準備金の額との合計額	1,828,746百万円
差引額	△31,890百万円

②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(自2025年3月1日至2025年3月31日)

0.2147%

③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高127,306百万円及び別途積立金95,415百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間14年7カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金39百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

11. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支給に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
12. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
13. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
14. 固定資産に係る控除対象外消費税等は個々の資産の取得価格に含めて計上しております。
15. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の通りです。

貸倒引当金 1,894百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として、8.に記載しております。

債務者区分の判定や将来キャッシュ・フローの見積りに利用した事業計画における販売予測、経費削減見込及び債務返済予定等の将来見込について仮定をしております。

貸倒引当金の算定に用いた仮定は不確実であり、見積りに用いた仮定が変化した場合には、翌事業年度の貸倒引当金は増減する可能性があります。

16. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 221百万円

17. 有形固定資産の減価償却累計額 2,845百万円

18. 有形固定資産の圧縮記帳額 282百万円

19. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	627百万円
危険債権額	7,316百万円
三月以上延滞債権額	一百万円
貸出条件緩和債権額	22百万円
合計額	7,966百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

20. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却または(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は148百万円であります。

21. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	199百万円
預 け 金	14,205百万円
担保資産に対応する債務	
預 金	103百万円
借 用 金	1,080百万円

上記のほか、為替決済の担保として、預け金5,000百万円を差し入れております。

22. 土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1999年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める方法(不動産鑑定士による鑑定評価及び固定資産税評価)に基づいて、合理的な調整を行って算出してあります。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 353百万円

23. 出資1口当たりの純資産額 3,464円80銭

24. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように資産及び負債の総合

的管理(ALM)をしております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、市場リスク管理要領等の諸規定を定め、ALMによって金利変動リスク及び価格変動リスクを管理しております。

具体的には、貸出資産の健全性の向上を図るため、融資案件の審査・管理、貸出金の信用リスク管理を行う業務部を設置しております。融資審査にあたっては、融資に関する基本原則を遵守し、事業計画や資金使途の妥当性、返済能力、担保などを総合的に評価し厳正な審査をしております。さらに、一定金額以上の融資案件や一定融資残高以上の融資先の案件などについては、融資特別審議委員会において審議する等、一層厳格な審査体制としております。

また、一連の信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会で協議・検討を行うとともに、必要に応じて経営陣に報告しております。

なお、有価証券の発行体の信用リスクは経営企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

当金庫は、市場リスク管理要領等の諸規定を定め、ALMによって金利変動リスク及び価格変動リスクを管理しております。

(i) 金利リスクの管理

経営企画部において、一定の金利ショックを想定した場合における銀行勘定の金利リスク量の計測や金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、新商品等の導入による影響など、ALM管理システムや証券管理システムにより計測を行い、リスク管理委員会で協議・検討を行うとともに、必要に応じて経営陣に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

市場運用商品(有価証券)の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余資運用方針及び有価証券運用方針に従い行われております。

このうち、経営企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、時価評価及び最大損失額によるリスク量の計測を行い、継続的なモニタリングを通じて価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は経営企画部を通じ、リスク管理委員会及び理事会において定期的に報告されております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」の市場リスク量をVaRにより四半期(「有価証券」は月次)で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。

当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間20日、信頼区間99%、観測期間1,200営業日)により算出しており、2026年3月31日現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で2,035百万円です。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、流動性リスク管理要領等の諸規定を定め、流動性リスクを管理しております。

具体的には、余裕資金の運用に関して、流動性の高い運用商品への投資に努めるとともに、経営企画部が資金繰りの状況を日次、週次、旬次、月次ベースで算出し、預金に対する支払い可能資産の保有割合(支払準備率)により、適正な流動性の維持、管理を行っております。

これらの情報は経営企画部を通じ、リスク管理委員会及び理事会において定期的に報告されております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

25. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注2)参照)。また、現金は時価が帳簿価格と一致することから注記を省略しております。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)			
	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
1) 預け金	44,525	41,401	△3,124
(2) 有価証券	84,273	82,773	△1,499
満期保有目的の債券	9,044	7,544	△1,499
その他有価証券	75,228	75,228	—
(3) 貸出金(*1)	183,790	—	—
貸倒引当金(*2)	△1,889	—	—
	181,900	182,283	382
金融資産計	310,698	306,457	△4,241
(1) 預金積金	306,068	306,936	868
(2) 借入金(*1)	1,080	1,032	△47
金融負債計	307,148	307,968	821

- (*)1) 貸出金、借入金の「時価」には「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。
- (*)2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- (*)3) その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2021年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価格を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価格等によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については26.から27.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①、②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

- ① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)
- ② ①以外の債権については、貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(TONA、SWAP、JGB)で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、

将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した借入金の元利金の合計額を市場金利(SWAP)で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。なお、残存期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)	
区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)(*2)	43
信金中央金庫出資金(*1)	1,265
組合出資金等(*3)	—
合 計	1,309

- (*)1) 非上場株式及び信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(2024年9月13日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
- (*)2) 当事業年度において、非上場株式について減損はありません。
- (*)3) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)				
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金(*1)	16,405	21,180	3,440	3,500
有価証券	1,176	20,593	8,756	18,928
満期保有目的の債券	33	1,122	2,289	5,600
その他有価証券のうち 満期があるもの	1,143	19,471	6,467	13,328
貸出金(*2)	19,994	41,435	33,546	75,367
合 計	37,575	83,208	45,742	97,795

- (*)1) 預け金のうち、流動性預け金は「1年以内」に含めております。
- (*)2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)				
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(*)	203,608	97,573	4,104	152
借入金	30	1,050	—	—
合 計	203,638	98,623	4,104	152

- (*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含め、定期性預金のうち、満期日を経過した預金は期間の定めがないものとして含めておりません。

26. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、27. も同様であります。

(1)満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	地方債	199	200	0
	社 債	—	—	—
	その他	189	209	20
	小 計	389	409	20
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	社 債	255	251	△3
	その他	8,400	6,883	△1,516
	小 計	8,655	7,134	△1,520
合 計		9,044	7,544	△1,499

(2)その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株 式	818	793	24
	債 券	—	—	—
	国 債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	そ の 他	33,112	31,324	1,788
	小 計	33,931	32,118	1,812
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株 式	6,856	7,462	△605
	債 券	13,783	17,332	△3,948
	国 債	441	500	△58
	地方債	8,184	11,595	△3,411
	社 債	5,157	5,636	△479
	そ の 他	20,657	21,996	△1,309
小 計		41,297	47,161	△5,863
合 計		75,228	79,279	△4,050

27. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

	売 却 額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	29,036	1,665	399
債 券	10,825	—	3,155
国 債	691	—	206
地方債	10,134	—	2,948
社 債	—	—	—
そ の 他	196,772	2,804	846
合 計	236,634	4,469	4,401

28. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、38,895百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(または任意の時期に無条件で取消可能なもの)が11,681百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

29. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
その他有価証券	1,149百万円
貸倒引当金	388百万円
減価償却限度超過額	133百万円
賞与引当金	44百万円
偶発損失引当金	40百万円
役員退職慰労引当金	25百万円
その他	56百万円
繰延税金資産小計	1,839百万円
評価性引当額	△82百万円
繰延税金資産合計	1,756百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	53百万円
繰延税金負債合計	53百万円
繰延税金資産の純額	1,703百万円

30. 追加情報

その他の出資金には、協同組織金融機関の優先出資に関する法律(1993年5月12日公布法律第44号)第15条第1項第1号の規定に基づく優先出資の消却に対応して優先出資金から振り替えて計上した250百万円が含まれております。

損益計算書

(単位:千円)

科 目	第51期 〈2024年4月1日～ 2025年3月31日〉	第52期 〈2025年4月1日～ 2026年3月31日〉
経 常 収 益	7,934,572	10,077,379
資 金 運 用 収 益	4,440,236	6,990,731
貸 出 金 利 息	2,694,492	3,031,826
預 け 金 利 息	225,744	368,029
有価証券利息配当金	1,498,183	3,563,100
その他の受入利息	21,816	27,775
役務取引等収益	260,773	258,290
受入為替手数料	80,015	81,135
その他の役務収益	180,757	177,154
そ の 他 業 務 収 益	2,414,334	1,010,384
外国為替売買益	－	－
国債等債券売却益	2,361,245	926,781
国債等債券償還益	－	－
その他の業務収益	53,089	83,602
そ の 他 経 常 収 益	819,227	1,817,973
貸倒引当金戻入益	－	－
償却債権取立益	14,047	1,844
株 式 等 売 却 益	805,147	1,813,782
金銭の信託運用益	－	－
その他の経常収益	32	2,345
経 常 費 用	6,688,687	8,458,545
資 金 調 達 費 用	467,349	862,309
預 金 利 息	453,324	842,473
給付補填備金繰入額	10,050	13,744
借 用 金 利 息	3,681	5,812
その他の支払利息	292	279
役務取引等費用	287,974	302,995
支払為替手数料	26,405	26,615
その他の役務費用	261,568	276,379
そ の 他 業 務 費 用	1,833,163	3,994,945
外国為替売買損	－	－
国債等債券売却損	387,572	3,574,301
国債等債券償還損	1,445,543	418,931
その他の業務費用	46	1,712
経 費	2,668,790	2,790,050
人 件 費	1,617,559	1,710,708
物 件 費	954,264	924,046
税 金	96,967	155,295
そ の 他 経 常 費 用	1,431,409	508,244
貸倒引当金繰入額	691,031	11,963
貸 出 金 償 却	－	－
株 式 等 売 却 損	644,663	409,095
株 式 等 償 却	－	11
金銭の信託運用損	－	－
その他資産償却	4	675
その他の経常費用	95,710	86,499
経 常 利 益	1,245,884	1,618,834

(単位:千円)

科 目	第51期 〈2024年4月1日～ 2025年3月31日〉	第52期 〈2025年4月1日～ 2026年3月31日〉
特 別 利 益	4,627	1,003
固定資産処分益	4,627	1,003
特 別 損 失	6,966	63,006
固定資産処分損	0	4,888
減 損 損 失	6,966	58,117
その他の特別損失	－	－
税引前当期純利益	1,243,544	1,556,831
法人税、住民税及び事業税	514,738	375,969
法 人 税 等 調 整 額	△ 192,365	25,008
法 人 税 等 合 計	322,373	400,977
当 期 純 利 益	921,171	1,155,854
繰越金(当期首残高)	52,144	66,154
土地再評価差額金取崩額	7,067	35,747
当 期 末 処 分 剰 余 金	980,384	1,257,757

損益計算書注記事項

第52期<2025年4月1日～2026年3月31日>

- 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 2. 出資1口当たり当期純利益金額 342円20銭
- 3. 地価等の下落が生じた以下の資産について、帳簿価額を売却可能価額まで減額し、当該減少額58,117千円を減損損失として特別損失に計上しております。

(単位:千円)

地 域	主な用途	種 類	減損損失
出雲市内	営業用店舗	土地	58,057
江津市内	遊休資産	土地	60
	合 計		58,117

資産のグルーピングについては、営業店舗は管理会計上の最小区分である営業店単位とし、本部等の独立したキャッシュ・フローを生み出さないものは、共用資産としております。また、遊休資産については、個々の物件を単位としております。

なお、回収可能価額の算定は、使用価値によっており、営業活動から生じるキャッシュ・フローを一定の割引率で割り引いて算出しております。

剰余金処分計算書

(単位:円)

科 目	第51期 〈2024年4月1日～ 2025年3月31日〉	第52期 〈2025年4月1日～ 2026年3月31日〉
当期末処分剰余金	980,384,139	1,257,757,058
積立金取崩額	16,204,500	11,723,000
計	996,588,639	1,269,480,058
剰余金処分量	930,433,707	1,192,047,730
利益準備金	0	0
普通出資に対する配当金	30,433,707	42,047,730
(配当率)	(年1.8%)	(年2.5%)
特別積立金	900,000,000	1,150,000,000
繰越金(当期末残高)	66,154,932	77,432,328

会計監査人による監査

当金庫の令和8年3月期の計算書類等、すなわち、貸借対照表、損益計算書、注記及びその付属明細書並びに剰余金処分案については、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査証明を受けており、令和8年5月29日付の監査報告書を受領しております。

本ディスクロージャー誌の財務諸表は、上記の計算書類等に基づき記載内容を一部追加・変更するとともに、様式を一部変更して作成しておりますが、この財務諸表そのものについては監査を受けておりません。

代表理事による財務諸表の適正性・有効性の確認

2025年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

2026年6月19日

島根中央信用金庫

理事長 福 間 均

最近5年間の主要な経営指標の推移

区 分	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
経 常 収 益	4,599,721 千円	4,668,735	5,775,942	7,934,572	10,077,379
経常利益(△は経常損失)	931,840 千円	908,051	1,058,850	1,245,884	1,618,834
当期純利益(△は当期純損失)	802,648 千円	891,212	752,634	921,171	1,155,854
出 資 総 額	2,035 百万円	1,980	1,964	1,948	1,936
普 通 出 資	1,785 百万円	1,730	1,714	1,698	1,686
優 先 出 資	－ 百万円	－	－	－	－
そ の 他 の 出 資	250 百万円	250	250	250	250
出 資 総 口 数	357 万口	346	342	339	337
普 通 出 資	357 万口	346	342	339	337
優 先 出 資	－ 万口	－	－	－	－
純 資 産 額	10,521 百万円	7,977	9,622	9,679	11,674
総 資 産 額	283,877 百万円	298,816	305,517	309,426	323,349
預 金 積 金 残 高	262,050 百万円	277,073	284,373	293,892	306,068
貸 出 金 残 高	146,628 百万円	158,507	166,510	173,657	183,790
有 価 証 券 残 高	108,722 百万円	109,972	104,822	80,964	84,316
単 体 自 己 資 本 比 率	9.11 %	9.14	8.96	8.75	8.42
普通出資に対する配当金(出資1口当たり)	7.5 円	7.5	7.5	9.0	12.5
優先出資に対する配当金(出資1口当たり)	－ 円	－	－	－	－
役 員 数	11 人	11	11	10	11
うち常勤役員数	6 人	6	6	5	6
職 員 数	214 人	209	216	221	237
会 員 数	29,952 人	26,923	26,733	26,369	26,214

(注) 1.「単体自己資本比率」は、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規程に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適切かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出しております。
2.「その他の出資金」250百万円は、2017年8月10日に協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成5年5月12日公布法律第44号)第15条第1項第1号の規定に基づき、発行済優先出資の全額を消却したことにより、優先出資金からその他の出資金に振り替えたものです。

業務粗利益

(単位:千円)

区 分	2024年度	2025年度
資 金 運 用 収 支	3,972,887	6,128,422
資 金 運 用 収 益	4,440,236	6,990,731
資 金 調 達 費 用	467,349	862,309
役 務 取 引 等 収 支	△ 27,201	△ 44,705
役 務 取 引 等 収 益	260,773	258,290
役 務 取 引 等 費 用	287,974	302,995
そ の 他 の 業 務 収 支	581,171	△ 2,984,560
そ の 他 業 務 収 益	2,414,334	1,010,384
そ の 他 業 務 費 用	1,833,163	3,994,945
業 務 粗 利 益	4,526,856	3,099,155
業 務 粗 利 益 率	1.46%	0.96%

(注) 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100

業務純益

(単位:千円)

区 分	2024年度	2025年度
業 務 純 益	1,378,405	394,008
実 質 業 務 純 益	1,870,040	320,244
コ ア 業 務 純 益	1,341,911	3,386,695
コ ア 業 務 純 益 (投資信託解約損益を除く。)	1,328,342	1,656,878

(注) 1. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

資金運用収支の内訳

区 分	平均残高 (百万円)		利 息 (千円)		利 回 り (%)	
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
資 金 運 用 勘 定	308,303	320,051	4,440,236	6,990,731	1.44	2.18
う ち 貸 出 金	169,340	175,756	2,694,492	3,031,826	1.59	1.72
う ち 預 け 金	29,249	38,459	225,744	368,029	0.77	0.95
う ち 有 価 証 券	108,448	104,570	1,498,183	3,563,100	1.38	3.40
資 金 調 達 勘 定	299,064	309,203	467,349	862,309	0.15	0.27
う ち 預 金 積 金	297,813	307,590	463,375	856,217	0.15	0.27
う ち 借 用 金	1,191	1,557	3,681	5,812	0.30	0.37

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(2024年度123百万円、2025年度128百万円)を控除して表示しております。

利 鞘

(単位:%)

区 分	2024年度	2025年度
資 金 運 用 利 回	1.44	2.18
資 金 調 達 原 価 率	1.04	1.17
総 資 金 利 鞘	0.39	1.00

受取・支払利息の増減

(単位:千円)

区 分	2024年度			2025年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受 取 利 息	117,241	85,089	202,331	66,679	2,483,815	2,550,494
うち貸出金	131,559	91,386	222,946	110,671	226,662	337,334
うち預け金	13,166	37,085	50,251	88,128	54,155	142,284
うち有価証券	△ 34,324	△ 36,596	△ 70,920	△ 132,120	2,197,037	2,064,916
支 払 利 息	8,969	119,615	128,585	28,560	366,399	394,959
うち預金積金	13,557	117,744	131,302	27,216	365,625	392,842
うち借入金	△ 4,570	1,876	△ 2,693	1,367	763	2,130

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含める方法によって算出しております。

利 益 率

(単位:%)

区 分	2024年度	2025年度
総資産経常利益率	0.39	0.49
総資産当期純利益率	0.29	0.35

(注)

$$\text{総資産経常(当期純)利益率} = \frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$$

預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位:百万円)

区 分	2024年度	2025年度
流 動 性 預 金	99,692	100,025
うち有利息預金	83,596	84,740
定 期 性 預 金	197,538	206,986
うち固定金利定期預金	186,296	195,890
うち変動金利定期預金	5	5
そ の 他	583	578
計	297,813	307,590
譲 渡 性 預 金	—	—
合 計	297,813	307,590

(注)

- 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
- 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金
 固定金利定期預金: 預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金: 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

定期預金残高

(単位:百万円)

区 分	2024年度	2025年度
定 期 預 金	187,633	198,087
固定金利定期預金	187,627	198,080
変動金利定期預金	5	5
そ の 他	0	0

貸出金平均残高

(単位:百万円)

科 目	2024年度	2025年度
手 形 貸 付	3,305	3,150
証 書 貸 付	153,270	159,830
当 座 貸 越	12,436	12,571
割 引 手 形	327	203
合 計	169,340	175,756

貸出金残高

(単位:百万円)

区 分	2024年度	2025年度
貸 出 金	173,657	183,790
固 定 金 利	75,092	88,901
変 動 金 利	98,565	94,888

貸出金の担保別内訳

(単位:百万円)

区 分	2024年度	2025年度
当 金 庫 預 金 積 金	1,187	1,285
有 価 証 券	17	17
動 産	—	—
不 動 産	60,997	64,567
そ の 他	400	80
計	62,602	65,950
信用保証協会・信用保険	25,860	26,577
保 証	26,916	26,634
信 用	58,277	64,628
合 計	173,657	183,790

債務保証見返の担保別内訳

(単位:百万円)

区 分	2024年度	2025年度
当 金 庫 預 金 積 金	—	—
有 価 証 券	—	—
動 産	—	—
不 動 産	340	300
そ の 他	—	—
計	340	300
信用保証協会・信用保険	2	2
保 証	661	709
信 用	1,499	1,258
合 計	2,503	2,270

貸出金業種別内訳

(単位:百万円、%)

区 分	2024年度			2025年度		
	貸出先数	貸出金残高	構 成 比	貸出先数	貸出金残高	構 成 比
製 造 業	181	6,821	3.92	177	6,716	3.65
農 業 、 林 業	19	158	0.09	20	231	0.12
漁 業	25	384	0.22	23	251	0.13
鉱業、採石業、砂利採取業	4	125	0.07	4	136	0.07
建 設 業	450	15,178	8.74	443	14,742	8.02
電気・ガス・熱供給・水道業	16	501	0.28	14	429	0.23
情 報 通 信 業	14	548	0.31	16	619	0.33
運 輸 業 、 郵 便 業	61	2,046	1.17	60	2,198	1.19
卸 売 業 、 小 売 業	397	11,356	6.53	398	11,476	6.24
金 融 業 、 保 険 業	17	9,663	5.56	18	9,035	4.91
不 動 産 業	278	33,027	19.01	283	35,105	19.10
物 品 賃 貸 業	4	334	0.19	4	329	0.17
学術研究、専門・技術サービス業	17	381	0.21	18	370	0.20
宿 泊 業	30	1,035	0.59	28	969	0.52
飲 食 業	217	2,993	1.72	217	2,854	1.55
生活関連サービス業、娯楽業	121	3,462	1.99	122	3,566	1.94
教 育 、 学 習 支 援 業	16	371	0.21	16	404	0.21
医 療 、 福 祉	71	3,396	1.95	73	3,519	1.91
そ の 他 の サ ー ビ ス	303	8,428	4.85	322	8,566	4.66
小 計	2,241	100,215	57.70	2,256	101,525	55.23
国 ・ 地 方 公 共 団 体	10	6,899	3.97	10	9,869	5.36
個 人	8,002	66,541	38.31	7,942	72,395	39.39
合 計	10,253	173,657	100.00	10,208	183,790	100.00

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

区 分	2024年度		2025年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設 備 資 金	105,327	60.65	112,895	61.43
運 転 資 金	68,329	39.35	70,894	38.57
合 計	173,657	100.00	183,790	100.00

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円)

区 分	2024年度	2025年度
消 費 者 ロ ー ン	7,898	8,058
住 宅 ロ ー ン	55,621	60,216

預貸率

(単位:%)

区 分	2024年度	2025年度
期 末 預 貸 率	59.08	60.04
期 中 平 均 預 貸 率	56.86	57.13

(注) 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

商品有価証券の種類別の平均残高

該当ありません。

有価証券の種類別の残存期間別の残高

2024年度

(単位:百万円)

区 分	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合 計
国 債	—	—	—	—	—	711	—	711
地 方 債	—	—	—	199	—	20,876	—	21,076
社 債	74	102	53	100	1,900	—	—	2,229
株 式	—	—	—	—	—	—	5,928	5,928
外 国 証 券	2,294	1,086	2,840	1,256	1,676	11,274	12,825	33,254
そ の 他 の 証 券	8	528	841	542	391	—	15,451	17,762

2025年度

(単位:百万円)

区 分	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合 計
国 債	—	—	—	—	—	441	—	441
地 方 債	—	—	—	199	—	8,184	—	8,384
社 債	33	2,062	1,685	100	1,531	—	—	5,412
株 式	—	—	—	—	—	—	7,719	7,719
外 国 証 券	99	3,054	766	2,894	696	10,302	2,357	20,170
そ の 他 の 証 券	1,044	5,215	7,808	—	3,334	—	24,784	42,188

有価証券平均残高

(単位:百万円)

区 分	2024年度	2025年度
国 債	897	818
地 方 債	28,664	21,068
短 期 社 債	—	—
社 債	2,569	2,514
株 式	3,239	3,256
外 国 証 券	42,117	39,869
そ の 他 の 証 券	30,960	37,042
合 計	108,448	104,570

預証率

(単位:%)

区 分	2024年度	2025年度
期 末 預 証 率	27.54	27.54
期 中 平 均 預 証 率	36.41	33.99

(注) 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

有価証券の時価に関する情報

●売買目的有価証券

該当ありません。

●満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	2024年度			2025年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	199	208	8	199	200	0
	社 債	106	109	3	—	—	—
	そ の 他	1,187	1,219	31	189	209	20
	小 計	1,493	1,537	44	389	409	20
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	223	219	△ 3	255	251	△ 3
	そ の 他	8,400	7,378	△ 1,021	8,400	6,883	△ 1,516
	小 計	8,623	7,597	△ 1,025	8,655	7,134	△ 1,520
合 計		10,116	9,135	△ 980	9,044	7,544	△ 1,499

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券です。
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

●その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	2024年度			2025年度		
		貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	株 式	1,495	1,443	52	818	793	24
	債 券	—	—	—	—	—	—
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	18,046	16,866	1,180	33,112	31,324	1,788
	小 計	19,542	18,310	1,232	33,931	32,118	1,812
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	株 式	4,389	4,652	△ 263	6,856	7,462	△ 605
	債 券	23,488	28,511	△ 5,022	13,783	17,732	△ 3,948
	国 債	711	897	△ 186	441	500	△ 58
	地 方 債	20,876	25,493	△ 4,616	8,184	11,595	△ 3,411
	社 債	1,900	2,119	△ 219	5,157	5,636	△ 479
	そ の 他	23,374	24,596	△ 1,221	20,657	21,966	△ 1,309
	小 計	51,252	57,759	△ 6,507	41,297	47,161	△ 5,863
合 計		70,795	76,070	△ 5,274	75,228	79,279	△ 4,050

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券および投資信託です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

●子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

該当ありません。

●市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位:百万円)

区 分	2024年度	2025年度
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式	—	—
非 上 場 株 式	43	43
組 合 出 資 金 等	8	—
合 計	52	43

金銭の信託の時価に関する情報

●運用目的の金銭の信託

該当ありません。

●満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

●その他の金銭の信託

該当ありません。

デリバティブ取引

金利関連取引、通貨関連取引、株式関連取引、債券関連取引、商品関連取引、クレジットデリバティブ取引等はいずれも実績がございません。

貸倒引当金内訳

(単位:百万円)

内 訳		期首残高	当期増加額	当 期 減 少 額		期末残高
				目的使用	そ の 他	
一般貸倒引当金	2024年度	149	640	－	149	640
	2025年度	640	566	－	640	566
個別貸倒引当金	2024年度	1,081	1,275	－	1,076	1,280
	2025年度	1,280	1,322	38	1,237	1,327
合 計	2024年度	1,230	1,916	－	1,225	1,921
	2025年度	1,921	1,889	38	1,877	1,894

貸出金償却

(単位:千円)

	2024年度	2025年度
貸 出 金 償 却	－	－

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1)報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。
なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2)2025年度における対象役員に対する報酬等の支払総額 (単位:百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	94

(注) 1. 対象役員に該当する理事は5名、監事は1名です。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」83百万円となっております。なお、2025年度は、賞与の支払いはありませんでした。
「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。
3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3)その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。
なお、2025年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「同等額」は、2025年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3. 2025年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権について

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円、%)

区 分		開示残高 (a)	保 全 額 (b)			保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
			担保・保証等による 回収見込額(c)	貸倒引当金 (d)			
破産更生債権及び これらに準ずる債権	2024年度	482	482	248	233	100.00%	100.00%
	2025年度	627	627	345	281	100.00%	100.00%
危 険 債 権	2024年度	6,671	5,852	4,810	1,042	87.73%	56.02%
	2025年度	7,316	5,951	4,910	1,041	81.35%	43.27%
要 管 理 債 権	2024年度	340	135	117	17	39.61%	7.88%
	2025年度	22	21	20	1	95.53%	58.30%
	三月以上延滞債権	2024年度	—	—	—	—	—
		2025年度	—	—	—	—	—
	貸出条件緩和債権	2024年度	340	135	117	39.61%	7.88%
		2025年度	22	21	20	95.53%	58.30%
小 計 (A)	2024年度	7,494	6,470	5,176	1,293	86.33%	55.80%
	2025年度	7,966	6,601	5,276	1,324	82.85%	49.23%
正 常 債 権 (B)	2024年度	168,773					
	2025年度	178,209					
総 与 信 残 高 (A) + (B)	2024年度	176,268					
	2025年度	186,176					

■ 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

■ 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。

■ 要管理債権

信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。

■ 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。

■ 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。

■ 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。

(注)「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

自己資本の充実の状況等について

本開示は、自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき開示を行っております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

自己資本の構成に関する事項

当金庫の自己資本は、会員の皆さまからの出資金、資本剰余金及び利益剰余金等により構成されております。なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次の通りです。

普通出資	①発行主体:島根中央信用金庫 ②コア資本に係る基礎的項目の額に算入された額:1,686百万円
非累積的永久優先出資	①発行主体:島根中央信用金庫 ②コア資本に係る基礎的項目の額に算入された額:500百万円

(単位:百万円、%)

項 目	2024年度	2025年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	13,236	14,378
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,198	2,186
うち、利益剰余金の額	11,075	12,236
うち、外部流出予定額(△)	30	42
うち、上記以外に該当するものの額	△ 6	△ 2
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	640	566
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	640	566
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	13,876	14,945
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	18	15
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	18	15
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	149	188
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	167	203
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	13,709	14,742
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	149,815	166,108
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	6,787	8,865
信用リスク・アセット調整額		
フロア調整額		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	156,602	174,974
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	8.75%	8.42%

自己資本の充実度に関する事項

当金庫は、これまで、会員の皆さまからの出資金や利益金の内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を十分に確保していると評価しております。また、当金庫は国内基準を採用しており、この基準となる4%を超える自己資本比率を有するとともに、適正な貸倒引当金を計上して資産の健全性維持に努めております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

(単位:百万円)

項 目	2024年度		2025年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	149,815	5,992	166,108	6,644
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	142,008	5,680	138,107	5,524
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	221	8	209	8
地方三公社向け	4	0	40	1
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	14,262	570	14,593	583
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	830	33	1,030	41
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け(うち特定貸付債券を含む)	21,565	862	20,177	807
うち特定貸付債権向け	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	20,778	831	21,958	878
トランザクター向け	487	19	488	19
不動産関連向け	54,378	2,175	59,162	2,366
自己居住用不動産等向け	28,763	1,150	32,249	1,289
賃貸用不動産向け	17,798	711	22,067	882
事業用不動産関連向け	7,817	312	4,846	193
その他不動産関連向け	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—
劣後債券及びその他資本制証券等	—	—	—	—
延滞等向け	1,765	70	1,890	75
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	537	21	428	17
取立未済手形	4	0	5	0
信用保証協会等による保証付	1,269	50	1,507	60
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
株式等	19,925	797	10,806	432
上記以外	7,293	291	7,327	293
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,265	50	1,265	50
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	1,501	60	1,400	56
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	4,527	181	4,661	186

(単位:百万円)

項 目		2024年度		2025年度	
		リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—	—
	STC要件提供分	—	—	—	—
	短期STC要件適用分			—	—
	証券化 不良債権証券化適用分	—	—	—	—
	STC・不良債権証券化適用対象外分	—	—	—	—
	再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		7,806	312	28,001	1,120
ルック・スルー方式		7,806	312	28,001	1,120
マンドート方式		—	—	—	—
蓋然性方式(250%)		—	—	—	—
蓋然性方式(400%)		—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)		—	—	—	—
④未決済取引		—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額		—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額をハパーセントで除して得た額(簡便法)		—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー		0	0	—	—
□. オペレーショナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額		6,787	271	8,865	354
BI		4,525		5,910	
BIC		543		709	
ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額(イ+ロ)		156,602	6,264	174,974	6,998

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準する債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
5. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
6. 単体総所要自己資本額=単体リスク・アセットの合計額(単体自己資本比率の分母の額)×4%

信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を被るリスクをいいます。当金庫では、信用リスクは「当金庫が管理すべき最重要のリスクである」との認識のもと、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。

信用リスクの評価につきましては、当金庫では厳格な自己査定と信用格付制度を導入し、モンテカルロシミュレーションを活用して、信用リスクの計量化を図っております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、「リスク管理委員会」で協議・検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常勤理事会といった経営陣に報告する態勢を整備しております。

貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当規程」等に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

〈地域別・業種別・残存期間別〉

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								延滞 エクスポージャー	
				貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
		2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
国	内	282,739	271,245	179,731	189,764	30,640	19,787	－	－	3,299	3,468
国	外	19,387	17,089	－	－	19,387	17,089	－	－	－	－
そ	の 他	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
地 域 別 合 計		302,127	288,334	179,731	189,764	50,027	36,876	－	－	3,299	3,468
製 造 業		11,711	13,417	7,120	7,092	－	－	－	－	693	577
農 業 、 林 業		234	342	234	342	－	－	－	－	－	2
漁 業		488	410	488	410	－	－	－	－	－	－
鉱 業、採 石 業、 砂 利 採 取 業		128	140	128	140	－	－	－	－	－	－
建 設 業		17,767	17,508	17,767	17,508	－	－	－	－	859	1,146
電 気・ガ ス・ 熱 供 給・水 道 業		556	481	556	481	－	－	－	－	－	－
情 報 通 信 業		788	1,042	775	933	－	－	－	－	－	－
運 輸 業、郵 便 業		2,432	2,630	2,250	2,411	82	50	－	－	438	－
卸 売 業、小 売 業		13,307	13,550	12,298	12,368	－	－	－	－	35	124
金 融 業、保 険 業		76,402	78,024	9,774	9,200	21,234	22,538	－	－	－	4
不 動 産 業		50,033	38,170	34,134	36,173	2,119	1,991	－	－	158	393
物 品 賃 貸 業		338	333	336	331	－	－	－	－	－	－
学 術 研 究、専 門・ 技 術 サ ー ビ ス 業		495	469	495	469	－	－	－	－	－	1
宿 泊 業		1,051	1,035	1,051	1,035	－	－	－	－	－	－
飲 食 業		3,915	3,514	3,915	3,514	－	－	－	－	203	142
生活関連サービス業、 娯 楽 業		4,376	4,468	4,376	4,468	－	－	－	－	206	291
教育、学習支援業		471	501	471	501	－	－	－	－	－	－
医 療 、 福 祉		3,842	4,244	3,842	4,244	－	－	－	－	150	155
その他のサービス		9,892	10,019	9,780	10,006	－	－	－	－	52	207
国・地方公共団体等		33,494	22,171	6,903	9,875	26,591	12,295	－	－	－	－
個 人		63,029	68,254	63,029	68,254	－	－	－	－	501	419
そ の 他		7,367	7,601	－	－	－	－	－	－	－	－
業 種 別 合 計		302,127	288,334	179,731	189,764	50,027	36,876	－	－	3,299	3,468
1 年 以 下		39,284	34,348	14,139	17,810	2,374	133	－	－		
1 年 超 3 年 以 下		18,379	31,400	13,677	12,029	1,202	5,170	－	－		
3 年 超 5 年 以 下		21,995	19,970	7,102	10,494	2,953	2,495	－	－		
5 年 超 7 年 以 下		13,648	10,348	12,048	6,859	1,599	3,289	－	－		
7 年 超 10 年 以 下		27,435	28,854	20,707	22,922	3,807	2,691	－	－		
10 年 超		151,407	144,732	110,616	118,136	38,091	23,096	－	－		
期間の定めのないもの		29,976	18,679	1,439	1,511	－	－	－	－		
残 存 期 間 別 合 計		302,127	288,334	179,731	189,764	50,027	36,876	－	－		

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
 2. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
 ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
 3. 「業種別」区分の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および各種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には特別目的会社(SPC)発行の債券、投資信託構成物が含まれます。
 4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 5. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っておりますが、外国証券等の保有があることから「地域別」の区分は「国内」、「国外」及び区分が困難な投資信託を「その他」として区分し表示しております。
 6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額については、51ページに記載しております。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
製 造 業	112	130	130	72	－	－	112	130	130	72	－	－
農 業 、 林 業	－	－	－	2	－	－	－	－	－	2	－	－
漁 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、 砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建 設 業	547	650	650	672	－	－	547	650	650	672	－	－
電 気 ・ ガ ス ・ 熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
情 報 通 信 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
運輸業、郵便業	3	2	2	0	－	－	3	2	2	0	－	－
卸売業、小売業	52	55	55	83	－	－	52	55	55	83	－	－
金融業、保険業	4	4	4	4	－	－	4	4	4	4	－	－
不 動 産 業	20	15	15	39	－	－	20	15	15	39	－	－
物 品 賃 貸 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
学術研究、専門・ 技術サービス業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
宿 泊 業	45	－	－	－	－	－	45	－	－	－	－	－
飲 食 業	54	68	68	39	－	6	54	61	68	39	－	－
生活関連サービス業、 娯 楽 業	137	171	171	205	－	－	137	171	171	205	－	－
教育、学習支援業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
医 療 、 福 祉	15	17	17	26	－	－	15	17	17	26	－	－
その他のサービス	17	35	35	75	－	－	17	35	35	75	－	－
国・地方公共団体等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個 人	65	123	123	99	－	32	65	91	123	99	－	－
そ の 他	5	5	－	－	－	－	－	－	5	5	－	－
合 計	1,081	1,280	1,275	1,322	－	38	1,076	1,237	1,280	1,327	－	－

- (注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
 2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. 標準的手法が採用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

項 目	2024年度						2025年度					
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
現金	2,206		2,206			0	2,342		2,342			0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	19,850		19,850			0	15,872		15,872			0
外国の中央政府及び中央銀行向け												
国際決済銀行等向け												
我が国の地方公共団体向け	32,596		32,596			0	21,670	1	21,670	0		0
外国の中央政府等以外の公共部門向け												
国際開発銀行向け												
地方公共団体金融機構向け												
我が国の政府関係機関向け	2,219		2,219		221	10	2,091		2,091		209	10
地方三公社向け	22		22		4	20	200		200		40	20
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	54,503		54,503		14,262	26	60,459		60,459		14,593	24
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	3,100		3,100		830	27	3,500		3,500		1,030	29
カバード・ボンド向け												
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	24,730	4,952	22,831	2,093	21,565	87	23,303	4,863	21,463	1,646	20,177	87
特定貸付債権向け												
中堅中小企業等向け及び個人向け	29,540	33,648	27,018	2,594	20,778	70	31,036	34,818	28,493	2,708	21,958	70
トランザクター向け		22,386		1,205	487	40		22,757		1,195	488	41
不動産関連向け	80,249		79,368		54,378	69	86,736		85,838		59,162	69
自己居住用不動産等向け	50,676		50,175		28,763	57	54,921		54,433		32,249	59
賃貸用不動産向け	21,929		21,623		17,798	82	26,979		26,635		22,067	83
事業用不動産関連向け	7,643		7,568		7,817	103	4,836		4,770		4,846	102
その他不動産関連向け												
ADC向け												
劣後債権及びその他資本性証券等												
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	1,257	36	1,250	22	1,765	139	1,378	346	1,338	108	1,890	131
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	552		551		537	97	454		454		428	94
取立未済手形	21		21	46	4	20	25		25		5	20
信用保証協会等による保証付	20,813	460	20,813		1,269	6	20,796	507	20,796	50	1,507	7
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付												
株式等	19,925		19,925		19,925	100	8,312		8,312		10,806	130
合計					134,714						130,779	

(注) 1.「CCF」とはオフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。
2.「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

項 目	2024年度																
	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)																
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.50%	
現金	2,206																
我が国の中央政府及び中央銀行向け	19,850																
外国の中央政府及び中央銀行向け																	
国際決済銀行等向け																	
我が国の地方公共団体向け	32,596																
外国の中央政府等以外の公共部門向け																	
国際開発銀行向け																	
地方公共団体金融機構向け																	
我が国の政府関係機関向け		2,219															
地方三公社向け				22													
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け				32,897		15,600							6,006				
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け				800		2,300											
カバード・ボンド向け																	
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)													400				
特定貸付債権向け																	
中堅中小企業等向け及び個人向け												1,205					
トランザクター向け												1,205					
不動産関連向け								21,380							10,940		
自己居住用不動産等向け								21,380									
賃貸用不動産向け															10,940		
事業用不動産関連向け																	
その他不動産関連向け																	
A D C向け																	
劣後債権及びその他資本性証券等																	
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)													134				
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞																	
取立未済手形				21													
信用保証協会等による保証付	8,162	12,697															
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付																	
株式等																	
合計	62,815	14,917		32,940		15,600		21,380				1,205	6,541		10,940		

項 目	2025年度																
	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)																
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.50%	
現金	2,342																
我が国の中央政府及び中央銀行向け	15,872																
外国の中央政府及び中央銀行向け																	
国際決済銀行等向け																	
我が国の地方公共団体向け	21,671																
外国の中央政府等以外の公共部門向け																	
国際開発銀行向け																	
地方公共団体金融機構向け																	
我が国の政府関係機関向け		2,091															
地方三公社向け				200													
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け				42,054		15,100							3,305				
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け				1,000		2,100							400				
カバード・ボンド向け																	
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)				0									0				
特定貸付債権向け																	
中堅中小企業等向け及び個人向け				2,089								997	490				
トランザクター向け				197								997					
不動産関連向け		46		720			20,374								13,166		
自己居住用不動産等向け		46		720			20,374										
賃貸用不動産向け															13,166		
事業用不動産関連向け																	
その他不動産関連向け																	
A D C向け																	
劣後債権及びその他資本性証券等																	
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)				10									165				
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞				31													
取立未済手形				25													
信用保証協会等による保証付	5,770	15,077															
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付																	
株式等																	
合計	45,655	17,215		45,132		15,100		20,374				997	3,960		13,166		

(単位:百万円)

項 目	2024年度																
	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)																
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計	
現金																2,206	
我が国の中央政府及び中央銀行向け																19,850	
外国の中央政府及び中央銀行向け																	
国際決済銀行等向け																	
我が国の地方公共団体向け																32,596	
外国の中央政府等以外の公共部門向け																	
国際開発銀行向け																	
地方公共団体金融機構向け																	
我が国の政府関係機関向け																2,219	
地方三公社向け																22	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け																54,503	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け																3,100	
カバード・ボンド向け																	
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)				21,021			3,503									24,925	
特定貸付債権向け																	
中堅中小企業等向け及び個人向け		27,872					534									29,612	
トランザクター向け																1,205	
不動産関連向け	494	28,795			1,669			10,648	5,348			92				79,368	
自己居住用不動産等向け		28,795														50,175	
賃貸用不動産向け								10,648				35				21,623	
事業用不動産関連向け	494				1,669				5,348			57				7,568	
その他不動産関連向け																	
A D C向け																	
劣後債権及びその他資本性証券等																	
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)							13					1,125				1,273	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞							551									551	
取立未済手形																21	
信用保証協会等による保証付																20,859	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付																	
株式等		0											19,925			19,925	
合計	494	56,668		21,021	1,669		4,603	10,648	5,348			1,217	19,925			287,936	

項 目	2025年度																
	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)																
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計	
現金																2,342	
我が国の中央政府及び中央銀行向け																15,872	
外国の中央政府及び中央銀行向け																	
国際決済銀行等向け																	
我が国の地方公共団体向け																21,671	
外国の中央政府等以外の公共部門向け																	
国際開発銀行向け																	
地方公共団体金融機構向け																	
我が国の政府関係機関向け																2,091	
地方三公社向け																200	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け																60,459	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け																3,500	
カバード・ボンド向け																	
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)				19,552			3,557									23,110	
特定貸付債権向け																	
中堅中小企業等向け及び個人向け		27,112					512									31,201	
トランザクター向け																1,195	
不動産関連向け	375	33,292			1,254			13,412	3,140			56				85,838	
自己居住用不動産等向け		33,292														54,433	
賃貸用不動産向け								13,412				56				26,635	
事業用不動産関連向け	375				1,254				3,140							4,770	
その他不動産関連向け																	
A D C向け																	
劣後債権及びその他資本性証券等																	
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)							202					1,068				1,447	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞							422									454	
取立未済手形																25	
信用保証協会等による保証付																20,847	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付																	
株式等		0											8,312			8,312	
合計	375	60,404		19,552	1,254		4,695	13,412	3,140			1,124	8,312			273,875	

へ、リスク・ウエイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円、%)

告示で定める リスク・ウエイト区分(%)	2024年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当 額の合計額(CCF・信用 リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	150,261	2,965	10.000	150,216
40%～70%	18,671	20,364	10.033	19,482
75%	55,164	10,753	14.049	53,845
80%	—	—	—	—
85%	20,413	4,189	42.516	21,011
90%～100%	6,673	819	40.834	6,243
105%～130%	16,160	—	—	15,996
150%	1,221	3	10.000	1,214
250%	19,925	—	—	19,925
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	288,491	39,097	15.262	287,936

告示で定める リスク・ウエイト区分(%)	2025年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当 額の合計額(CCF・信用 リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	143,506	2,764	10.000	143,478
40%～70%	17,645	21,030	10.016	18,500
75%	61,625	11,633	14.497	60,404
80%	—	—	—	—
85%	19,188	4,106	33.710	19,552
90%～100%	6,463	875	44.715	5,949
105%～130%	16,789	—	—	16,552
150%	1,148	127	10.996	1,124
250%	8,312	—	—	8,312
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	274,681	40,537	14.453	273,875

(注) 「CCFの加重平均値(%)」とはCCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとしております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
信用リスク削減手法が 適用されたエクスポージャー	2,420	2,635	24,291	24,240	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引に関しては、この取引が市場動向により大きく変動するものであり取引には特段の配慮をしつつ慎重に取組み、当金庫の資産及び負債の金利等変動リスクをヘッジすること及び収益の安定化の確保に貢献することを方針として取組むこととしております。

また、年度ごとに取引運用限度枠を理事会の承認のもと設定し、厳格な管理を行うこととしております。

有価証券関連取引においては、その投資する商品において派生商品取引を行う目的等を把握した上で投資を決定するとともに、投資後もその状況を把握管理することとしております。

●該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

証券化とは金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏づけに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫においては、有価証券投資の一環として購入したものであります。

当該有価証券投資等にかかるリスクの認識については、市場動向、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じ役員への報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。また、証券化商品への投資は、「余資運用方針」、「有価証券運用方針」等の内部基準に則るとともに投資対象を信用力を有するものなど厳選して、過度に投資することなく適切な運用並びに管理を行っております。

イ. オリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当ありません。

ロ. 投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

該当ありません。

b. 再証券化エクスポージャー

該当ありません。

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

該当ありません。

b. 再証券化エクスポージャー

該当ありません。

③保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当ありません。

オペレーショナル・リスクに関する事項

イ. リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは「内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから当金庫に生じる損失にかかるリスク」のことをいいます。当金庫におけるオペレーショナル・リスクの範囲は、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクとしており、これらのリスクを統括的に把握・管理する体制整備に向けて積極的に取組んでおります。

また、これらリスクに関しましては、「リスク管理委員会」におきまして、協議・検討するとともに、必要に応じて理事会等に報告する態勢を整備しております。

ロ. オペレーショナル・リスク相当額の算出方法

オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては、事業規模要素(BIC)の額に内部損失乗数(ILM)を乗することにより算出しており、BICの額は事業規模指標(BI)に、BIの額に応じて定める掛目を乗じて算出しております。

<BIの算出方法>

BIの額は、平成18年金融庁告示第21号に基づき、金利要素(ILDC:預金業務等の規模部分)、役務要素(SC:役務取引等の規模部分)、金融商品要素(FC:金融商品取引の規模部分)の直近3年間の平均値の合計から算出しております。

<ILMの算出方法>

当金庫のBIは1千億円以下であり、同告示に基づきILMは「1」を用いております。

<オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、BIの算出から除外した事業部門の有無>

該当ありません

<オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無>

該当ありません

出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

銀行勘定における出資又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、政策投資株式、株式関連投資信託、その他投資事業組合等への出資金が該当します。そのうち、上場株式、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額（VaR）によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じて「リスク管理委員会」に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。また、株式関連商品への投資は、証券化と同様、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けておりポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用に心掛けております。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「有価証券関係規定」や投資のために定めた内規に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

非上場株式、政策投資株式、その他投資事業組合への出資金に関しても、当金庫が定める「有価証券関係規定」に、基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券の保有目的による区分及び会計処理基準」並びに日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に基づき、適正な処理を行っております。

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	2024年度		2025年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	6,096	6,096	7,675	7,675
非 上 場 株 式 等	1,334	—	1,326	—
合 計	7,431	6,096	9,001	7,675

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

項 目	2024年度	2025年度
売 却 益	805	1,813
売 却 損	644	409
償 却	—	0

(注)損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2024年度	2025年度
評 価 損 益	△ 211	△ 581

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

項 目	2024年度	2025年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	16,283	43,190
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

金利リスクに関する事項

イ. リスク管理の方針及び手続の概要

(1) リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

当金庫では、市場金利の変動が経営に与える影響の重大性を認識し、適切なリスクコントロールを図ることを基本方針としております。金利リスクとは「市場金利の変動により、金融資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクや、金融資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスク」をいいます。金利リスクは、当金庫の全ての金利感応資産・負債を対象として管理しております。

(2) リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

ΔEVE(注)、VaR 及びストレステストの実施等により、リスク量及び資本への影響等を計測しています。また、リスク量が一定の水準に達した場合のアクションプランを定め、リスク量の削減のための具体策をリスク管理委員会及び常勤理事会で決定し、実行する態勢としております。

(3) 金利リスク計測の頻度

銀行勘定全体の経済価値変動リスクについては四半期毎に、有価証券の評価損益については日次で計測しています。

(4) ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

金利リスクを削減する場合には、当該ポジションを売却すること等により、リスク量を削減する方針としています。

(注) IRRBBのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

ロ. 金利リスクの算定手法の概要

(1) 開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE並びに信用金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期	1.25年
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期	5年
流動性預金への満期の割当て方法及びその前提	金融庁が定める保守的な前提
固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提	ともに想定していません。
複数の通貨の集計方法及びその前提	通貨別に算出した金利リスクの正値のみ合算し、通貨間の相関は考慮していません。
スプレッドに関する前提	リスクフリーレートの金利ショック幅と割引金利の金利ショック幅を同一とみなしており、割引金利の相関やスプレッドは考慮していません。
内部モデルの使用等、ΔEVEに重大な影響を及ぼすその他の前提	該当事項はありません。
前事業年度末の開示からの変動に関する説明	金利リスクの算定にかかる前提に変動はありません。
計測値の解釈や重要性に関するその他の説明	計測値が当金庫の経営に与える影響を踏まえ、リスクテイクに見合った運用態勢・リスク管理態勢の整備・高度化を進めております。

(2) 信用金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

統合リスク管理において、VaRで計測されるリスク量が配賦資本の範囲内に収まっているかモニタリングしております。また、その他としてBPV等を用い、一定の金利ショック幅が自己資本に与える影響等もモニタリングしており、その結果について、リスク管理委員会及び常勤理事会に報告しております。

(単位:百万円)

IRRBB 1:金利リスク					
項 番		イ		ロ	
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	3,675	5,284	282	97
2	下方パラレルシフト	0	0	△ 263	△ 36
3	スティープ化	4,018	5,605		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	4,018	5,605	282	97
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	14,742		13,709	

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

開示項目一覧索引

このディスクロージャー資料は、信用金庫法第89条で準用する銀行法第21条に基づいて作成していますが、その基準における各項目は以下のページに掲載しています。

1. 金庫の概況及び組織に関する事項		
(1) 事業の組織	29	
(2) 理事・監事の氏名及び役職名	29	
(3) 会計監査人の氏名又は名称	29	
(4) 事務所の名称及び所在地	35	
2. 金庫の主要な事業の内容	30	
3. 金庫の主要な事業に関する事項		
(1) 直近の事業年度における事業の概況	4	
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況	46	
① 経常収益		
② 経常利益又は経常損失		
③ 当期純利益又は当期純損失		
④ 出資総額及び出資総口数		
⑤ 純資産額		
⑥ 総資産額		
⑦ 預金積金残高		
⑧ 貸出金残高		
⑨ 有価証券残高		
⑩ 単体自己資本比率		
⑪ 出資に対する配当金		
⑫ 職員数		
(3) 直近の2事業年度における事業の状況		
① 主要な業務の状況を示す指標		
ア. 業務粗利益、業務粗利益率及び業務純益	46	
イ. 資金運用収支、役務取引等収支、及びその他業務収支	46	
ウ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	46	
エ. 受取利息及び支払利息の増減	47	
オ. 総資産経常利益率	47	
カ. 総資産当期純利益率	47	
② 預金に関する指標		
ア. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、その他の預金の平均残高	47	
イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	47	
③ 貸出金等に関する指標		
ア. 手形貸付、証書貸付及び当座貸越、割引手形の平均残高	47	
イ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	47	
ウ. 担保の種類別(当金庫預金積金、有価証券、動産、不動産、保証及び信用の区分)の貸出金残高及び債務保証見返額	48	
エ. 使途別(設備資金及び運転資金の区分)の貸出金残高	48	
オ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	48	
カ. 預貸率の期末値及び期中平均値	48	
④ 有価証券に関する指標		
ア. 商品有価証券の種類別(商品国債、商品地方債、商品政府保証債及び貸付商品債券の区分)の平均残高	49	
イ. 有価証券の種類別(国債、地方債、社債、株式、外国証券、投資信託並びに貸付有価証券の区分)の残存期間別の残高	49	
ウ. 有価証券の種類別(国債、地方債、社債、株式、外国証券、投資信託並びに貸付有価証券の区分)の平均残高	49	
エ. 預証率の期末値及び期中平均値	49	
4. 金庫の事業の運営に関する事項		
(1) リスク管理の体制	23	
(2) 法令遵守の体制	24	
(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況	16	
(4) 金融ADR制度への対応	26	
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況		
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	39~45	
(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	52	
① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権		
② 延滞債権に該当する貸出金		
③ 三月以上延滞債権に該当する貸出金		
④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金		
⑤ 正常債権		
信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権について	52	
① 信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権額		
② 信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権保全状況		
(3) 自己資本(基本的項目にかかる細目を含む。)の充実の状況	53	
(4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	49~50	
① 有価証券		
② 金銭の信託		
③ 規則第102条第1項第5号に掲げる取引(デリバティブ取引)		
(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	51	
(6) 貸出金償却の額	51	
6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	51	

信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項についての開示については以下のページに掲載しています。

定性的な開示事項			定量的な開示事項	
1. 自己資本調達手段の概要	53		1. 自己資本の構成に関する事項	53
2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要	54~55		2. 自己資本の充実度に関する事項	54~55
3. 信用リスクに関する事項	56~61		3. 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)	56~61
4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	61		4. 信用リスク削減手法に関する事項	61
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	62		5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	62
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	62		6. 証券化エクスポージャーに関する事項	62
7. オペレーショナル・リスクに関する事項	62		7. オペレーショナル・リスクに関する事項	62
8. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	63		8. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	63
9. 金利リスクに関する事項	64		9. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	63
			10. 金利リスクに関する事項	64



心 ふれあい 親・近・感

島根中央信用金庫

〒693-0001 島根県出雲市今市町252-1

TEL (0853)20-1000

<https://www.shimanechuuou.co.jp/>